

思想に出發してゐるのである。此等の行爲を履行した上でなくては遡求權と言ふものがないのである。そして此原則に對しては一般的不可抗力(公共的災害)の場合に於てしか例外と認めない。此一般的不可抗力の場合に對しては元來振出人及裏書人は爲替手形が満期日に支拂地に於て呈示され且支拂拒絶の場合には拒絶證書の作成を爲し得ることを擔保してゐるものと云ふことが出来るから若し呈示を爲すことが公共的災害の結果不可能となつた場合には右の擔保者は責任を負はされても當然であると考へる。併し此以上は我々の意見では進んではならぬものと考へる。所持人個人にしか關係せぬ事由は之を考慮に入れてはならぬ。右の擔保者の立場に於ては適當な期間内に送付した資金が何等かの事故の結果豫定の時期迄に支拂地に到達せず之が爲め手形が不渡りとなつたとすれば當然責任を免れることが出来ないのである。だからして若しも遡求權行使の爲め必要な方式上の條件が所持人に襲ひかかつた事故の爲め履行することが出来なかつたとすれば其責任を免脱せしむるを相當であると考へる。即ち此場合には「危険ハ所有者負擔ス」と云ふ格言を適用すべきものである。

此等の事由を裁判所の認定に委ねると云ふことは危険である。若しさうすると言はば下り坂に入り込んだ様なものである。遡求權の行使を受くべき者の義務が不安全となるであらう。リオンカアン氏(Reich v. ... 併し若し個人的不可抗力を排斥することになると本條に關して殆んど其實益を奪ふ結果になるであらう。

本條が一般的不可抗力の場合しか目標としなれないとしても不可抗力の効果と繼續とを決定するのは裁判所であるから右の規定の適用を排斥することが出来る。又個人的不可抗力の場合を特に排斥する趣旨の規定を設けても之又適用しないことが出来る。

又一國に於て不可抗力の存在を認定する裁判は國際條約の規定でもなければ他國に於て效力を有する譯には行かないから斯くては統一法から生ずる利益は局限されるであらう。

又フイツシエル氏の意見に對して一言するが或人が他人に付いて生じた不可抗力の結果を負担することは他にも屢々其例がある。例へば寄託者は寄託物の存在する受寄者の家が火災で焼失した場合には其被害を受けるのである。

ジモンズ氏(Monks)の意見は私に對しては遺憾ながらリオンカアン氏の見解を受諾することが出来ない。併し協調の精神に基づいて第六十七條中の「此等の行爲を爲すべき地に於ける」と云ふ語句は削除してもよいと思ふ。斯くの如くすると本條の規定は例へば所持人の住所地と呈示を爲すべき地との間の交通が遮斷された場合或は更に所持人の住所地に不可抗力の事由が発生した場合にも同様に適用があることにならう。又フランス代表の目標にある場合の大多數は満足な方法に於て解決されることが出来るであらう。併し本條の第二項は裁判所に對する指針として存置せしむる必要がある。

モルネストピカール氏(Morner)の意見は...

併し第六十七條の規定が裁判所の干渉を避止する効果を有し得るかどうかが疑問である。本條は不可抗力の意義の決定に付いての裁判所の行爲を排除してゐるが併し個人的不可抗力は包含しないことになつてゐる。けれども或る不可抗力の事由が一般的であるか個人的であるかは何人が之を認定するか。何人が抗拒すべからざる障礙の生じたことを認定するか。此れは矢張裁判所である。だから結局は裁判所にたよらなくてはならぬのであつて従つてフランス案と雖も別に新たな困難を作る譯ではない。本草案の規定を以てしても既に同様な困難があるのである。

シヤンツエル氏
本項に關してはフランス代表の解釋も獨逸代表の解釋も共に正當でない。私は個人的不可抗力を認むべしとする點に於てはフランス代表に賛成するが、本條は所謂一般的不可抗力なるものもあると云ふ思想から出發してゐるのであつてそれは何も個人的不可抗力をも認容することを排斥するものではない。

ナギー氏
個人的不可抗力の排斥は唯國際的手形に付いてのみ效力がある旨を規定したら獨佛兩當事者を満足させることは出来ないだらうか。

之に反して振出から滿期に至る迄一國の領土を離れない手形に付いては條約中に一の留保を爲したらいと思ふ。

第十回 議會

議長
では午後三時に討論を續行しよう。
議長
第六十七條(獨逸案)の討論を續行する時、獨逸案と同時進行することを出来るのことが思ふ。
レロマン氏
我國の政府に於ても第六十七條末項の規定は所持人又は所持人が手形の呈示又は拒絕證書の作成を委託した人に個人的な事由に付いても適用することを得る様擴張すべきものであると思つてゐる。蓋し所持人又は所持人に代つて拒絕證書の作成を爲す義務あるもの個人的な事由と云へども例へば死亡とか不意の疾病の如く人間の能力を以てしては豫期することの出来ない事由の爲め右の重要な手續を履踐することが出来なくなることがあつて、我國の見るところでは此場合にも矢張所謂不可

抗力の利益を與ふべきものであつて唯管轄裁判所の認定を條件とするのである。だから六十七條の末項を次の如く補充することを提議したい。[所持人又ハ所持人が手形ノ呈示若ハ拒絕證書ノ作成ヲ委託シタル者ニ個人的ナル不可抗力ニシテ所定期間内ニ呈示又ハ拒絕證書ノ作成ヲ妨ゲタルモノハ各締約國ノ法律ニ従ヒ裁判所ノ斟酌ニ委ヌ] ナギト氏の提案に依つてのみ獨逸案と佛蘭西案とを調和することが出来るのではないかと思ふ。

即ち統一法中には獨逸案に準據する規定を設け、別に條約中に於て一國の領土内のみに流通する手形に就いては佛蘭西主義を許容する旨の留保を設けるのである。

ハンメルシュラウド氏

「此等ノ行為ヲ爲スベキ地ニ於ケル」と云ふ語句を削除することを認むる獨逸の提案に依つても既に獨佛兩案は著るしく接近して來るのである。

併し更に獨逸案に依る本條の第二項に於ける「個人的ナル」と云ふ語の前に「單純ニ」と云ふ語を挿入することを提案したのである。そうすると或る一部の人々に發生した事由でも、絶對的に一般的の性質を失ふことなくして不可抗力を構成するものと認むることを得るに至るであらう。

例へばリヨンとパリとの間に鐵道事故が發生し之が爲め郵便事務に遅延を生じた場合に於ては此

事故は若し手形が右の汽車に依つてリヨンからパリに發送されてゐた場合に於ては呈示の欠缺を正當ならしむることにならう。之に反して自動車の故障の爲め豫期した時期迄にパリに來ることが出来なかつた様な場合には不可抗力を援用することは出来ないであらう。唯今のハンメルシュラウド氏の提案に對して獨逸代表は如何なる意見を御持ちであるか。ジモンズ氏 獨逸の提案は法定又ハ爲替手形ニ指定ノ期間内ニ爲替手形ノ呈示又ハ拒絕證書ノ作成ガ抗拒スベカラザル障碍(不可抗力)ニ依リテ妨ゲラレタルトキハ右期間ヲ伸長ス」と云ふのであるが、ハンメルシュラウド氏の修正案は受諾して差支ない。統一法草案の第八十五條に於ては「所持人の意思を以て拒絶證書を作成するに必要ナル行為ノ方式ハ其拒絶證書又ハ當該ノ行為ノ爲サルベキ地ノ國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム」と規定してゐる。だから私の考へでは此原則は爲替手形の呈示を遅滞したことに對する免責事由の解釋範圍の問題にも之を適用することが出来ると思ふ。我々は英國及び米國に於ては個人的不可抗力なるものを認

めても何等の不都合の生じてゐないことを認むるのである。ナギト氏やヘンメルシエラトグ氏の提案は問題を純然たる理論上の見地から見れば認容することが出来るであらうけれども、従前の経験は一層法律及び經濟に適應した解決方法のあることを教へてゐるのである。即ち此経験は六十有餘年の間、英國及び米國に於ては裁判所が此問題を當事者間に於ける公平がとれ、且又手形の確實性や流通性に對して何等の害を及ぼすことなく解決することが出来る事實を證明してゐるのである。英國の法律も米國の法律も此點に於ては何等の差異がない。即ち支拂の爲めにする呈示の遅滞は、此遅滞が所持人の支配を超へたる事由にして其非行又は過失に歸すべからざるものに依りて生じたとす] when the delay is caused by circumstances beyond the control of the holder and not imputable to his default, misconduct or negligence. に於ては免責せらるるのである。

而して此規定は我國の裁判所に於ては次の如く解釋されてゐる即ち例へば通常の病氣の如きはそれが餘りに突然にして且又餘りに重大なる爲め所持人自身に於て或は又他人を介して呈示を爲すことが出来ない様な場合でない限り充分なる免責事由とは看做されないのである。以上が英米兩國に於て多年の經驗に依つて認められた慣行であつて、英米兩國たるや現在に於ては一億五千萬人以上の住民を包擁し、巨大なる取引と多數の銀行を有する國である。されば此經驗よりすれば右の主義に付いて實際上生すべき危惧はなくなつてよいであらう。

千九百十年の會議の際にも不可抗力の問題は盛んに論議せられたのであつて、英米兩國の代表は此の無味困難なる問題に對して其態度を確定してゐたのである。一體英米法に依ると爲替手形の呈示及び拒絶證書に關する所持人の義務は絶対的のものではない。所持人は只其義務を履行すべく其最善を盡せばよいのである。若しも所持人が所定期間内に拒絶證書を作成しなかつた場合には個人的なると公共的なるを問はないが不可抗力の介入した事實の立証責任は所持人に課せらるるに過ぎない。そして我々は此主義を大いに可なりとするものであるが、之が支持の論議を茲で繰り返すことはしない。唯私は本草案獨逸案の第六十七條第二項より生ずる虞ありと思はるる或種の難問を摘示して説明を求めたいと思ふ。

一體爲替手形は孤立した事項ではない國際的取引に於て殊に然りである。それは全體として纏まつた一の取引の一部である。所が個人的不可抗力なるものを認容する國に於ては若し草案に準據すると右の取引が一方に於ては個人的不可抗力を認めない手形法に依つて規定され他方に於て之を認容する其國の國內法に依つて規律されることになる。例へば爲替手形に對する法律と船荷證券其他手形と共に右取引の一部を爲す證券に對する法律とが異なることになる。而かも其上意義決定上の難問がある。茲に一つの大火災が起つたとする。此場合には其火災の原因を探究しなければならぬ。若しもそれが革命暴動者の行爲であるとすればそれは公共的の事由である。所が若しも革命の際に於てもそれが不注意な使用人の行爲であつたとすればそれは單なる個人的な事由となる。だから寧

る第二項は之を削除すれば此等の難問を除却することが出来るであらう。フイツシ、エル氏

私は唯今のコナント氏及びマツケンジーチャーミス氏の興味ある御説明を感謝するものである。兩氏の説明せられた主義が兩氏の所屬國である英米に於て満足すべき結果を齎らしてゐることは充分了解するが爲替手形上の訴訟の審判方法が右兩國と之と異り手形の内容と拒絶證書に依る證明しか斟酌しない國とに於ては大いに異なることを忘れてはならぬ。英國及び米國に於ては爲替手形に付いての特別の裁判所が裁判するのではなくして一般の裁判所が當該事件の事情と公平に照して裁判するのである。英國法は其第四十六條に於て頗る廣濶な立場から出發してゐる。そして裁判官が裁判するに付いての指針としては單に一般的の指示しか與へて居らぬ。英國法は同條の第一項に於て「遅延ハ之ヲ免責ス」と規定し又障碍が止みたるときは所持人は「相當ノ注意ヲ以テ手形の呈示を爲すべき旨を規定してゐる」。又第四十六條の第二項に於て「相當ノ注意ヲ爲スモ呈示を爲すこと能はざるときは支拂の爲めの呈示を免除すとある」。斯くの如く總ては判事の裁量權に委されてゐるのであつて、斯かる事情の下に於ては或は個人的不可抗力なるものを認むることが出来るかも知れない。ところが頗る多數の國の參加する國際的法律に付いては斯くの如き主義は決して適用されるべきものではない。コナント氏やマツケンジーチャーミス氏は英米法の適用は實際上何等の不都合を生ぜぬと言はるるけれどもそれは恐らくは唯右の如き法規が實施されてゐる國々に住む人々の間の關係

のみについてであらう。英國に於て發生した一般的若くは個人的不可抗力の結果例へば獨逸に於て居住する裏書人に對して遡求權を行使せんとする場合には所持人は失權の結果を見るべきことを疑を容れぬ。斯くの如き訴を提起しても獨逸法に依れば失權してゐることが絶對的に明白であるから、當事者も英國法に根據する訴訟を獨逸に於て提起しよう等とは試みないであらうから此等法律の差異より生ずる損失が世間的に知られない丈である。

又今日の午前リオンカアン氏の陳べられた意見に對して一言述べさして戴きたいと思ふ。私としてはリオンカアン氏の人格と學識には多大の尊敬を持つてゐるのであるから甚だ心苦しい次第ではあるが、リオンカアン氏の言はるるが如く、フランスの裁判所が個人的不可抗力に關する其國內の規定に基づいて獨逸に居住する一人の裏書人に對しても判決を爲すことが出来ると云ふ意見には賛成出来ぬ。斯くの如き判決を獨逸に於て執行すると云ふことは全く問題にならない。のみならず佛蘭西に於て獨逸人が財産を持つてゐる場合に之に對して右判決を執行すると云ふことも出来ないであらう。佛蘭西法に於ても爲替手形に付いて法律の抵觸ある場合に於ては其行爲の行なはれた國即ち手形の裏書された國の法律が適用されるものであることを認めてゐるではないか。即ち右の場合に於て裏書人の債務を決定するのは獨逸法である。場所は行爲を支配する。フランスの判事と雖も前示の如き判決は法律の抵觸に關する佛國自身の國際私法規定に反するのであるから言渡すことは出来まい。

尙一點述べたいことがある。リオンカアン氏は銀行家の家屋が焼失し之が爲め銀行家自身の所有物のみならず第三者の寄託した有價證券をも毀滅した場合を引用して銀行家を襲つた災害が同時に、銀行家の右第三者に對する責任を免れしむるから第三者も其損失を受けると言つてゐるけれども、私の考へるところではそれは單に銀行家のみを襲つた災害ではなく同時に數人を襲つたものと云ふを至當とするであらう。即ち家を焼かれた銀行家と同時に其家に所有價證券を寄託してゐた寄託者達である。

議長

獨逸の提案に係る第六十七條第一項は矢張獨逸の提案する修正と共に何人にも異議なきものと認むる。仍て第二項を票決に付しようと思ふ。

ジモンス氏

此の投票の意義は頗る重大である。投票に敗れた側でも多數の意見に屈服しないであらう。だから寧ろ一の妥協案を滿場一致で採用した方がよいと思ふ。即ち飽く迄も此投票は單に暫定的のものに過ぎないことを強調したい。

アツセル氏(議長)

お話の通り總ての投票は暫定的のものであつて、各代表は終局的決定の時まで總ての自由を保留するものである。

ナギー氏

ジモンス氏の意見に賛成である。

議長はハンメルシュラーグ氏の修正を付した所の獨逸提案第六十七條第二項の規定を削除すべきや否やに付いて投票を求めた。其結果之を維持すべきものとしたもの、獨逸、匈、ブラジル、デンマーク、伊太利、ノールウェー、和蘭、露、スエーデン、トルコ以上十一票。但し伊太利の投票は同國代表が午前中爲した意見を條件として爲されたものである。尙バイヒマン氏は自己の投票は伊太利代表の投票とは反對の意義を有することを條件として爲したものであることを強調した。維持に反對したものは佛蘭西、日本、メキシコ以上三票。棄權は米國、ベルギー、英國及びスイス以上四票。

右の如き結果に依り第二項の維持が可決された。議長

では更にハンガリーの提案國內手形と國際手形とに分けて規定する主義を票決に付したいと思ふ。ペールネール及ナギー氏はハンガリーの提案は豫めフランス代表が受諾しなければ何等の價値がないことにならう。ハンガリーの右の提案は豫めフランス代表が受諾しなければ何等の價値がないことにならう。リオンカアン氏は佛蘭西代表としては斯様な妥協案は統一法の原理に反するものであると認むるから之を受諾し難

い。國內手形と國際手形との間に區別した取扱を爲すことを得ないものと考へる。
ナギー氏及ジツヘルマン氏
では我々の提案は之が主張をしない。

第六十七條第三項

所持人ハ遲滯ナク其直接ノ前者ニ不可抗力ノ事由ヲ通知シ尙此通知ヲ爲替手形又ハ補箋ニ記
載シ且其日時及場所ヲ表示シタル上所持人之ニ署名スルコトヲ要ス

第五十五條第二項第四乃至第七項ノ規定ハ右通知ニ準用ス

ナギー氏

不可抗力の場合に所持人が此通知を爲すことは不可能である。だから之を削除したがよいと思
ふ。

カルリン氏

「若シ可能ナル場合ニ於テハ」と云ふ文句を附加しては如何。

ジモンス氏

其附加は必要ないと思ふ。何人も不可能に付いて義務を負ふことはない。

フィツシユエル氏

若しも通知が實質的に不可能な場合には損害賠償の問題は起り得ないであらう。

リオンカアン氏

本條の第三項は修正後の第一項とは調和出來ないであらう。

ジモンス氏

本項違反の制裁は第五十五條の場合と同様であつて、損害賠償の問題が生ずるのである。

アツセル氏

此點に付いては何人も異議ないことと思はれる。

第六十七條末項

不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遲滯ナク爲替手形ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絕證書ヲ作
成セシムルコトヲ要ス

本項は何等の討議なく可決せられた。

第六十七條ノ二

不可抗力ヨリ生ズル障碍ガ爲替手形ノ滿期ヨリ一ヶ月ヲ超ヘテ繼續スルトキハ、遡求權ハ拒絕證
書ナキモ支拂ガ拒絕セラレタルト同様之ヲ行使スルコトヲ得

ナギー氏

一ヶ月と云ふよりも三十日と云つた方がよいであらう。

右可決

リオンカン氏

此期間内には満期の日を包含せしむるのであるかどうか。

アツセル氏

期間算定の問題は一般的規定として別に規定を設ける。

第六十七條ノ二第二項

不可抗力ノ場合ニ於テ一覽拂ノ手形ヲ支拂ノ爲メ呈示スルコトヲ得ズ又ハ引受ノ爲メ呈示ヲ爲スベキ爲替手形ヲ引受ノ爲メ呈示スルコトヲ得ザルトキハ所持人ハ未ダ呈示期間ノ進行中ニ在リテモ其旨ノ通知ヲ爲スコトヲ得此場合ニ若シ障碍ガ通知ヲ發シタル日ヨリ起算シテ一ヶ月以上繼續スルトキハ遡求權ハ拒絕證書ナキモ支拂又ハ引受ガ拒絕セラレタルト同様ニ之ヲ行使スルコトヲ得

ハンメルシュラーグ氏

第六十七條の二の第二項に依ると、一覽拂手形の所持人にして不可抗力の結果支拂の爲めにする呈示を爲すことを得ない場合には直ちに通知を爲し、そして三十日の期間を進行せしむることが出来る様になつてゐる。そして之は誠に必要なことである。何故ならば若しそうしないと三十日の期間を進行せしむることを得ないからである。それから又それは正當でもある。何故ならば所持人にして

若しも呈示を爲すことが出来る様であつたならば、或は爲替手形の金額を受領するか或は遡求權を行使し得た筈であるからだ。従つて三十日の期間を進行せしむる爲め一覽後定期拂の爲替手形についても同様の解決を爲す必要がある。ところが今我々に提示されてゐる草案に據ると確定日拂にして一定の期間内に引受の爲めにする呈示を爲すべき手形に就いても同様の取扱を爲すことになつてゐる様である。即ち斯様な手形の所持人は即座に通知を爲すことが出来、そして其後三十日にして遡求權を行使することになるのであるが之に反して確定日拂で而かも之に付いて何等呈示期間の定めのない手形の所持人は満期日後三十日間も待つて始めて遡求權を行使し得るのである。けれども呈示期間の定ある確定日拂手形については斯くの如き取扱を爲すことは必要でもなければ正當でもない。先づそれが必要でないと云ふのは満期日が確定してゐるのであるから三十日の期間の出發點に關しては何等の疑が生ずる餘地がない。次に正當でないと云ふのは斯くの如き呈示期間の定めある手形が何故其定めのない手形よりも早く遡求權を行使することが出来るのか其理由を解し難いからである。一定の期間内に呈示を爲すべき旨の命令は振出人又は裏書人が其擔保義務を制限する目的であるのであるから斯様な場合に此等の者をして事前の遡求を受けしむることは正當ではない。だから私は第六十七條ノ二第二項を變更して、此規定は唯一覽拂又は一覽後定期拂の爲替手形にしか適用のない様に規定すべきであると思ふ。唯其立言は然るべくやればよい。

斯くの如くすると一定の期間内に呈示を爲すべき旨の記載ある爲替手形は第六十七條ノ二第二項

の適用がないことになる。そして所持人は第六十七條の規定に依り、呈示が不可抗力の爲め不能であることを通知する義務がある。所持人の権利は呈示の欠缺あるにも拘はらず何等の影響なきことは言ふまでもないことである。

フイツシエル氏

ハンメルシュラッグ氏の見解は私も之を受諾することが出来る。そうすると本項の最初の一文は次の如く規定したらよいことにならう。

「不可抗力ノ場合ニ於テ一覽拂手形ヲ支拂ノ爲メ呈示スルコトヲ得ズ、一覽後定期拂手形ヲ引受ノ爲メ呈示スルコトヲ得ザル場合ニ於テハ所持人ハ呈示期間ノ進行中ニ於テモ既ニ通知ヲ爲スコトヲ得」

そして確定日拂にして一定の期間内に引受の爲め呈示を爲すべき旨の記載ある手形に付いての遡求権は他の確定日拂の爲替手形に付いて採用した同様の取扱を爲すことになる。だから本條の前數項に何等かの文字を挿入する必要があるかどうかを編成上の問題として考究する必要がある。

ハンメルシュラッグ氏

右ジモンス氏の立言法に賛成である。

右可決

バイヒマン氏

私は本條に關聯する期間算定の問題を提出したい。即ち

(一) 一覽後の期間が三十日以下なる場合に於ては遡求権は通知受領の後三十日を經過すれば之を行使することが出来るかそれとも右三十日に更に一覽後の期間を加算すべきであるか。

(二) 一覽後の期間が三十日を超へる場合に於ては通知受領の後一覽後の期間さへ經過すれば遡求権を行使することを得るか。それとも更に三十日の期間を附加しなければならぬか。

私の考へでは(一)の場合には三十日を經過した上遡求権を行使することが出来(二)の場合には一覽後の期間經過後行使出来るものであると思ふ。

ジモンス氏

獨逸の提案に依れば引受欠缺に依る遡求は三十日の期間經過後直ちに行使することが出来るのである。

フイツシエル氏

此問題は獨逸の新條文に依れば遡求の認容せらるる時期に關するのではなくして遡求額の算定にのみ關するのである。其點は我々が遅延利息に付いて述べる際に明らかにせられるであらう。

○ 遡求額ノ決定ニ付キテハ一覽拂ノ爲替手形ハ支拂ノ爲メ引受呈示ヲ爲スベキ爲替手形ハ引受ノ爲メ孰レモ若シ不可抗力タル事由ガ生ゼザリシナランニハ不可抗力ノ通知ヲ爲シタル所持人ニ於テ爲替手形ノ呈示ヲ爲シ得ベカリシ日ニ於テ其呈示アリタルモノト看做ス

○ 前項に對して修正が加へられたのであるから本項に付いても必然其影響を受ける。即ち引受呈示ヲ爲スベキと云ふ語は「一覽後定期拂ノ」と變へなければならぬ。のみならず本項と前項とは之を併合して一の項と爲し(第二項)此項に於ては總て第一項に規定してある場合のみを目的としてゐることを明瞭ならしめた方がよいであらう。

右可決
第四項
○ 不可抗力ノ場合ニ於テハ凡テ手形債務者ハ遡求ノ事由開始シタル場合ト同様ニ所持人ニ對シ爲替手形ノ交付ヲ求ムルコトヲ得
右は何等の討議なく可決された。
議長

スカンチナヴァヤ國の意見書に記載された次の様な新條文に付いて討議を願ひたい。

「満期又ハ其後ニ於テ爲替手形ガ支拂ノ爲メ呈示サレタルニ拘ハラズ引受人ガ其支拂ヲ爲サザルトキハ引受人ハ所持人ニ對シ呈示ノ日以降五分ノ割合ニ依ル損害金ヲ支拂ヒ且支拂欠缺ノ爲メ所持人ノ受ケタル總テノ費用ヲ賠償スルコトヲ要ス
クレルケル氏

○ 本草案に於ては爲替手形が支拂の爲め呈示されたるに拘はらず引受人が其支拂を爲さず又前者に對する遡求權も行使されない場合に於ける引受人の債務の範圍に付いての規定が欠けてゐる。右に述べたスカンチナヴァヤ國の提案は此欠陥を補充せんとする趣旨に出でたものである。

リオンカアン氏
現在何處かの國の法律に斯様な規定があるのであるか。
クレルケル氏
スカンチナヴァヤ諸國に左様な規定がある。

バイヒマン氏
若し此種の規定を統一法中に設けないと、一般法の規定に依らなければならぬことになる。けれどもノールウェーに於ては一般法の規定が此場合に適用され得るかどうか疑問である。

リオンカアン氏

商事法に據つた丈で充分ではないか。 矢張此種の規定を設けるが適當である。 殊に一般指圖證券に付いては引受人に對する遡求と云ふものがないから必要である。 少くとも國內法で此欠陥を補充することが出来る様にしなければならぬ。

ジモンス氏

獨逸手形條例に於ては引受人の負擔する利息に付いては何等の規定がない。 併しながら引受人に對して拒絶證書を作つた場合に於ては遡求を受けるところの者は滿期以降の利息に付いて責任があることになつてゐる。 そして引受人は右について連帶責任があることになつてゐる。 唯遡求が開始しないのに引受人が遅滞に陥ると云つた様な頗る稀な場合に於てのみは一般の民商法に依つて利息の額を決定することになつてゐるが此利息は呈示の日から進行するのである。

議長

統一法中に引受人の負擔すべき利息に關する規定を設くべきかどうかに關して投票を願ひたい。

設くるに賛成 ハンガリア・ブラジル・デンマーク・ノールウェー・スエーデン以上五票。

反對 獨逸・埃太利・佛蘭西・英利・西伊太利・メキシコ・オランダ・スイス・トルコ以上九票。

棄權 米國・ベルギー・日本・ロシア以上四票。

其仍て右提案否決

パイヒマン氏

では國內法で此點に關する規定を設けてよいか。

議長

引受人に對する單純直接の訴に關してならよいと思ふ。

第九章

第六十八條

凡テ爲替手形ニ付支拂拒絶證書ノ作成アリタルトキ又ハ手形ニ無費用償還ノ文句アル場合ニ於テハ支拂ノ爲メノ呈示アリタル後ハ参加人ニ依リ振出人・裏書人其他手形上ノ債務者ノ爲メ其支拂ヲ爲スコトヲ得

滿期前ニ於テ遡求ガ開始シタル場合ニ於テモ前項ニ同ジ

参加支拂ハ第三十一條第二項ノ規定ニ依リ参加引受ヲ爲シ得ル總テノ人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

ヲ得

参加支拂ハ遅クトモ支拂拒絶證書作成ノ爲メ認めラレタル期間ノ末日迄ニ爲スコトヲ要ス本條

第二項ニ規定スル場合ニ於テハ滿期前ニ爲スコトヲ要ス

富谷銆太郎氏

参加支拂は引受人の爲めにも爲し得ることを明確にした方がよいであらう。

アツセル氏

それは本條に「其他手形上ノ債務者ノ爲メ」とあるに依つて充分明確になることと思はれる。

ナギー氏

其點はアツセル氏の意見が正當であらうが、参加引受は何人によりて爲され得るのであるか。私は引受人を除外すべきものではないと考へる。

所持人及び裏書人に對しては何人に依つて支拂が爲されたかは差したる問題ではない。寧ろ最も重要な問題は参加された裏書人に對する遡求である。而して此裏書人は参加的に支拂つた引受人に對しては其相互間の法律關係に基因する抗辯を有することが屢々あるであらうが、此抗辯がない場合もある。斯様な場合に参加支拂及び之から生ずる遡及を認めてはならぬ理由はあるまい。

だから私は何人たるを問はず、單に第三十一條第二項の規定に依つて参加引受を爲し得る者のみに止まらず誰でも参加し得るの旨の規定を設くべきであると思ふのであつて、是はハンガリーの法律に於て認められてゐる規定である。

リオンカアン氏

其問題は頗る複雑である。支拂人が引受をしなかつた場合に於ては其者は單純に手形の支拂を爲

す代りに或裏書人又は振出人の爲めに参加的の支拂を爲すことが出来よう。

けれども一旦引受をした支拂人が其引受の文言に依つて支拂をしないで或裏書人の爲め参加支拂をしようと云ふのは自己の約束を無視するものである。彼は引受を爲すことに依つて總ての裏書人及び引受人を免責せしめたのである。然るに参加支拂を認めると引受人は自己の約束を取消して更に裏書人及び振出人に對して遡求權を取得することになるのである。だから佛蘭西代表は斯様な提案には賛成し難い。

ジツヘルマン氏

リオンカアン氏の唯今の説明は理論的には誠に正當である。

けれども實際取引の事情をも顧慮しなければならぬ。

例へば支拂人が友人の爲め好意上の引受を爲したとする。所が支拂の爲め手形の呈示を受けた場合に彼は寧ろ其友人の爲め参加的に支拂を爲す方が有利な場合がある。尤も引受人が引受人として單純な支拂をしても前記の友人との間の民事的關係に於て求償は出来るけれども一般の緩慢な訴訟手續に依らなければならぬ若し参加支拂を許すと爲替手形上の簡易な訴訟手續を利用することが出来る。問題は此の簡易手續の利益を受けしめてよいかどうかである。

ジモンズ氏

私はリオンカアン氏の説に賛成である。唯今のジツヘルマン氏の説例に於ては引受人は元來民事

特權ある地位を得ることは出来ないのである。ジャクソン氏は「支拂人の欲む」云々の文を「支拂人」に改むることを主張し、何故ならば拒絶證書は銀行時間の経過後でなければ作成せしむることを得ないからである。議長は「支拂人の欲む」云々の文を「支拂人」に改むることを主張し、右の意見に依ると本項の期間をもう一日延ばしたらよいことになる。パイヒマン氏は「支拂人の欲む」云々の文を「支拂人」に改むることを主張し、曩の私の提案は固執しないが唯今のジャクソン氏の意見に基づく修正を提議したい。

ジャクソン氏

右の提案は私も同様の提案を有つてゐるから之に賛成する。議長は「支拂人の欲む」云々の文を「支拂人」に改むることを主張し、

拒絶證書の作成と参加支拂に對しては夫々異つた期間を規定する方がよい。のみならず拒絶證書作成期間は國に依つて異なるから参加支拂に付いては何日間と確定的に決めた方がよい。

パイヒマン氏

右の結果に依ると本項の第一文は次の如く規定することになるであらう。参加支拂ハ拒絶證書作成ノ爲メノ期間又ハ之ニ次グ最初ノ取引日迄ニ爲スコトヲ要ス

第四項は右の如き修正を以て可決せられた

第六十九條
豫備支拂人又ハ参加引受人ガ支拂地ニ住所ヲ有スルモノトシテ指定セラレアル場合ニ於テハ所持人ハ所定期間内ニ参加支拂ヲ求ムル爲メ之等ノ總テノ者ニ對シ手形ヲ呈示スルコトヲ要ス

若シ之ヲ怠ルトキハ所持人ハ豫備支拂人ヲ記載シタルモノ若ハ被参加人ノ後者タル裏書人ニ對シ其邇求權ヲ喪失ス

(暫定的編纂)

パイヒマン氏

前條の末項に修正を加へたのであるから本條にも同様の修正を加へることにならう。議長は「支拂人の欲む」云々の文を「支拂人」に改むることを主張し、其點は當委員會に於て何等の異論のないところである。ハンメルシュラーグ氏

本條の第二文の規定する手續懈怠の場合に於ては所持人は豫備支拂人を指定したる者若は被参加人及び是等の者の後者たる裏書人に對する邇求權を喪失すべき旨を明らかにすべきである。

其結果賛成は米國日本及びノールウェーの三國にして他は反對なりし爲め否決された。スエーデンは棄權。

仍て第七〇條の第一項及第二項は可決された。

富谷銚太郎氏

第三項に於ては被参加人も亦其責任を免るるものであることを明確するがよい。

議長

富谷氏の提案を票決に付する。

賛成……獨逸オースタリイハンガリーブラジル佛蘭西日本メキシコスイスラエル

反對……ベルギーノールウェーオランダロシアスエーデン及トルコ

棄權……米デンマーク英伊

仍て第三項は日本の修正と共に可決された。

第七十一條

豫備支拂人又ハ参加引受人ガ参加支拂ヲ拒絕スルトキハ此拒絕ハ所定期間内ニ作成シタル拒絕證書ニ依リ之ヲ證明スルコトヲ要ス若シ之ヲ怠ルトキハ所持人ハ豫備支拂人ヲ指定シタルモノ又ハ被参加人ノ後者タル裏書人ニ對シ其邇求權ヲ喪失ス

(暫定的立案)

富谷銚太郎氏

本條中にある「……」ノ後者タル裏書人ニ對シ」とあるは豫備支拂人ヲ指定シタルモノ又ハ被参加人及ヒ其後者タル裏書人」と改むべきである。

ジモンズ氏

第六十九條の末文及び第七十條の末項に修正を加へた當然の結果として右の如き提案を採用しなければなるまい。

第七十一條は日本委員の修正を以て可決された。

第七十二條

参加支拂ハ爲替手形ニ記載シ何人ノ爲メニ爲サレタルガヲ表示シテ之ヲ證スルコトヲ要ス右表
示ナキトキハ該支拂ハ振出人ノ爲メニ爲サレタルモノト看做ス
参加支拂ガ競合スルトキハ最モ多クノ免責ヲ生ズルモノ優先ス
爲替手形及拒絕證書ハ参加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

ヲ知ルベカリシニ拘ハラズ自ラ支拂ヲ爲シタルトキハ其参加人ハ上述ノ者ノ支拂ニ依リ其責ヲ免ルベカリシ裏書人ニ對スル遡求權ヲ喪失ス

カルリン氏の提案はナギー氏の提案と大體同一であるから結局編纂上の問題に過ぎぬであらう。委員会は第三項を立言の點を留保して可決した。

第七十三條

参加支拂人ハ被参加人及ビ其者ノ擔保者ニ對シ所持人ノ有スル權利ニ代位ス然レドモ参加支拂人ハ爲替手形ニ新クナル裏書ヲ爲スコトヲ得ズ被参加人ノ後者タル裏書人ハ其責ヲ免ル

ナギー氏 私は本條の所持人ノ有スル權利ニ代位スと云ふ字句に付いて説明を求めたい。参加支拂人は所持人に對して存在してゐた抗辯の對抗を受けるのであるか。私の見解では参加支拂人は所持人の權利より獨立した固有の權利を取得するものと考へる。

カルリン氏 私は反對の見解である。...

ナギー氏 矢張私の見解が正當であると思ふ。参加支拂人は所持人の譲受人でもなければ又何等かの名義の承繼人でもなく爲替手形より生ずる權利を直接に取得するのである。

議長 以上で本條の討論を終了し、本日の討論を延期することを提議したい。委員会は右提議を可決した。會議は五時半閉會。

第十一回會議

千九百十二年六月二十六日

議長アツセル氏 會議は十時十五分開會

議長 アメリカ及びブリュクセンブルグ代表欠席

本日は第七十三條の討論を續行したいと考へる。...

参加支拂人へ被参加人及び其者ノ擔保者ニ對スル所持人ノ權利ニ代位ス
然レドモ参加支拂人ハ爲替手形ニ新クナル裏書ヲ爲スコトヲ得ズ
被参加人ノ後者タル裏書人ハ其責ヲ免ル

議長

第七十三條の規定は其儘之を維持するが適當であると思ふ。代位の理論はフランス商法第五十九條和蘭法典第七十一條にも存するところである。獨逸及びスガチナツヤの法律も同様な文句を使用してゐる。尤も獨逸に於ける判例は少なくとも反對説即ち眞の代位に非らずとする説を採用することに確定してゐる。けれども統一法に於ては満期後の裏書に付いては債權讓渡の原則を執ることになつてゐるのであるから(第二十條)右の點に於ても之と同様の解決を與へなければならぬと思はれる。

第二十條に於ては支拂拒絶證書作成後に於ける裏書即ち實際上手形が流通性を有しなくなつたのに拘はらず手形が讓渡されたと云ふ點を主眼として右の如き債權讓渡の效力のみを認めてゐるのである。果して然りとすれば本問の場合も之と同様な取扱を爲すべきものである。

ナギー氏

併しながら、唯今議長の述べられた期限後の被裏書人と満期後の参加人との間には重大なる差異がある。何故ならば被裏書人は所持人と何等かの關係があるものである。併し参加人は所持人と何等

の縁がない。だから債務者が所持人に對抗し得べかりし抗辯を被裏書人にも對抗出来るとするのはよいとして、参加支拂人に對抗し得ると爲すのは衡平でない。従つて参加支拂人には一般的手形所持人たる地位を附與すべきものであつて、参加支拂を受けた當該の所持人と同一地位に之を置くべきものではない。成程議長も云はる様に獨逸法は代位なるものを認めてゐる。けれどもそれは手形法に特別なる代位と云つてゐるのであつて民法上の代位と何等の共通點を持つものではない。

議長

だが、参加人に限つて何故左様な特別の保護を受けなければならぬか理解に苦しむ。元來参加人は参加しなければならぬ義務はないのであるから、それにも拘はらず参加するとすればそれは自己の危険に於てするのである。若し裏書人が所持人に對して抗辯を對抗し得る場合に所持人が若し之を回避せんとすれば第三者をして参加せしむればよいことになる。何故ならばナギー氏の見解に依ると所持人に對抗し得べかりし抗辯は之を参加人に對抗することを得ないからである。斯くては明瞭な濫用を生ずる虞があるではないか。

ジツヘルマン氏

それもそうであるが、参加支拂人が参加支拂をしなければならぬ義務のあつた場合が慥かに存する。それは参加支拂人が参加引受をしてゐた場合である。それで若し参加支拂なるものが手形取引上有用なものであるとするならば其適用を容易ならしめなければならぬ。ところが若し参加人は債務者

が何人かの所持人に對抗することを得べかりし抗辯の對抗を受くることになる何人も参加支拂を爲すものなく参加支拂は空文に終ることになるであらう。

私は七十三條を現在通り維持すべきことに左袒するものである。曩に議長の述べられた危惧は誠に現実的である。元來参加人は参加の結果自己が如何なる結果を受くべきものであるかを充分知つてゐるのである。故だから技工的な法律規定を設けて之を保護する必要はあるまい。

私は又現に草案に規定されてゐる様な第七十三條の規定は参加人が豫め参加引受を爲すことに依つて爲替手形支拂の債務を負つてゐた場合を除けば正當であると思ふ。併し此の後の場合に於ては参加支拂人は其者が参加引受を爲した當時手形所持人の有つてゐた権利に代位すとするが一層正當であらう。尤も之が爲め事態を紛糾さす様でも困るが。

議長

バイヒマン氏の提案する區別は少し複雑過ぎる様に思ふ。で第七十三條を維持すべきかどうかについて票決を求めよう。

現在通りに賛成……ベルギー・ブラジル・デンマーク・佛蘭西・英吉利・伊太利・日本・メキシコ・ノールウェ

イス・トルコ以上十一票。

反對……オースタリ・ハンガリー・オランダ以上三票。

投票回避……獨逸・スエーデン

以上の如き結果に依り第七十三條は可決された。

第十章 複本及謄本

第七十四條

振出人ハ受取人ニ對シ其要求ニ依リ爲替手形ノ數通ヲ交付スルコトヲ要ス。其費用ハ受取人ノ負擔トス

其數通ノ複本ハ同一ナルコトヲ要シ且ツ手形ノ本文中ニ番號ヲ付スルコトヲ要ス若シ以上ノ規定ニ反スルトキハ各通ハ各別ノ手形ト看做ス

凡テ所持人ハ數通ノ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得。此目的ノ爲メニハ所持人ハ其直接ノ裏書人ニ申出ヅベク其裏書人ハ更ニ自己ノ裏書人ニ請求スル爲メ其名義ト配慮ヲ供スベク斯クシテ裏書人ヨリ裏書人ニ廻リテ振出人ニ及ブコトヲ要ス。各裏書人ハ新タナル複本ニ其裏書ヲ再記スルコトヲ要ス。複本ノ交付ニ依リテ生ジタル費用ハ之ガ請求ヲ爲シタル所持人ノ負擔トス。

スカンチナヴァ國の提案する修正を別に固執しない。けれども手形發行後新たな複本を發行する義務は既に發行された一通に番號が付してある場合にのみ限定すべきものであると考へる。

右に對してペーレルネール氏より各種の困難な問題の生ずることを述べた。

バイヒマン氏

では自説を固執しない。

ナギー氏の提案を票決に付したところ次の如き結果となつた。

賛成……ハンガリヤ英吉利オランダ以上三票。

反對……獨逸オースタリーベルギーブラジルデンマーク佛蘭西伊太利日本メキシコロシアスイ

ス及びトルコ以上十二票。

回避……ノールウェーデン

仍て右提案は否決された。

ジャクソン氏

複本の場合には爲替手形に番號を付すべきものであるのは勿論であるか。

議長

それは本條の第二項から當然生ずる様に思はれる。

バイヒマン氏

新たに複本を交付する義務は既に發行されてゐる爲替手形に第一ノと云ふ表示の爲されてない場合にはなくなるものであることを明確に規定する必要があると思ふ。

リオンカアン氏

それよりも二個の場合を區別するを至當とする。即ち一つは初めから一通しかない場合で、フランスでは此一通ノミノ爲替手形ニ依り御支拂相成度等と云つた様な記載に依つて證券上表示することになつてゐるが、此場合には複本を作成せしむることを得ないことを表示してゐるのである。他は右の様な記載が欠けてゐる場合であつて、此場合には振出人に對し數通の複本の作成を要求するに何等の妨げがない。だから既に發行になつてゐる一通に第一と云ふ番號の表がない場合に於ても數通の發行が許容されるのである。

バイヒマン氏

其解釋は受諾してもよい。

ロエルツク氏

番號を挿入することに依つて證券に変更を加へることを認めるのは困難でもあり危険でもある。

證券は無疵で發生存続しなければならぬ。それで別に改まつた提案をする譯ではないが、振出人に數
通交付の機能を認むるが適當ではあるまいか。

議長 是は本問題は編纂委員會に付議することにする。

仍て右の點を留保して本條の第二項は可決された。

議長

本條第三項は獨逸法に依據したものである。ロエルヴァンク氏

新たな一通の交付を請求するものに對しては古い分を提出せしむる義務を負担せしむるが適當であらう。

ナギー氏

詐欺を防止する爲め何通の複本が流通してゐるかを各通に表示せしむることとするがよい。

ジモンズ氏

そんな規定を設けても豫め複本の數を知ることが出来ないから適用することが出来ないであらう。

メネゼス氏

第七十五條に於て數通の複本がある場合には遡求權を行使するが爲めには其全部を手裡に有しなくてはならぬことになつてゐるから、何通あるかの表示は必要である。だから私はハンガリー(ナギー氏)の提案に賛成する。

フィツシエル氏

其問題は第七十五條の討議迄延したがよいであらう。

第七十五條

複本ノ一通ニ對スル支拂ハ免責的ニシテ引受記載ナキ各通ノ效力ヲ失ナハシム。一通ニ對スル支拂ガ他ノ各通ノ效力ヲ減却セシムベキ旨ノ約定アルコトヲ必要トセズ。同一人ニ各通ヲ讓渡シタル裏書人ニ對シテハ總數ノ複本ノ交付ヲ爲スニアラザレバ遡求權ヲ行使スルコトヲ得ズ但シ所持人ニ於テ右裏書人ガ其前者タル裏書人及ビ振出人ニ對スル遡求權ヲ喪失スベキコトニ對スル擔保ヲ供シタルトキハ此限ニアラズ。之ニ反シ數通ヲ各別ノ人ニ讓渡シタル裏書人及其後ノ裏書人ハ償還ノ際返還ヲ受ケザル總テノ證券ニ付其責ニ任ズ

議長

第一項の第二文は所謂破毀文句を規定したのであるが、斯様な破毀文句が必要でないことを明らか

にするに止まる此規定は果して必要であらうか。
リオンカアン氏
それは立言の問題である。

ナギー氏
本條の第二項は削除されたい。遡求權を行使するに各通全部の交付を必要とすることは、複本の法律的性格と背反すると思ふ。

ファイツシエル氏
其見解に賛成である。複本制度の實益は一通が紛失しても他の一通を呈示することを得る點にある。所が本條第二項の規定は此効果を没却するものである。

ハンガリアの提案及び第三項は共に採用された。従つて第七十五條は破毀文句に關する點を留保して可決された。

仍て委員會は更に第七十四條第三項の討議に歸つた。

バイヒマン氏
私は曩にロエルヴンク氏の爲された提案に賛成する。
議長

ロエルヴンク氏の提案する規定は振出人には利益であるが所持人に對しては不便であると思ふ。
ロエルヴンク氏
手形の單一を害しない爲めには複本を容易ならしめない方が有益であらう。

スジモンス氏
斯くの如き義務を課すると多くの複本に對して、殊に喪失の場合に於て其價値の大部分を失はしむることになるであらう。私の見るところでは其問題は判例に依つて決すべきであると思ふ。

ロエルヴンク氏
本別に自説を固執しない。

仍て第七十四條第三項は可決された。

第七十六條

複本ノ一通ヲ引受ノ爲メ送付シタルトキハ其送付ヲ爲シタルモノハ他ノ複本ニ送付複本ノ保持者ノ氏名ヲ表示スルコトヲ要ス。送付複本ノ保持者ハ他ノ複本ノ正當ナル所持人ニ對シ送付複本ヲ交付スル義務アリ若シ保持者ガ送付複本ノ引渡ヲ拒ムトキハ引受ノ爲メ送付シタル複本ノ交付ヲ受タルコトヲ得ズ且ツ引受又ハ支拂ガ他ノ一通ニ依リテ得ルコト能ハザル事實ヲ拒絕證書ニ依リ

テ證明シタル後ニアラザレバ題求權ヲ行使スルコトヲ得ズ
右の中第一項は議論なく可決された。
フイツシエル氏

第二項に關してであるが、實際上本項に規定する場合以外の他の場合が尙存在する。即ち第一の複本は之を支拂人に引受の爲め送付したとする。そして残りの第二及第三の複本の所持人が第一の引受ある複本を回收する爲め第二の複本を他の人に送付して第一の引受ある複本を回收せしめた場合、此者の手裡には第一及第二の二通の複本が存在する。そして前示の所持人が尙其手にある第三の複本に「第一及第二ノ複本ハ……ノ手ニ存ス」と云ふ記載を爲して他に譲渡する様な場合である。併し斯様な場合は類推に依つて處理すればよいので特に法律中に之が規定を設ける必要はないと思はれる。
ハンメルシユラーグ氏
主査委員の報告書中には獨逸一般手形條例第六十八條末項の規定即ち然レトモ此記載ノ欠缺ハ手形ニ其手形タルノ效力ヲ失ナハシムルコトナシ」と云ふことを酌量されたい。

第七十六條は可決

第七十七條

凡テ爲替手形ノ所持人ハ其贖本ヲ作ルコトヲ得

贖本ハ原本ヲ其原本ノ上ニ在ル裏書及ビ其他ノ記載ト共ニ正確ニ再記スルコトヲ要ス、又贖本ニハ贖本ノ末尾ヲ表示スルコトヲ要ス
贖本ハ原本ト同一ノ方法ニ依リ同一ノ效力ヲ以テ裏書ヲ爲スコトヲ得
贖本ニハ原本ノ保持者ヲ表示スルコトヲ要ス

原本ノ保持者ガ贖本ノ正當ナル所持人ニ對シ原本ノ交付ヲ爲スコトヲ拒絶スルトキハ贖本ノ所持人ハ拒絶證書ニ依リ原本ノ引渡ヲ受ケ得ザリシ旨ヲ證明シタル後ニアラザレバ贖本ノ裏書ヲ爲シタルモノニ對シテ題求權ヲ行使スルコトヲ得ズ但シ損害ヲ蒙リタルトキハ保持者ニ對シ之カ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
バイヒマン氏
本項末項の但書は之を削除してはどうか
本條はバイヒマン氏の提案に係る修正を加へて可決された。

第十一章 爲替手形の偽造・變造及喪失

第七十八條

一ノ署名ノ偽造ハ振出人又ハ引受人ノ署名ニ關スル場合ト雖モ手形上ニ爲サレタ他ノ真正ナル署名ヨリ生ズル債務ノ效力ヲ何等害スルコトナシ
本條は討議せられずして可決された。

第七十九條

爲替手形ノ文言ガ變更サレタル場合ニ於テハ此變更後ノ署名者ハ變更サレタル文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ變更前ノ署名者ハ原文言ノ條項ニ從ヒテ責任ヲ負フ
ナギー氏

本條には原文言ガ變更セラレタルコトノ適正ナル證明アリタルトキハ該手形上ノ署名ハ變更前ニ爲サレタルモノト推定ス」と云ふ文句を追加すべきである。

リオン・カアン氏

其問題の解決は裁判所に委すべきであらう。

議長

千九百十年の會議の際、中央委員會に於て唯今ナギー氏の修正提案せらるる様な考を排斥したのであつた。

ナギー氏の提案に付いて票決の結果左の如くなつた。

反對……獨逸、白丁、佛英、日、墨、和、露、スエーデン、瑞士

賛成……匈、伯伊

本回避……ノール、ウエー

第八十條

爲替手形ノ所有者ガ之ヲ喪失シタルトキハ裏書人ノ順序ヲ遡及シテ振出人ヨリ新タナル證券ヲ交付セシムルコトヲ得、而シテ其費用ハ喪失者ノ負擔トス

若シ喪失シタル證券ニ支拂人ノ引受記載アルトキハ所有者ハ擔保ヲ供スルニアラザレバ新タナル證券ニ依リ支拂人ヨリ支拂ヲ求ムルコトヲ得ズ

リオン・カアン氏

爲替手形の喪失に關することは總て統一法の範圍外に置いたがよい。従つて第八十條の規定は之を削除したがよい。

ジモンス及シヤンツエル氏

リオンカアン氏の提案が正當である。そして條約第十三條中に右第八十條の削除に因つて必要となつた修正を加ふべきである。

第八十條は可決された。

第八十一條

爲替手形喪失ノ場合ニ於テ之ガ正當ナル所持人ハ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ其手形ヲ取得シタルニアラザレバ手形ノ引渡ヲ爲ス義務ナシ

リオンカアン氏

本條には「正當ナル所持人」とあるが、手形を悪意で取得した場合は「正當ナル」とは言へないから此文句を削除するがよい。

マイエル氏

私は更に「爲替手形喪失ノ場合ニ於テ」とある字句も削除すべきだと思ふ。爲替手形の善意の取得者の保護の爲めにはもつと廣汎なる基礎を建てるべきである。

成程喪失と云ふ事故が實際上最も重要な場合ではあらうが、他にも當然善意取得者を同様に保護すべき必要ある場合が発生する。一例を挙げれば爲替手形の預り人が不法に其手形を他人に譲渡し

た様な場合である。

右マイエル氏の提案に基づき委員會は第八十一條の規定を證券喪失の場合のみに限定すべきでないことを決議した。

バイヒマン氏

本條に「正當ナル所持人」とあるに對して非難があるが、それは裏書の順序を指すに過ぎないものである。即ち所持人が裏書の順序から見ても適正なる地位にあることを「正當ナル」と云ふに過ぎないのである。

カルリン氏

本條に於ては斯様な觀念を維持する必要があるのではあるまいか。

ペールネール氏

本章の題名も單に爲替手形の喪失のみに關しないのであるから之を變更すべきである。

右ペールネール氏の意見は採用された。又リオンカアン及マイエル氏の修正案も可決された。唯悪意の問題は第十七條の討議の際委員會の爲した決議に従つて爾後の會議に延期した。

第十二章 時 效

二四〇

第八十二條

引受人及引受人ノ署名ヲ保證シタルモノニ對スル爲替手形上ノ請求權ハ滿期日以降三年ニ依リテ時効ニ罹ル

裏書人振出人及是等ノ者ノ擔保者ニ對スル所持人ノ請求權ハ滿期又ハ所定期間内ニ拒絕證書ノ作成アリタル場合ニ於テハ其拒絕證書作成ノ日ヨリ六ヶ月ニ依リテ時効ニ罹ル

裏書人ノ他ノ裏書人又ハ振出人ニ對スル選求權ハ其裏書人ガ爲替手形ノ償還ヲ爲シタル日又ハ償還前ニ請求ヲ受ケタルトキハ其日ヨリ六ヶ月ヲ經過スルニ依リテ時効ニ罹ル

時効ノ中斷ハ其中斷行爲ノ爲サレタル債務者ニ對シテノミ其效力ヲ有ス

爲替手形ノ償還ヲ爲シ又ハ之ガ償還ノ請求ヲ受ケタル手形署名者ハ第五十五條所定ノ期間内ニ其方式ヲ以テ直接ノ前者ニ其旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス之ガ違反ニ付イテハ同條ノ規定ヲ適用ス

前項ノ請求ヲ受ケタル者ハ更ニ自己ノ直接ノ擔保者ニ之ヲ通知シ順次斯カル通知ヲ反復シテ振出人ニ及ブコトヲ要ス

バイヒマン氏

第一項の適用に付いて自己に宛て手形を振出したる振出人は引受人と同一に取扱ふべきものであらう。

コリオンカアン氏

第二項の六ヶ月の期間はフランスでは餘り短かきに失すと考へられる。フランスの商業會議所及商事裁判所は切りに之を一年に延長することを要求してゐる。

エルネスト・ピカール氏

フランスではバリ及地方の銀行家協會でも同様の希望を表明してゐる。

ジモンズ氏

フランスの提案は爲替手形の債權者には有利であるが併し債務者の側をも考慮しなければならぬ。十人の裏書人がゐる様な場合には時効の延べ期間は五年にもなることがある。第二項及第三項に規定する六ヶ月の期間は各裏書人に對して新たに進行するものであることを忘れてはならぬ。フランスの提案に依れば時効の全期間は十年にもなることがあるのであつてそれは餘り過大であると思ふ。

議長

獨逸手形條例に於ても第七十八條に十八ヶ月の時効期間を認めてゐるではないか。

ジモンズ氏

それは極く例外的の場合であつて之を原則とする譯には行かぬ。ヨーロッパに於て支拂を爲すべ

き爲替手形より生ずる遡求権は獨逸法に依れば三ヶ月で時効に罹ることになつてゐる。だから獨逸の商人は之を四倍にするが如き規定に對しては猛烈な反對なくしては受諾することが出來まい。

ナギー氏

主債務者即ち引受人及び保證人に對する時効と他の債務者に對する時効とを區別した上、更に總ての手形上の權利は満期日より起算して三年の期間内に之が行使を爲さざるときも時効に依りて消滅すべき旨を規定しては如何。

十カルリン氏

それでは三年の終り頃になつて初めて遡求の請及を受けた裏書人は、自分の權利は間もなく時効に依りて消滅することになり甚だしく之に對して過酷である。

リオン・カアン氏

此問題は爾後の會議に延期することを提議したい。統一條約の主義に依ると時効の停止及び中斷の事由は國內法に於て決定することになつてゐる。而してハンガリーは之に對し時効の中斷事由を統一法中に規定せよと提案してゐる。だから時効期間に付いて規定する前に先づ、ハンガリーの提案に従つて總ての締約國に於て認容すべき時効の中斷事由に付いて協定が出来るかどうかを知ることが必要である。

議長

それに賛成である。

仍て討議の續行は後日に延期された。零時半閉會さる。

第十二回會議

千九百十二年六月二十六日午後

議長 アツセル氏

三時十五分開會

ルユクセンブルグ代表欠席

第八十二條第三項の討議を續行

マイエル氏

時効の中斷事由を任意に決定する權能を各締約國に認めてゐる統一條約第十四條を削除して、其事由を統一法中に列挙することを提議したい。

斯くの如き規定を設けても締約國の大多數は同様な中斷事由を認めてゐるから左程の不都合を生

じないであらう。だから私は第八十九條に一項を設けて、時効は訴訟の提起、訴訟告知、破産債権の届出に依るにあらざれば中斷しない趣旨の規定を加ふべきである。

リオン・カアン氏 統一法に中斷事由を規定することは私も甚だ望ましいことであると思ふ。併しマイエル氏の提案された列擧は完全でない。其外に尙債務の承認、債務者に對する支拂命令を加ふべきである。

議長

それでは問題は次の二點に要約することが出来る。

(一) 中斷事由をば統一的に規定し、國內法に之が規定の權能を認むべからざるものであるか。

(二) 假に然りとすれば如何なる事由を中斷事由として統一法に採用すべきか。又今朝ハンガリヤ代表が提案した如く滿期後三ヶ年間に權利行使の最長期限と定むることとすれば、裏書人に如何なる方法を與へて、右期間經過前未だ訴訟を起されない以前に於ても其遡求權を保全し得る道を講ずべきか。

ジモンズ氏

獨逸としてはマイエル氏の提案に賛成する。現在中斷事由に關する各國の法律状態は丁度千八百四十七年手形條例を制定した當時に於ける獨逸聯邦の状態に似てゐる。其當時に於ける獨逸諸國の時効中斷事由に關する法制は頗る互に相違してゐた。之が爲め手形條例には總ての締約國に於て例

外なく認められてゐる中斷の事由即ち訴訟提起のみを認むるに止めたのである。

右の如き方法に依つて此點に關する國內法の複雑状態より生ずべき弊害を避けることが出来たのである。之と同様の理由は今日も存する。だから獨逸はマイエル氏の爲した提案と同一の提案をしてゐるのである。即ち千八百四十七年の手形條例の規定する中斷事由即ち訴訟提起の外更に二個の事由即ち訴訟の告知と破産債権の届出を加へねばならぬ。リオン・カアン氏は右の列擧は不完全であると云はるるが、諸國の法律に依つて認められてゐる總ての中斷事由を參酌すると云ふことは不可能であらうから、大多數の國に共通な中斷事由のみを執るが適當である。

カナギ丁氏

塊太利及び獨逸代表の提案に賛成である。此點に關して匈牙利の法律は一般の民事に於けるよりも手形事件に於て遙かに嚴格であつたのである。

又午前の會議に於てハンガリーが時効期間の最長期限に關する提案を爲したのに對してカルリン氏の述べられた疑問は有力でない。何故ならば遡求を受くる虞のある裏書人は支拂拒絕の通知を受くるに依つて充分間に合ふ様に手形の償還を爲すことが出来るからである。

カルリン氏

私は獨逸の見解に原則としては賛成する。併し更に債務者に對する支拂命令をも加ふるべきである。此支拂命令はスイスに於ては訴の提起たる効力がなく、それは裁判上の手續でなくして特殊の性

質を帯びた最初の執行行為である。だから私は獨逸の提案に對して更に……他ノ執行行為ニ因リ中斷ス」と云ふ字句を挿入したい。

議長

中斷事由を原則として統一的に規定することに付いては異議がないものと認むる。イオンカアン氏

獨乙に於ても新民法の施行後千九百年に於ては中斷事由は手形に關しても一般民事に關すると同様である。

本問題に付いては次の如き疑問が生ずる。即ち時効が一旦中斷されたとして其中斷事由が消滅した場合に更に之に對して如何なる時効を適用すべきか。統一法に規定された時効であるかそれとも一般法の認むる時効であるか。中斷事由を統一法中に規定するならば、此點に關しても何とか定めなければならぬ。ハンメルシュラーグ氏
其問題は私の考へでは次の如く決定すべきであると思ふ。即ち時効の中斷が爲替手形法に依つて認められてゐる事由に依るときは更に同一の時効を適用するのである。之に反し若し爲替手形法に於て認められてない事由に依つて中斷した時は丁度債務の承認の場合の様に更改が存し得るのであつて此場合には新なる時効は民法上の時効である。

*

議長の提議に依つて此問題に關する討議を翌日に延期することに決定した。尙諸國代表に對し各自國に於て認められてゐる中斷事由の一覽表を會議事務局に提出されたき旨を述べた。

*

第十三章 法律の抵觸

議長

此點に關する第八十三條乃至第八十五條は國際私法委員會に付託したがよからう。

*

第十四章 約束手形

第八十六條

約束手形ハ一定ノ金額ノ支拂ヲ爲スベキ單純ナル約束ヲ記載ス。約束手形ニハ其日付及ビ振出地ヲ記載スベシ。又約束手形ノ振出ヲ受クル指圖人ノ氏名滿期及支拂地ヲ記載スベシ。尙約束手形ニハ振出人署名スルコトヲ要ス。約束手形ニハ對價受領文句ヲ記載スルノ要ナシ

カルリン氏 約束手形に付いても爲替手形に於けると同様證券の文言中に約束手形たるの表示をさすこととしたがよい。

バイヒマン氏

其提案には賛成であるが佛蘭西語に於ける適當な文句を發見することが困難である。だから恐らく證券の表示のみを記載せしむることとし其文句を示さなければ此困難を避けることが出来るであらう。

リオンカアン氏

カルリン氏の異議に對しては第八十七條の第一項の規定が之に答へることが出来るであらう。此の八十七條第一項には爲替手形に關する規定は制限的に列擧した例外を除く外は約束手形に適用がある旨を規定してゐる。そして此の例外中には何等證券の表示方法に關するものがない。だから第一條第一項の第一號は矢張り約束手形にも準用があるのである。

カルリン氏

併し第八十六條の第一項には他の本質的條件を總て規定しながら表示のことを云つてゐないのであるから其見解には賛成することが出来ない。

富谷銆太郎氏

カルリン氏の見解に賛成である。

ノルケン氏

露西亞政府の意見書の第一項には露西亞の内部地方に於ては爲替手形の流通は盛んならずして此等の地方に於ては大多數約束手形が流通してゐる旨が記載されてある。

併し實は右の記載さへ正確でない。私はフィンランドを除く全ロシアに爲替手形は全く存在せずしてロシアに於ては總ての人が商人も金融業者も個人も約束手形のみを利用してゐるのである。

此事實は諸君に對しては慥かに奇怪であるに違ひないであらうが、ロシア帝國の廣汎なる全領域に共通なる純然たる經濟的理由に依るのである。十年程前ロシアは手形に關する新法を採用し其法律は爲替手形にも關する。此新法は慥かに舊法を改正したものであつて、最も近代的な判例の原理に準據し外國の法制や實際の經驗に根據してゐるのである。併し此法律はウラヂオストツクにもイルクーツクにも、チフリスにもオデツサにも果た又リガヤモスコイヤセントペテルスブルクにさへ行なはれないのである。約一世紀前からポーランド王國のロシア領には佛蘭西法が行なはれてゐるがヴァルンビーにもロツツにも約束手形しか見當らぬ。

斯くの如くロシアは爲替手形なるものを知らないのである。固より私は新統一法の下に於てロシアが爲替手形を知得せんことを熱望するものである。祖國を愛する善良なる國民として私は若しロシアに於て——卓越せる法律家と重要な銀行及商業社會の敬畏すべき代表者の會合であるところ

の——此ヘーグ國際會議の努力になれる統一法に準據して手形關係の慣行が確立せらるるならばロシアの爲め大なる幸福なりと祝福するものである。現行ロシア法の規定と本統一會議に於て認められた原理との間の相異の如きは事物の本質に關するものではない。ロシア法は一體ロシアの商業上の慣行を成文化したるものではない。だから之を本統一會議の認むる原理に従つて變更してもロシアの取引上の利益を害するものではない。

是れ私が我國内法に立脚する異論を總て回避した所以である。又同じく之が爲め私は私の前任者であるシユナイデル氏が曩に提出した右と同趣旨の異論を茲に強調することを得ないものと認めただのである。固より我國政府の爲した單純なる編纂上の意見に付いては必要なる限り更に提出する權を留保してではあるけれども。

それで私が千九百年の國際會議に依つて作成された豫備草案を見たときにロシアが之に加入するに付いて爲替手形の部分には何等の障礙がないが約束手形に付いては相當の障礙ありと認めざるを得なかつたのである。約束手形は豫備草案に於ては極く僅かな規定を設けてゐるに過ぎない、そしてそれは諸君の立場から見ると固より正當である。諸君にとつては約束手形などは時代後れた餘り實用のない債務形式に過ぎない。所がロシアに對しては事情が異なるのである。ロシアに於ては曩に私が述べた様に約束手形は國民の總ての階級に對して債務締結の爲めの最も慣用的な殆んど唯一の形式である。だからしてロシア政府としては約束手形に關する現行の法律の變更は餘程の難色があるのである。現行の法律は約十年前の制定に係り我が世人の要求に完全に應ずることが出来る

のである。だから率直に自白すればロシアに對しては約束手形に關しては現行の國內法を維持する自由を付與されたいのである。固より之と同時に私はロシア政府が右の自由をば、ロシアに於ける實際的取引關係に統一法を規定するが如き爲替手形を採用するにどうしても必要な期間しか利用しないことを望むものである。

固よりロシアは他の何處の國よりも右期間を出来る文短縮することを利益とするものである。

諸君、私が本條約に私の署名を爲すに於て、私はロシアに於ける爲替手形の使用に付き先鞭を着けるものである。

私は本條約に署名するに依つて私は我國政府に爲替手形を振出すものである。だから諸君、私をして此爲替手形に安心して、而かも善意に……それは孰れ引受のあるべきことを確心しての意味であるが……署名することを得る様にさせて戴きたい。併し其爲替手形は約束手形に關する現行法の總ての本質的規定を維持すると云ふ條件の下に於てでなくてはロシア政府に依つて引受を爲すことを得ないのである。

私は私の義務としてロシア政府の希望に應ずる第十四章の草案を提出しなければならぬ。此仕事は爲替手形に關する規定が確定的に制定された後でなければ充分満足に遂行することが出来ない。私は約束手形に關して爲替手形の規定に對する除外例を設くる問題に付いての討議は草案の第二讀會に留保したい。

議長

ノルケン氏の興味ある報告を感謝するものである。願はくはロシア政府が我々の將に爲さんとす
る協定を批准し得る方式を發見したいものである。尤も委員會の討議も暫定的性質を有するに止ま
るものである。

オナギー氏

約束手形には支拂地の記載を要件としない方がよい。此表示がなければ振出地を支拂地と看做す
べきである。

リオン・カアン氏

第八十七條に規定するが如く爲替手形に關する規定の準用に依り充分ではないか。支拂地が記載
されてない場合には振出人の住所地が第二條第二項に依つて支拂地と看做されることにならう。

バイヒマン氏

本條の「約束手形ノ振出ヲ受クル指圖人」と云ふ文句の代りに「支拂ヲ受クベキ者ノ氏名」とする方が適
當である。斯くすれば約束手形は「指圖禁止」と爲し得ることを明瞭にすることが出来るであらう。

リオン・カアン氏

佛蘭西で約束手形と表示した場合に佛蘭西語では約束手形を *billet a ordre* と云ふ字義は指圖證券
である——譯註之を指圖禁止とすることは笑ふべき矛盾を包含することになる。

カルリン氏

その理由でスイスは約束手形を表示するに *billet de change* と云ふ字を使用せよと提議してゐる。

リオン・カアン氏

左様な文句は現在佛蘭西にはないのであつて、佛蘭西語で編纂した法律に於ては純然たる佛蘭西の
用語に依るべきであらう。

ジモンズ氏

此問題を提出したバイヒマン氏に伺ひたいが、約束手形に指圖禁止の文句を記載する實際上の利益
があるのか。

バイヒマン氏

私も此種の證券の流通状態の實際を承知してゐない。けれども約束手形も、不知の所持人に對して
でなく指名に依つて特定した人に對してのみ頗る明確の方法で債務を負担せんとする場合に利用さ
れることがあらう。

委員會は約束手形の表示の問題を明らかに規定すべきことを決議した。尙ナギー氏の爲した本條
の「及支拂地」とあるを削除すべしとする提案は之を編纂委員會に付託した。
仍て八十六條は右修正を保留して可決された。

第八十七條

左ニ掲グル例外ヲ除キ爲替手形ニ關スル規定ハ總テ之ヲ約束手形ニ準用ス

(一) 振出人ハ爲替手形ノ引受人ト同一ノ責任ヲ負フ 從ツテ約束手形ハ引受ヲ爲スコトヲ得ズ

引受人及其保證人ハ手續ヲ忘リタル所持人ニ對シ失權ヲ以テ對抗スルコトヲ得ズ 振出人及引

受人ニ對スル請求權ハ滿期以降三ケ年ニ依リテ時効ニ權ル 約束手形ニ付イテハ數通ノ複本ヲ

交付スルコトヲ得ズ

振出人ヲ受取人トスル約束手形ハ無効トス

(二) 一覽後定期拂ノ約束手形ニ付イテハ振出人カ爲替手形ニ署名シテ爲シタル査閱ノ日ヨリ進行

ス 振出人ガ査閱又ハ其日付ヲ記載スルコトヲ拒絶スルトキハ拒絶證書ニ依リテ之ヲ證明スベ

シ 此拒絶證書ノ日付ハ一覽後ノ期間ノ起算點トス

ブツザチー氏

「手續ヲ忘リタル所持人」は如何なる意味であるか。

リオン・カアン氏

其言葉はフランスでは法律用語としては、法律上自己に課せられた義務を履踐せず其結果遡求權を喪失したる所持人を指すことになつてゐる。

ナギー氏

統一法の條文に於ては現在の如く單に「手續ヲ忘リタル所持人」と云はずして唯今のリオン・カアン氏の定義を以て之に代へてはどうか。

メネゼス氏

爲替手形に關する法律は無記名爲替手形を取扱はないことになつてゐるのであるが、約束手形即ち佛蘭西で指圖證券ビュルテールと稱する證券は無記名式にて發行することが出来るのかどうかを明瞭に宣明すべきである。約束手形はブラジルでは盛んに行なはれてゐるが無記名式では發行することを得ないことになつてゐる。だから統一法に於ても約束手形を無記名式で發行することを明瞭に禁止する規定を設くべきである。

議長

第八十六條には約束手形の振出を受くる指圖人の氏名を記載せしむることになつてゐるからブラジル代表の唯今の要求に應ずることが出来ると思ふ。

バイヒマン氏

所持人拂無記名式の證券は爲替手形とか約束手形とか云ふ表示を爲すことを得ないものと見るべきである。

第八十七條は立言の點を留保して可決された。

第八十八條

本法ハ之ヲ無記名支拂約束證券所持人拂證券ニ適用セズ

リオンカーアン氏

本條は之を削除して、統一條約中に於て統一法の規定は、無記名支拂約束證券にも無記名支拂指圖證券にも關係なき旨の規定を設くべきである。

メネゼス氏

其提案に私は満足する。

委員会は別に投票を爲さずして本條を削除することに決定した。そして曩に留保された問題の討議に移ることとなつた。

議長

私の見るところでは第四條と第二十條との間に調和が欠けてゐる様に思はれるが、編纂委員會に委託して之が調和を圖りたい。

カルリン氏

其前に先づ次の問題を決定しなければならぬ即ち裏書禁止の記名手形に爲した裏書は一般の民法上の債券譲渡たるの効力があるのか、それとも斯かる裏書は其記載なきものと看做すのであるか。

議長

其問題は曩の第四條と第二十條の條文自身の中に其解決を包含してゐる。即ち第二十條には拒絕證書作成後の裏書は通常の債券譲渡としての効力ある旨が規定されてゐる。従つて斯かる裏書は其記載なきものと見做すべきではない。所が第四條の場合には之に反して手形の移轉は債券譲渡に關する方式を踐まなければ其効力がないのである。例へば和蘭法に依ると債券譲渡は債務者に對する通知を伴はなければ効力がない。従つて裏書は債權譲渡としての効力はないのである。

メナギー氏

指圖禁止手形に爲した裏書は所有權移轉の効力がある。そして第十六條第一項の意義に於ける裏書の連續を確保するにはそれで充分である。此種の裏書と指圖式爲替手形に於ける裏書との唯一の相違は前者にありては其裏書の被裏書人は債務者より其裏書人に對抗し得べかりし抗辯の對抗を受けざるを得ざる點に存する。

リハンメルシュエラトグ氏

指圖禁止の記名手形の裏書が所有權移轉の効力ありや否やは各國の民事法に

屬することである。若しも此民事法が債券譲渡に付いて特種の形式を規定してゐる場合には裏書は所有權移轉の效力なきものである。又若し之に反し債權譲渡に付いて口頭の合意しか要求してゐない場合には裏書は手形所有權を移轉し得るものである。

カルリン氏

私は其見解に賛成である併し以前の會議に於て指圖禁止手形に爲した裏書は其記載なきものと看做し得る様な意見であつたからして、當委員會に於て明確に此點に付いて意思表示を爲す必要ありと思ふ。私の見るところでは統一法に於て此種の裏書は一般民事法に於ても何等の效力なき旨の規定を爲すことは認容出来ないと思ふ。

議長

委員會の意見は別にカルリン氏の云はるるが如きものではなかつたと思ふが、カルリン氏の意見を報告書中に載せてもよいと思ふ。

カルリン氏

その解決なら受諾出来る。二十條の本文自身の中にも其禁止の旨が示されてゐる。併し二十條の註釋も亦その解決なら受諾出来る。

第四條の第二項に於て、指圖禁止手形の上に爲された裏書は其形式に於ては有效であるが併し債券譲渡の效力しかない旨を規定するが適當ではないか。書お其禁止の旨を規定するに過ぎないのか。ジモンス氏

第四條の第二項第十五條の第三項及び第二十條に於て夫々使用の用語が異なつてゐるのは誠に正當である。

第四條は振出人が爲替手形に裏書の爲さるることを欲せざる場合である。従つて此禁止あるに拘はらず斯様な手形に裏書を爲した場合には之を裏書と認めないのが正當である。尤も之が爲め其裏書が債券譲渡の效力をも有し得ないことを必ずしも意味しない。其點はハンメルシュラーグ氏の言はるる様に國內法で決定すべきものである。

次に第二十條の規定する裏書であるが、それは爲替手形に指圖禁止の文句なき限り常に裏書に依つて譲渡し得ると云ふ原則に従つて當然移轉力を有するのである。唯斯様な裏書は擔保力がないに過ぎない。

最後に第十五條に付いて云ふと同條は振出人の意思に依つて裏書し得るものとして作成された爲替手形は爾後の裏書に依つて其移轉性を排除することを得ない旨を表明するに過ぎないのであつて唯裏書人は自己の被裏書人の後者たる裏書人に對して擔保の責を免るるのである。

バイヒマン氏

或國の法制に依れば裏書は債券譲渡に必要な總ての要件を具備することになるものがある。

ハンメルシュラーグ氏

第四條及第二十條に關するジモンス氏の釋明には賛成である。

委員会は第四條第五條及第二十條に關する問題を編纂委員會に付託することに決定した。

第十七條

爲替手形ニ依リ債務ヲ負擔シタルモノハ所持人ニ對シ左ノ抗辯ノミヲ對抗スルコトヲ得

(一) 所持人ニ對シ直接ニ有スル抗辯

(二) 債務負擔ノ能力欠缺ニ基ツク抗辯

(三) 爲替手形ノ本文自體又ハ爲替手形上ニ顯ハレタル記載ニ關スル抗辯

(四) 本法ノ規定ニ基ツク抗辯

所持人ノ惡意ナル場合ニ於テハ之ニ對シ手形債務者ハ前ノ所持人ニ對抗シ得ベカリシ抗辯ヲモ對

抗スルヲ妨ゲズ

リオン・カーアン氏

本條に付いては三個の解決を要する問題がある。即ち

- (一) 第十七條第一項に規定する抗辯の列擧は完全なりや、又若し完全ならずとすれば如何なる抗辯を之に附加すべきか。
- (二) 第十七條の編制を逆にして所持人に對抗し得ざる抗辯のみを制限的に列擧すべきか。

(三) 惡意なる文句を維持すべきか或は之に代る文句を採用すべきか。

である。

以前の委員會に於ては、此惡意なる語はすべての代表委員に満足を與ふる文句でなかつた。殊に或抗辯例へば相殺の單なる認識は所謂惡意を構成しないとする場合に然りである。それで或は「通謀に依り」と云ふ文句はどうかとの提案があつたが併し當事者の諒解なくして詐害認識の存することがあると云ふ非難があつた。

議長 先づ正當なる所持人に對抗することを得ざる抗辯を列擧的に舉示すべきかどうかの問題を票決に付する。

其結果左の如し

- 賛成……獨逸、匈伯、佛、伊、日、墨、諸和、露、スエーデン、土(以上十四票)
- 反對……スイス(一票)
- 回避……白米、英(以上三票)

仍て委員會は更に如何なる抗辯を統一法に規定すべきかの審議に進んだ。

次の如き編制がよいと思ふ。

『被告ハ爲替手形ノ所持人ニ對シ、自己ト第三者トノ間ノ關係ノミニ立脚スル抗辯ハ所持人ニ於テ詐害意思ノ存セザル限り之ヲ對抗スルコトヲ得ズ』

バイヒマン氏

此編制に依ると従前の擔保者裏書人との間の關係に立脚する抗辯を排斥する結果になる。

ナギー氏

其見解に賛成である。

仍て此點は編纂委員會に付託することとなつた。猶ほ後舉の點に於ては、この問題に對して、そして更に惡意の問題の審議に移つた。

ナギー氏

對惡意の代りに「詐害意思」と云ふ文句を提議したい。

カルリン氏

惡意(mauvaise foi)と詐害意思(dol)との間には何等の差異がないものと思ふ。従つて前の文句の方が

素人にも分り易い丈優つてゐると思ふ。

ジツヘルマン氏

併し其惡意と云ふ語は第八十一條に於て他の意義に使用されてゐるから茲に之を使用しない方が

よ。

私(私)は intention frauduleuse (詐害的意思)と云ふ文句を提唱したい。それは dol と云ふ文句よりも明瞭

であるし collusion (通謀)よりも意味が廣。

バイヒマン氏

矢張惡意の語の方がよろしい。

ジモンズ氏

私はエルネストピカール氏の提案に賛成である。

ハンメルシュラーグ氏

私は通謀の語がよいと思ふ。何故ならば對抗せらるべき抗辯を免れるに付て利益を有するものは

所持人の直接の前者であつて所持人ではなく、所持人は單に其共犯たるに過ぎない。従つて第三者に

對する抗辯を認容せんとする場合に第三者と現所持人との通謀と云ふことを得よう。

カルリン氏

併し所持人は其直接の前者に對して債務者が抗辯を有つてゐることを知つてゐるが、當の直接の前

者自身は左様な抗辯を知らないと思ふ様なこともあらう。こんな場合には通謀を伴はない惡意で

ある。右の問題は之を編纂委員会に付託することにした。

私は主査委員として第十七條にある文句は第十九條第三項に於けると同一であることを注意した。

議長

では次に支拂差止の問題を審議したい。

リオン・カアン氏

佛蘭西法では原則として爲替手形に對する支拂差止なるものを認めない。唯次の如き二個の例外を認める即ち一は手形喪失の場合であり他は所持人の破産の場合である(フランス商法第百十九條参照)それで統一法に於ても同様の原則を掲げることが適當であつて若し其認容すべき例外に付いて意見の一致を見なければ統一條約中に其留保を爲すべきである。若し又其問題が統一法にて規定されない場合には國內立法に於て之を解決すべきである。

ジモンズ氏

其支拂差止の觀念を之が制度の知られてない國々に採用せしむることは至難である。獨逸に於てはリオン・カアン氏の提出せらるる問題は色々な法律に依つて決定されてゐる。即ち民事訴訟法は一般に如何なる債務者に對してでも之に通達することの出来る支拂差止を規定してゐる。又破産法及び取消手續法は特種の場合を規定してゐる。リオン・カアン氏の舉示せらるる二個の例外の場合には獨逸に於ても同様に生ずる。若し所持人が爲替手形を喪失した場合には所持人は支拂人に其旨を通知することが出来るのであつて、此の場合支拂人は果して手形呈示者が支拂を受くる權限あるものであるかどうかを審査する義務がある。又所持人の破産の場合には支拂人が破産の事實を知つて手形を破産者に支拂つたなら其責を免れることが出来ないことになつてゐる。

議長

では統一法に於て支拂差止に關する規定を設くべきかどうかを票決に付する。

賛成……米伯佛・伊(四票)

反對……埃甸・白・丁・日・墨・ノール・ウエ・イス・エー・デン・スイス(十票)

回避……獨英和廣(四票)

期間を定めないうで引受の爲めの呈示を命ずる約款を振出人が記載し得るかどうか第二十二條第一

項を決定する必要がある。第六十四條に於ては此點に關する何等の制裁を規定してゐない。従つて此約款を無視した所持人は引受拒絶に依る遡求権のみを喪失すべく、それは當然のことであらうが支拂拒絶に依る遡求は維持するのである。そうすると右の約款は其存在理由がなくなる。

ジモンス氏

併しそれだと云つて、其約款が全然無用ではない。何故ならば右約款に従はない所持人は失權はしないとしても損害賠償の責任を負担するのである。

ハンメルシネラーグ氏

一定の期間を定めて引受呈示を命じた約款に付いても當委員會の決議に依れば其違反の効果は期間を定めない引受呈示約款の制裁よりも別に強くないのであるから私の曩の提案は撤回する。

會議は五時十五分閉會

第十三回會議

千九百十二年六月二十七日 木曜日 午前

議長 アツセル氏 十時十五分開會

英國及びルユクセンブルグ代表欠席
議長

當委員會に於て討議すべきことが尙二點残つてゐる。即ち時効に關する問題と一部引受に關する問題である。曩にハンガリア代表は時効の最高期限を定め其最高期限は満期日より三年と爲すべきことを提案したのであつた。而して是に付いては更に他の問題が生ずるのである。即ち右の如き最高期限を定めると永い間自己の後者より請求を受けない爲め自分の方でも其前者に請求しなかつたところ右最高期限の切れる頃になつて突然後者より請求を受けた爲め自分に何等の過失なきに拘はらず自己の前者に對する請求権を失ふことになる場合が生ずるが果して斯かる結果を認容出来るか。第八十二條は斯様な場合を豫想してゐない。右の如き結果を避くる爲めには更に時効の停止・中断の新たなる事由を創設しなければなるまい。

メネゼス氏

議長の述べられた期間の経過しかかつた際、ブラジルでは訴訟を提起しないで時効を中断する道がある。其方法は即ち裁判上の拒絶證書通知と云ふ手續であつて其後は新たなる期間が進行することになるのである。

ダギト氏

ハンガリーの法律に於ては言葉は餘り正確ではないが訴訟告知^{デクレット}と稱して若し手形債務者が或は其
遡求權を行使することあるべき旨の意思を表示したときは時効を中斷せしめ得る制度を認めてゐる。
ジモンス氏

爲替手形上の債務を負担してゐる總ての者に對しまだ他の手形當事者から請求も受けないので其
前者に對して催告手續を爲す權利を認むる必要はあるまい。
議長

將來其前者に對する債權者となるべき爲替手形上の債務者に對しては總て其前者が時効を對抗す
ることに依つて遡求權を行使することが出来ない様な状態に陥ることを防止する手段を認むる必要
あることは異論のないところである。又他面に於て時効の停止又は中斷を目的とする告知たる手段
は單なる催告^{ソルマシオン}の形式を有ち得ないことも總ての人の意見の一致するところである。

ジツヘルマン氏
ハンガリーの提案する三ヶ年の期間はロシア法の第七十五條に於ても認められてゐる。此點に付
いては私は當會議に於ても顯著な法律學者グルンフート^{グリンフート}(ウイン大學法科教授)の學説を援用したい。
そして又グルンフートに從つて獨逸の實際も亦同様な取扱に確定してゐることを述べたい。

議長

第八十二條の末項には總て償還の請求を受けたる手形債務者は其直接の前者に對して之が通知を

爲す義務ある旨の規定が存する。此規定は現在では通知の効果を規定してゐないが時効の最高限を
定めんとする以上は之に應ずる様右規定を變更する必要がある。

バイヒマン氏

ハンガリーの提案は引受人に對してのみならず振出人及裏書人に對しても三ヶ年の時効に罹る趣
旨であらうと思ふがそれなら現在の制度が優つてゐる。

ナギー氏

従たる債務者たる裏書人は主たる債務者たる引受人よりも長期間責任を負ふべきでないことは最
も重大な事である。

ジツヘルマン氏

バイヒマン氏は現在の制度が優つてゐると言はるるけれども若し振出人が引受人に資金を供して
ゐる場合には引受人に對する利得償還請求權が残るのであつて此利得償還請求權の行使は之を全く
責むべき點のない振出人に負擔せしむるよりも有効期間内に請求することを怠つた所持人をして爲
さしむるが正當である。又若し振出人が資金を供してゐないとすると通常所持人は時効に罹つたに
拘はらず振出人に對する利得償還請求權を有するのである。だからハンガリーの提案は別に所持人
にも振出人にも危険はないのである。
ノルケン氏

参考の爲め申上げるが、ロシア法に於ては利得償還請求権なるものを認めないで其代り二個の时效期間を認めてゐる。即ち引受人(約束手形の振出人)に對しては長期时效の五年であつて裏書人及振出人に對しては短期时效の三年である。

カルリン氏

ハンガリーの提案は若しも夫の償還請求の通知が时效を中断する效力ありとさるるならば全く之に左擔することが出来る。

リオン・カアン氏

孰れにするも夫の通知を爲すべき方式を規定しなければならぬ。第八十二條に依ると此通知は第五十五條に規定する方式に従つて爲さなければならぬことになつてゐる。所が第五十五條の解釋として此通知は單純なる書信に依つても爲すことが出来ることを決定してゐるのである。併し爲替手形法の如く嚴格なる規定に依つて規律されてゐる事項なのであるから右の如く單純なる書信に依るが如きは时效中断の爲めには餘りに簡易に失する嫌がある。

シヤンツェル氏

其見解に賛成である。單なる通知に时效中断の效力ありとは認むることを得ない。どうしても第八十二條末項に云ふところの通知の效力を明瞭に規定する必要がある。

議長

要するに次の三個の點に付いて委員會の意見を決定する必要がある。即ち

- (一) 三ヶ年の最高期間を認むべきや否や
- (二) 所持人の裏書人に對する消滅时效期間を六ヶ月より一ヶ年に擴張すべきか
- (三) 總ての債務者——未必的の債權者——に對して何等かの行爲……其行爲の方式は後に決定するとして……に依りて时效を中断する爲め前者たる裏書人に對し其請求權を留保する權能を與ふべきか。

シヤンツェル氏

私は進行上の動議として述べるのであるが、右の三個の問題は相互に密接な關係を持つてゐるから此等三問題の中孰れに付いても他の二個の問題が如何に解決されるかを知らなければ投票上の意見を發表することが出来ないと思ふ。

議長

先づ三問題の各個に付いて投票を爲し更に其後全體を一纏にして票決に付したい。

フイツシエル氏

茲の时效は引受人にも裏書人にも共通な时效であるか。裏書人に對して三年の期間の終り頃になつて請求し而かも其請求者は时效の中断を爲すに付何等の利益なき場合があり得る。併し之に反して取引界は遡求權が时效に罹らないことに付いて重大な利益を有つてゐる。茲に一の矛盾が存する

のである。のみならず裏書人が或土地に於て期間の終り頃請求を受け、引受人が他の土地に居るときは時効を中斷することを得ない場合が生じ得ると思ふ。ナギー氏
フイツシエル氏の提出さるる様な危俱はない。元來期間の終り頃訴訟を提起すると云ふことは頗る稀である。加之、此場合に於ても常に尙裁判上の行爲に依つて時効を中斷する方法が存するのである。

議長
通知を爲す権利は債務者即ち未必的債権者が自己の利益の爲め必要であると思へば直ちに行使出来るものである。

ジツヘルマン氏

ハンガリーの提案は裏書人の地位を改善するものであつて現在の主義よりも裏書人に有利である。フイツシエル氏の擧示せらるる様な場合に對しては、請求告知は單なる書狀或は更に電報に依りても爲すことを得る旨を規定することに依つて其不都合を避けることが出来る。勿論右の書狀又は電報の内容及び之が有効期間内に於ける發送の事實を證明する爲め認證其他の方法に依る何等かの方式を規定する必要がある。

第一點に對する票決の結果左の如し

賛成……獨逸、匈、白、佛、日、露、スエーデン、スイス、土(以上十一票)

回避……米、丁、伊、タ、キ、シ、コ、ノール、ウエー、和(六票)

仍て右第一點は可決された。

ジモンズ氏

第二點に關して私はフランスの提案を容るることは出来ない。獨逸に於ては三ヶ月となつてゐるのであつて之を六ヶ月に延長することに付いて既に大なる犠牲を拂はなければならなかつたのである。それを更に一年にするが如きは獨逸代表としては許されて居らぬ。

第二點に對する票決の結果左の如し

賛成……匈、白、ブラジル、佛、日、メキシコ、露、スイス、土(九票)

反對……獨逸、ノール、ウエー、スエーデン(四票)

回避……米、デンマーク、伊、和(四票)

仍て第二點も可決された。

第三點に對する票決の結果左の如し

賛成……獨逸、匈、白、佛、日、露、スイス、土(十一票)

回避……米伊白・メキシコ・ノールウエースエーデン(六票)

従つて第三點も可決された。

シヤンツエル氏

主たる債務者即ち引受人及び其保證人に對する時効期間を四ヶ年に延長すべきことを提案したい。イタリヤ代表は唯今の三問題の各別的提出に對しては投票を回避し唯提案に係る新主義の全部に對して一括的投票を留保したのであつた。イタリヤ代表は唯今の投票の結果に因る新主義は之を受諾せんとするものであるが唯第八十二條に對して更に一の修正を加へ引受人及び其保證人に對する時効期間を延長すると云ふ條件に於てのみ受諾するものである。右票決の結果に因る修正も裏書人の地位を著るしく有利ならしむる効果を持つが引受人に對して請求する可能性を持ち得ない振出人の利益を害することがある。イタリヤ法に於ては其時効は五ヶ年と云ふことになつてゐる。

右の提案に對する票決の結果左の如し

賛成……白伯佛・伊・メキシコ・和露土(八票)

反對……獨澳・匈・日(四票)

回避……米・デンマ・ルク・ノールウエースエーデン・スイス(五票)

従つて右提案は採用された。

三問題を一括した全部に對する投票の結果は次の如し

賛成……匈・白・ブラジル・佛・伊・日・メキシコ・露・スイス・土(十票)

反對……澳・丁・和(三票)

回避……獨・米・ノールウエースエーデン(四票)

従つて右は可決された。

議長

次に一部引受の問題を論じたい。

ハンメルシュラーグ氏

私は一部引受の可否に關する獨逸の提案と佛蘭西の提案とを調和せしめたいと思ふ。即ち一部引受なるものを認容せざる獨逸主義の弊は振出人及び裏書人は一部引受でも之に付いて利益を有つてゐるではないかと云ふ點に存する。若し一部引受を認めないと彼等の地位はそれが爲め悪化する。彼等是一部引受さへ得てゐないのにそれにも拘はらず所持人に對しては責任を負ひ所持人は常に爲替手形の全額に付いて遡求權を有する。之と反對に又佛蘭西主義の如く一部引受を認容すると甚だしく複雑になると云ふ嫌がある。それで次の如き折衷的提案はどうかと思ふ。即ち所持人は全額に付いての遡求權を有するが、一部の引受は之を認容する義務があり若し之を拒絶すると損害賠償の責任ありと爲すことである。

リオンカアン氏

一部引受に關する兩主義は各利弊があるが、一部引受は振出人及裏書人の擔保義務を輕減すると云ふ重大な利益があるから之に賛成する。尤も受諾出來る様なものならハンメルシュラーグ氏の提案するが如く一の折衷案もよいけれども同氏の折衷案には満足しがたい。のみならず統一法に於ては新たな主義を創生するよりも現行法制中の最もよい主義を採用すべきである。蓋しそれは經驗の上に根基すると云ふ重大な利益があるからである。

ジモンス氏

ハンメルシュラーグ氏の提案に佛蘭西が應ずることが出來ないとすれば、現在の如き統一法の主義を可とする。

カルリン氏

一部引受人の責任は如何

ハンメルシュラーグ氏

一部引受を爲した支拂人は私の提案では所持人に對し假に所持人が先づ裏書人に對する遡求を選んだとしても引受の限度に於て責任があるのである。従つて裏書人の破産した様な場合には所持人は引受人に對し其引受を爲した限度に於て何時でも更に掛つて行くことが出來るのである。

ジモンス氏

獨逸の提案は一部引受なるものは單に任意的性質を有するものであつて強制的なものではないとするに過ぎない。そして實際上所持人は一部引受にても全然ないよりは手形の價值を増すものであるから一部引受に反對することはあるまい。唯それにも拘はらず全額に付遡求する権利があるとするのである。

エルネスト・ビカール氏

ハンメルシュラーグ氏の提案は裏書人の利益を充分保護しない。

ハンメルシュラーグ氏

その提案を撤回する

ジモンス氏

私も獨逸の提案を撤回したい。

従つて第二十五條は其儘維持された。第六十一條には、一部引受の後遡求權が行使される場合に於ては、引受なかりし金額の償還を爲すものは其一部償還の旨を手形に記載し且其受領證の交付を爲すべき旨請求することが出來ると規定し裏に所持人は爲替手形の全文認證謄本及び拒絶證書を償還者に交付することを要すべく裏書人より

他の裏書人及振出人に對して爲すべき遡求に付きては右の謄本は原本の代用を爲す旨を規定してゐる。併し此後の第二段及第三段の規定は實際上何處にも利用されることがなく之を承諾するに付いては疑もなく大なる躊躇が存する。手形債務者は手形原本の呈示及交付と引換にあらざれば其債務を履行する義務なきを原理とする。此原理が充分の理由を有することは特に補足的の説明を要しないであらう。此原理に對して支拂人が一部引受をしたと云ふ理由のみを以て例外を認むることは危険であり且 unnecessary である。何故ならば若しも遡求者が自己の前者に對して遡求して行くを利益なりと考ふるならば爲替手形を全部償還して失舞ふ權能があるのであつて此場合支拂人の一部引受に依つてカバーされてゐる金額をも償還すると云ふことから生ずる不利益は爲替手形の原本に依らないで其認證謄本を基礎として請求された場合に其請求を受けたものが蒙ることあるべき危険に比すれば其重大性が弱いのである。従つて私は右條文の第二段及第三段を削除して其代りに次の如き一項を加へたらよいと思ふ。

「凡テ遡求ヲ受クベキ債務者ハ手形金額全額ノ償還金ノ支拂ト引換ニ爲替手形及償還受領計算書並ビニ拒絶證書存スルトキハ拒絶證書ノ交付ヲ所持人ニ對シテ請求スルコトヲ得」

此規定に依れば前者たる裏書人は一部引受の記載ある手形の償還を爲しそして手形原本に基づいて其權利を行使することを得る。

ジモンズ氏

其提案は裏書人に對する關係に於ても又振出人に對する關係に於ても正當でない。

右提案を票決に付した結果ハンガリーを除く他の諸國の一致を以て否決された。

但し米國は回避

尙カルリン氏がアツセル議長に對して議長の委員會の討議指揮に關する卓越せる方法に對して感謝の辭(其際委員會に於ては烈しき喝采があつた)があつた後會議は十二時半閉會した。

第十四回會議

千九百十二年七月五日金曜午前

議長 アツセル氏

米國代表欠席

十時十五分開會

議長

主査委員諸君が其報告書作成に當つて審査委員會に於て可決された若干の規定に對して修正を加

ふる必要ありと認められたのである。本日當委員會の委員諸君にお集りを願つたのは右主査委員の提出に係る提案を審議せんが爲めである。従つて本日の委員會は右の提案のみを取扱ふべく、編纂との問題や右主査委員の提案以外の提案は審議しないことにしたのである。併し若し時間の餘裕があれば主査委員以外の委員に於かれても統一規定の修正條文に關する意見を述べられても差支ないのである。

主査委員の提案は十二ある。尙茲で主査委員より當委員會に報告すべきことがある。

リオン・カーアン氏

私は吾々主査委員の要求に依つて議長が審査委員會を再開されたことを感謝するものである。主査委員が審査委員會の再開を望んだ理由は三個ある。第一、主査委員は審査委員會の會議に於て決定されなかつた問題に注意したのである。次に主査委員に於て、審査委員會が爲した決議の意義を明確に把握することは必ずしも容易でなかつたのである。最後に、若干の問題に關しては主査委員相互の間に意見の相違を來たしたのであつて、而かも主査委員は二名しかないのでから多數決に依つて右の相違を解消せしむることが不可能であつたのである。

各種の問題に入るに先だつて私は豫備草案の新條文に付いて一般的の説示を爲したいと考へる。一體吾々主査委員は條文の數を減少せしむることに大なる努力をしたのである。千九百十年の會議に於て出來た豫備草案に於ては八十八ヶ條を包含してゐたが新豫備草案に於ては七十九ヶ條しか

ない。是は既に一の進歩であると云へるが、此結果は若干の問題を統一法の範圍外に驅逐することに依つてのみ達することが出來たのである。例へば單に資金の問題だけでなく爲替手形の喪失の場合をも國內法で規定することになつたのである。

現在行なはれてゐる數多の立法に従つて主査委員は豫備草案を二個の編に分ち其一は爲替手形に關し他は約束手形に關することにしてゐる。

次に主査委員は條文の順序を更に章の順序をさへ變更したのである。又或種の章例へば参加引受に關する章の如きは削除して之が規定は参加支拂の規定と併合して一個の章に規定したのである。

議長

主査委員の提案は修正條文の第八條舊第九條に關する。

代理スル權限ナキ他人ヲ代理シテ爲替手形ニ署名シタル者ハ爲替手形ニ依リ自ラ其義務ヲ負フ權限ヲ超過シタル代理人ニ付又同ジ
リオン・カーアン氏

本條は二個の場合を包含する。

(一) 何等の委任を自己に與へざる他人の代理人として爲替手形に署名を爲したる者に關する。此署名者は自ら爲替手形に依り責任を負ふのであつて、所謂委任者なりと稱せられた者は何等の責任を負はないのである。此點に於ては何等の異論がなく。

(二) 本條に規定された第二の場合には署名者が其代理する者より委任を受けてはゐるが手形に署名するに當つて其權限を超へた場合である。例へば一萬フランの手形振出の委任を受けたものが一萬五千フランの手形を振出した場合である。此場合には二個の解決法が可能である。即ち受任者(代理人)が五千フランの限度に於て責任を負ひ、委任者(本人)は一萬フランの限度に於て責任を負ふと云ふ方法が其一である。或は受任者は手形の全額に付いて責任を負ひ、唯一萬フランの限度に於ては手形振出の權限があるのであるから此部分に付いては委任者との間に於て其關係を處理解決するのである。

主査委員會は右の内第二の解決法を至當であると考へてゐる。審査委員會に於ても此見解を是認するならば、もつと明白に此思想を表明する編纂を爲したがよいと思ふ。

ナギー氏

受任者が委任者の代理人として手形に署名するに當つて其權限を越へた場合には二個の問題が生ずる。此問題の一は遡求に關する。そして遡求の單一と簡易の爲めに、リオンカアン氏の解決法は誠に最良のものである。併し此問題以外に更に此解決法が爲替手形上の權利を有する者に對して満足なる結果を與へるかどうかを調べなければならぬ。權限を超越した受任者は通常充分の擔保力を有つてゐない。それは恐らくはささやかな被擔者であるに反して代理された本人は辨濟能力に何等の疑なき大商人であらう。従つて爲替手形上の權利を行使せんとするものは本人たる委任者に對して

彼が債務を負担せんとした限度に於て請求を爲し得ることに重大なる利害を有つのである。

成程斯くの如く遡求額を分割すると事態を紛糾ならしむることにはならうが遡求權を有する者の利益には一層役立つのである。

リオンカアン氏

ナギー氏には多少の思違ひがある様に思はれるが實質上氏の見解は私のと一致するのである。第八條は唯受任者が爲替手形上の責任を負ふかどうか、又如何なる範圍にて負ふかの問題のみを決定してゐるのである。而して之に對しては主査委員會は其振出した手形の全額について責任を負ふ旨宣明することを提議するのである。

然らば委任者は責任を負ふか。統一法草案は此點に於て何等明確にして居らない。併し一般法の規定に依り彼は其名に於て債務を負担すべく委任した金額の限度に於て債務を負担するのは當然である。

ナギー氏

リオンカアン氏の説明の誤解であるかどうかは知らないが、氏の説明に依れば委任者は單なる民事上の請求を受けるに過ぎないのであつて手形上の請求を受けるのではないと云ふ趣旨であらう。併し私は手形上の請求を委任者に對して行使することを認むべしと云ふのである。

リオンカアン氏

私もナギト氏の最後の意見に賛成なのである。草案には委任者に對して認められた請求に付いて何等の規定がない。併し委任者は自己の名に於て一萬フランの爲替手形の振出を爲すことを委任してゐるのであるから此一萬フランの限度に於ては手形上の請求を受くべきは當然であらう。

ナギト氏
其見解に賛成である。併し其事を明確に報告書に於て表明するを至當と考へる。

バイヒマン氏

本條に於ては委任者若しくは受任者に對して行使することを得る請求權の性質を規定すべきものではない。手續に關する事柄はすべて國內法に留保されてゐるのであるから。

議長

主査委員の提案即ち權限を超過した受任者は其署名した手形債務の全額に付いて責任を負ふべしとする點は異議なきものと認める。

シヤンツエル氏

それはよいが、その趣旨を一層明白にする様に第八條を立言すべきである。

リオン・カアン氏

其趣旨に於て本條を立言する様に努力しよう。

第十六條(舊第十七條)

爲替手形ニ因リ請求ヲ受ケタル者ハ現在ノ所持人ニ對シテハ自己ト振出入又ハ前ノ裏書人トノ間ノ人的關係ニ基ツク抗辯ヲ對抗スルコトヲ得ズ。但シ其者ニ對スル裏書ガ詐害的合意ノ下ニ爲サレタルトキハ此限ニアラズ
リオン・カアン氏

本條は舊第十七條に該當するが舊第十七條に於ては所持人に對抗することを得べき抗辯のみを列擧してゐたが審査委員會に於ては此編制を逆にして所持人に對抗することを得ざる抗辯のみを指示すべきことを決議したのである。新立案の本條は此決議に従つてゐるのである。

千九百十年の會議の際出來た豫備草案に於ては總ての抗辯は惡意の場合には所持人に對抗することが出來ることになつてゐた。そして此惡意(mauvaise foi)なる言葉は幾多の議論を生じたのであつた。仍て主査委員は審査委員會の討議の際述べられた各種の意見を改めて一つ一つ審議した結果、裏書人と最後の所持人との間に合意の存することの意を包含する言葉を用ふる必要ありと認むるに至つたのである。そこで主査委員は但シ其者ニ對スル裏書ガ詐害的合意 *Faute de fraude* ノ下ニ……と云ふ立言を提案するのである。我等の見るところでは單なる惡意は總ての抗辯を所持人に對抗することを得せしむるに充分でないと考へる。それは次の理由に依るのである。例へば一人の所持人が引受人より自己に對抗することを得べき抗辯を免れんが爲め此抗辯を知らない他人に手形を譲渡し

たとする。此場合には慥かに悪意が存在するが併しそれは裏書人の側に於てのみであつて被裏書人の側には存しない。被裏書人は善意であつて又其取扱をしなければならぬ。此事から次の如き結論が生ずる。即ち詐害的合意のない限り一般の原則即ち振出人若くは前の裏書人と被告との間の人的關係に基づく抗辯は所持人に對抗することを得ないとの原則に依らなければならぬ。

ナギー氏

私も原則として主査委員の見解に賛成である。實際詐害と云ふ觀念を本條中に採り入れなければならぬ。けれども詐害的合意と云ふ文言は餘りに局限された意義しか持たぬ様に思はれる。裏書人と所持人との間に何等の合意がないが而かも所持人が手形を取得するに至つた事情はどうしても所持人をして前者たる裏書人に對抗し得べかりし抗辯の對抗を受けしむるも正當とする様な場合がある。仍て此意を表現する爲め詐害的合意と云ふ言葉の代りに詐害的行為 *acte frauduleux* と云ふ文字を用ふることを提案したい。

ハンメルシュラーグ氏

私は主査委員の提案に係る立言が最良のものであると思ふ。手形を他人に移轉することに依つて抗辯の對抗を免れんとする者は其裏書人のみであつて右の他人は自分としては抗辯罷脱の利益を持つてゐないのであるから云はば裏書人の共犯者に過ぎない。だからして債務者が前の所持人に對抗することを得べかりし抗辯を現所持人にも對抗することを認むるのは詐害的合意の存する場合に限

るとしなければならぬ。即ち裏書人の側にも所持人の側にも悪意の存する場合でなければならぬ。單に裏書人の悪意のみにては充分でない何故ならば此場合でも所持人は善意なることあるべく之に對して問題の抗辯を對抗することを得しむべきではないからである。又同様に裏書人は善意で所持人のみが悪意なる場合にも關しないのである何故ならば前者自身が全然知らない所の其者に對する抗辯を排除せんが爲め他人が手形を取得すると云ふことは起らないからである。

ナギー氏の述べられる場合例へば現所持人が手形を窃取した様な場合茲に考慮さるべきものではない何故ならば此場合には前者に對する抗辯の認容の問題ではなくして所持人は統一法の規定に依り手形を返還しなければならぬ場合である。それは豫備草案の第八十一條の規定するところである。

カルリン氏

私はナギー氏の見解に賛成である。所謂詐害的合意と云ふ言葉は生ずることあるべき總ての場合を包含することが出来ない。審査委員會に於て此點に付いて討議の行はれた際にコンクリート通謀と云ふ言葉は餘りに狭いと云ふことを大多數を以て決定したのである。所が詐害的合意と云ふ言葉は狭きに失する點に於て之と異ならない。だから私は次の如く規定したらよいと思ふ。

『爲替手形ニ因ツテ請求ヲ受ケタル者ハ善意ノ所持人に對シテハ自己ト振出人又ハ前ノ裏書人トノ間ノ人的關係ニ基ツク抗辯ヲ之ニ對抗スルコトヲ得ズ』

そして所持人に對して認むる善意の推定を廢へす爲めには詐害的合意が必要であるかどうかと云

ふことは判例に其解決を委嘱すべきものである。

リオン・カーアン氏

では右のカルリン氏の提案を編纂委員会に付託することにしては如何。

右は審査委員会にて可決された。

第二十四條舊案にても第二十四條

引受ハ爲替手形カ一覽後定期拂ナルトキ若クハ特別ノ約款ニ依リ定メラレタル期間内ニ引受ノ爲

メ呈示スルロトヲ要スルトキハ之ニ日付ヲ記載スベシ

リオン・カーアン氏

千九百十年の豫備草案の規定に依れば引受人が引受の際記載すべき日付は呈示の日付であつて引受の日付ではないことになつてゐた。

之に反して茲に主査委員の提案する條文に於ては右の熟れの日の日付を記載すべきかを明言して居らぬ。

此點に付いては特に獨逸に於て其見解が頗る分れてゐる。そこで主査委員が茲に提出せんとする問題は次の問題である。即ち右の點は明文にては之を命令的に解決せず其解決を商慣習に委ねたこ

とは當然であつて唯報告書中に其旨を記載することとすべきか。

ライツンシュエル氏

此の點に付いては一覽後定期拂の爲替手形が海外取引に於て演ずる役割を注意することを要する。現在迄は此種の手形に付いての條件は獨逸に於けると英國に於けるとは同一であつた。即ち一覽後の期間は呈示の日から進行するのであつて又此點に關してロンドン向の爲替手形とハンブルグ又はベルリン向の爲替手形との間に差異あらしめざるを必要だと考へる。現在行なはれてゐる手形法に依れば爲替手形は呈示の即日引受くべく若し引受が拒絶されるれば直ちに拒絶證書を作成せしむる權利があるのである。其必然的結果として總ての場合に呈示の日を期間進行の起算點とするのである。統一法中に所謂考慮期間なるものを採用することは獨逸に於ては重大なる非難があつたのである。だから其弊害を更に大にして右の規定の結果一覽後定期拂の爲替手形の原理に變更を加へてはならぬと考へる。一覽後三日拂の爲替手形が祭日の介入する爲め其呈示の後四日又は更に其後に於てのみ支拂ふべきものとなすことすら之を認容し難いのである。本條の前の條文は多少の變更があつたが支拂人は一日の考慮期間を要求することが出来ることになつてゐる。従つて一覽後の期間進行の起算日を決定する爲め明瞭な規定を置かないと必然的に難問が生じて来る。所持人は一體如何なる權利を有するのであるか。支拂人は如何なる義務を有するのであるか。顧客との間の取引關係に於ては二個の當事者即ち其者の爲めに引受がなされるところの者と其者の爲め手形の呈示が爲さる

るところの者とである。而して此三個の利益關係は直接に對立した立場にある。若し右の點に不明確にして置くとか其者の爲めに手形の引受がされる方の顧客は支拂人に對して云ふであらう。『何故お前は考慮期間を要求して翌日の日を以て引受の日付をしなければならぬのか』と。然るに他の顧客即ち其者の爲め手形の呈示が爲さるる者は反對に日付が呈示の日に照應してゐないことを咎めるであらう。斯くの如き状態は決して望ましくない。だから私としては『一覽後若干日拂』と云ふ文句の正確なる意義を維持して其所謂一覽(One)とは呈示(Presentation)を意味せしむべきものであると思ふ。呈示なる語は諸國の法制に於ては一覽と同義に用ひられてゐる。そして又手形の文言に依ると期間の進行するのは呈示からとなつてゐるのであつてそれは慣習にも合致し又事物の性質にも適應するのである。然るに之に對して何故變更を加へなければならぬのか。そこで私は此點に關して千九百十年の會議に於て爲された討論の結果立案された現草案の規定を維持すべきことを提議するものである。若しも此點に關して一致を見ることが出来なければ少くとも報告書中に於て、茲に云ふ日付なる語はそれが呈示の日を意味するものであるかどうかは各地に於ける商慣習に依つて決定すべきものである趣旨を明言する必要がある。そうすれば獨逸に於ては引續き現在の慣習に準據することが出来るのである。頗る長い實際的の慣行に基づいてゐるところの英國法は更に數歩を進めてゐるのである。英國法は引受の前に十日から十四日間と云ふが如きかなり長期間を經過した場合に於ても反對の合意なき

限り呈示の日を記載すべきことを要求してゐるのである。海外取引關係に於ては物品證券が未だ到着しないと若しくは何等かの間違があつて顧客に電報を打たねばならぬ等のことで數日間待たざるを得ないことがある。今日に於ては此等の必要なる少期間は之を認容してゐるが將來それが爲め顧客との爭論を生ずる様では其關係は頗る困難になるであらう。

バイヒマン氏

此問題は第三十五條で解決されて居はしないかと思ふが併しフイツシエル氏の見解には賛成であつて引受には呈示の日付を記載すべきことを明白に規定するを可とする。

ナギー氏

査閱の爲めの呈示と引受の爲めの呈示とを區別すべしとするハンガリーの提案を審査委員會が採用するならばフイツシエル氏の説明は誠に正當であると思ふ。けれども此區別を採用しないのであるから第三十五條の規定を斟酌しなければならぬ。此第三十五條に依ると引受に日付の記載がなされなかつた場合には拒絶證書を作成せしむべく其拒絶證書の日付が一覽後の期間の起算點となることになつてゐる。従つて若し引受に日付の記載がされた場合には此日付が拒絶證書の日付に該當するものであるからして、此引受の日付の日から期間を計算を爲すべきを論理上正當である。

ジモンズ氏

フイツシエル氏の提案する規定は所謂不完全規定となるであらう。何故ならば引受人が若し之に

従はなければ、一覽後の期間の起算點となるのは常に拒絶證書の日付と云ふことになるからである。だから此問題は統一法に於て決定しないで之が解決を商慣習に委ねるを可とするであらう。成程引受には通常呈示の日を以て日付とする國もあらう。併し國に依つては商人は引受の日と符合もしないのに呈示の日を引受の日付とすることに重大なる難色を感じる所もあらう。斯様な國では斯くの如き記載を爲すのは一の文書偽造であるにさへ感ずるであらう。従つて斯くの如く商人の忌み嫌ふ所を何も強制する必要はあるまい。尤も取引の要求が到るところに於てフイツシエル氏の説明する様なものであるならば氏の提案するが如き規定を世界的の規定となすべきである。

リオシカア氏の見解に賛成である。主査委員の主張する主義に依ると一覽後の期間の起算點は引受に記載した日付とするのである。シヤンツェル氏の見解に賛成である。此問題に對して疑を存せしめて置くのはよくない。何れかに決定すべきである。

千九百十年の會議の際第三十五條に付いて若し引受がない場合に於ては拒絶證書作成の日より一覽後の期間を計算すべきことを決議したことは相違ない。そしてそれは止むを得ないことであるから之に反對の理由を見ない。千九百十年の會議に於て私は英國に於ける慣行に付いての説明を求め

て英國に於ても矢張拒絶記載の時を起算點とすることを知つたのである。併しそれは引受の拒絶された手形に付いての話である。そしてそれに付いてなら拒絶證書の日を起算點とするに異議はない。成程所持人は一日分の利息を損することになるが別に六百分の一の手数料の請求権があるから之で我慢しなければならぬ。

けれども日日の經驗に依つて明瞭であるが如く考慮の後引受のされる爲替手形も勿論存在するのである。それはだから全く拒絶されたものではない。そして斯様な手形に如何なる條件を適用すべきか、支拂人の義務は如何、所持人の権利は如何と云ふことを明瞭に決定する必要があるのである。若しも之が決定を商慣習に委すと云ふのであれば少なくとも之を報告書中に明記し、獨逸に於ては英國のと同様である現在の主義を維持することを得る趣旨を明らかにして貰ひたいのである。

本來私は千九百十年の草案の規定を優れりとするものであるが萬已むを得なければ提案に係る修正を受諾しないこともないが唯報告書に於て本條規定の疑義を一掃し獨逸現行の慣習を維持する権能を認めらると云ふ條件の下に於てのみ受諾したい。

フイツシエル氏の御述べの御趣旨は此點に於て命令的規定を設けないうで國に依つては引受の日の記載を命ずることを出来る様にするに付いても異議のないと云ふ意味であらうか。

協調の精神からそれは承諾する。

シヤンツェル氏

報告書の中に説明を記載したのでは裁判所を拘束する力を有しないから此問題は條約中に其規定を入れては如何。商慣習が此問題を決定することが出来るのならば國內法は固より一層強い理由で之が規定を設けることが出来るであらう。

リオンカアン氏

條約の規定は之を減少する分でも之を更に擴張してはならぬと思ふ。或國では現在既に條約中に規定された留保條項が餘りに多くて會議の成果が眞の統一と云ふ名に値しないと云ふ非難の聲があるのである。

アツセル氏

だから總ての締約國を拘束する命令的规定を設けるかそれとも現在の條文で満足し唯報告書中に於て商慣習の此點に於ける自由を記載するか孰れかにすべきである。

オノンカアン氏

全然商慣習の如き完全なる明確性のないものに委せて失舞ふと云ふことは非常に不便である。だから事に商慣習でなく國內法に於ても此問題を決定することが出来る趣旨を報告書中に記載すべきである。

そうすると頗る錯雜した主義になつて結局三種の規定があることにならう。即ち一は統一規則

に採用された規定であり、他は條約の規定に依つて國內法制に委託された規定と更に報告書中の記載

に依つて同じ國內法制に委託された規定である。

二報告書に於ては商慣習に委す旨を記載することとは別に不都合がないが國內法に委すことを記載す

べきものではない。

三併し商慣習は屢々不明確であつた各種の異論を生ずるではないか。若し報告書に於て慣習に委す

ことが出来るのならば何故國內法に委すことが出来ないであらうか。

四エルネスト・セカール氏

私は主査委員の提案に賛成である。フランスに於ては査閱は常に呈示の日を以て日付記載を爲すのである。そして必然的に此慣行を生じたのである。若し此慣行を存置せしむる様な提案ならフランスの商人は満足するであらう。

五シヤンツェル氏

此日付の問題は明確なる解決を要すると思ふ。之を統一法に於てなり條約に於てなり断定するを要する。

六シツヘルマン氏

英法に於ては特別の規定があつて引受は呈示の日の日付を記載すべきこととなつてゐる様に記憶する。それで統一法に於ても此規定を採用するのよいと思ふが此規定が今迄何か不都合を惹起したことがあるかどうかを英國の代表にお伺ひしたい。

シヤクソン氏 此規定が採用されることは國內の銀行家等には不都合があると思ふ。私の見る所では此規定は實際上今迄何等の不都合を生じたことがないと思ふ。私の記憶では、引受に記載すべき日付が呈示の日付であるかどうかと云ふ様な問題に付いて討議が行なはれた訴訟事件がない。

ジツヘルマン氏 此規定が採用されることは、銀行家等には不都合があると思ふ。私の見る所では、訴訟事件がないと云ふのは恐らく商人殊に銀行家は常に争訟を避けんと努力してゐるが爲めであらう。併し商人から云ふと議論の生ずると云ふことも常に不快な事なのであつて之を避けたいこと勿論である。だから確實に遵奉し得る明確な指示を當事者に與ふべきものであつて、僅か一日分の利息の問題に歸するのが普通であるから別に特別の制裁規定がなければなくてもよい。それで私は呈示の日の記載を所持人は引受人に對し請求出来る旨を規定するがよいと思ふ。即ち第二十四條の規定に所持人の呈示の日付ヲ請求スルコトヲ得と云ふ文句を附加するのである。

シヤンツエル氏 此規定は第三十五條の規定と牴觸しはしないか。

此規定は第三十五條の規定と牴觸しはしないか。

オリオンカーン氏 此規定が採用されることは、銀行家等には不都合があると思ふ。私の見る所では、訴訟事件がないと云ふのは恐らく商人殊に銀行家は常に争訟を避けんと努力してゐるが爲めであらう。併し商人から云ふと議論の生ずると云ふことも常に不快な事なのであつて之を避けたいこと勿論である。だから確實に遵奉し得る明確な指示を當事者に與ふべきものであつて、僅か一日分の利息の問題に歸するのが普通であるから別に特別の制裁規定がなければなくてもよい。それで私は呈示の日の記載を所持人は引受人に對し請求出来る旨を規定するがよいと思ふ。即ち第二十四條の規定に所持人の呈示の日付ヲ請求スルコトヲ得と云ふ文句を附加するのである。

シヤンツエル氏 此規定は第三十五條の規定と牴觸しはしないか。

議長 此規定は第三十五條の規定と牴觸しはしないか。

ではジツヘルマン氏の提案即ち一覽後定期拂又は特別の約定に依りて定まつた期間内に引受の爲め呈示すべき爲替手形の所持人は引受人に對し引受に呈示の日の日付を記載することを要求し得る規定を設くべきか否かに付きて票決を採りたい。

其結果獨逸、英、日の回避したる外他の一致を以て可決された。

千九百十年の豫備草案の第二十九條に於ては、爲替手形ニ引受ノ記載ヲ爲シタル支拂人ハ其引受ヲ爲シタル旨ヲ書面ヲ以テ所持人若シクハ所持人ノ代理人又ハ何人カノ手形署名者ニ告知シタルトキ又ハ手形ノ占有ヲ失ヒタルトキハ引受記載

ヲ抹消スル權利ナシ』と規定され居り、更に其第三十條に於ては支拂人が引受記載を抹消する權利を有する間に之を抹消したるときは引受を拒絶したるものと看做す旨を規定してゐた。

けれども新條文の第二十八條には

『爲替手形ニ引受ノ記載ヲ爲シタル支拂人ハ未ダ其手形ノ占有ヲ失ナハザル間ハ引受ヲ抹消スルコトヲ得 然レトモ所持人又ハ所持人ノ代理人ニ對シ書面ヲ以テ其引受ヲ告知シタルトキハ右ノ權利ヲ喪失ス』となつてゐるのである。

主査委員の考では未だ抹消する權利のある場合に引受の抹消を爲した支拂人は引受の拒絶を爲したものと看做す旨の規定は不用であると考えたのである。それは當然のことであるからだ。又主査委員は舊第二十九條の消極的立言に代へて或場合には支拂人に於て其引受を抹消する權利ある旨を明言する積極的立言に代へたのである。此種の權利の認容は國に依つては一種の革新であるから右の如き方法がよいと思はれたのである。次に新條文には支拂人が所持人以外の手形署名者又ハ何人カノ手形署名者に書面を以て其引受を爲したる旨を通知した場合を規定して居らぬ。一體支拂人が斯くの如き手形署名者に引受人の通知を爲したが其手形の占有を未だ喪はない前に引受の記載を抹消したときは關係當事者の權利義務は

如何に異なるのであるか。之、各種の疑義を生ずる問題であるから主査委員としては、再度此問題を審査委員會の審議に付したのである。

其先づ問題を明確ならしむる爲め次の三個の場合をハッキリ區別しなければならぬ。

- (一) 支拂人が引受を爲したる旨を手形署名者の何人にも告知せず且未だ手形の引渡をしない間に其引受記載を抹消した場合が一である。之は尤も單純な場合であつて其解決も又明白である。
- (二) 支拂人が引受の拒絶があつたものであつて關係當事者の權利義務は遡求の章の規定に依つてきめるのである。
- (三) 第二は手形の引渡を爲した後に支拂人が其引受を抹消した場合である。此場合には所謂變造であつて従つて之に關する問題は新章案の第七十一條(舊第七十九條)に依つて決定するのである。
- (四) 支拂人が爲替手形に引受の記載を爲して其通知をした。所が未だ其手形を引渡さない前に未だ資金を供してゐない所の振出人が破産した事實を知つて引受の記載を抹消し之を所持人に返還したとする。之本條に於て規定しなければならぬ場合である。そして支拂人が所持人又は所持人の代理人に其引受の通知を爲した場合のみを眼中に置くのである。此問題も大して困難を生じない。蓋し所持人は抹消された引受のある手形と支拂人より與へられた通知とを自己の手裡に有するのであるから有效な引受があつたことを證明することは常に容易である。だから引受人に對する直接請求權を行使すべきであつて引受拒絶に因る遡求權を彼に與ふる理由はない。

此所持人の後者たる各裏書人も手形が引受の通知書と同時に交付されたる場合には同様の地位にあるであらう。併し支拂人が所持人以外の手形署名者に對してのみ其引受を告知したるに過ぎない場合には所持人の地位は如何。所持人としては抹消された引受のある手形しか支拂人より受領してゐないのであつて振出人又は裏書人の一人に對して支拂人より爲された通知に付いては何等知るところがないのである。それで再び手形を引受の爲め呈示し支拂人が引受をせざりし故を以て引受拒絶に依る拒絶證書を作成せしめたとする。そして其前者に對して遡求して行くであらう。ところが支拂人より曩に引受の通知を受けてゐる者が右の遡求の請求を受けた場合には彼は右の通知書を提出して引受が有効に行なはれ従つて遡求權は開始しないことを證明するであらう。以上の如き不都合な結果は如何にして之を救済するか。審査委員の間では此點に付いて意見の一致を見るに至らなかつた。それで獨逸委員は次の如き解決を提案したのである。

即ち支拂人に依つて爲された引受が抹消された場合には所持人は常に拒絶證書を作成せしめた上引受拒絶に依る遡求を爲すことが出来る。併し若し支拂人が最早抹消の權利を有せざる時に引受を抹消した場合には其支拂人は引受の文言に從つて責任を負ふのである。右の如くすると本條の「又ハ何人カノ手形署名者」と云ふ文句を維持することが出来る。即ち支拂人は單に所持人又は所持人の代理人に引受の通知を爲した場合でなく、他の何人かの手形署名者に右

の通知を爲した場合に於ても最早引受の抹消を爲す權利を喪失することを明らかならしむることが出来るであらう。本條の規定は爲替手形に數通の複本があつて其中一通は引受の爲め支拂人に送付され他の一通は裏書に因つて流通してゐる場合に重要な意義を持つのであつて之を維持することを頗る必要なことと考へるのである。斯様な場合……それは海外取引に於ては屢々生ずることであるが……支拂人は自己に引受の爲め複本の一送を送つて來た者に對して引受の通知を爲し他の一通の所持人に對して爲すのではないことは自然である。だから此の他の一通の所持人は支拂人が引受の通知をしたかどうか又何時したかは知らないものである。それで支拂人から抹消された引受のある手形を受取つた場合には其者は獨逸の提案する規定に依ると引受拒絶證書を作成せしめ前者に對して手形の償還を請求出来るのである。そして更に獨逸の提案に依ると右の引受通知を受領した裏書人は引受人に對して其引受に從つて遡求額を取立てることが出来るのである。

パイヒマン氏

引受は支拂人以外の人に依つて抹消されることもあるのであるが此事から生ずる危険をば獨逸の提案する規定を採用した場合に如何にして除却するのであるか。私は支拂人自身が引受を抹消した場合に於てのみ引受拒絶に因る遡求權を與ふべきものであると思ふ。

ジモンス氏

第三者が引受人の支拂を抹消した様な場合は一の變造であつて其効果は第十章の規定に依つて決

すべきである。又その文を改訂し、その結果として其結果は、
 カルリン氏
 新らしい第二十八條の第二文には何故振出人に對して爲された引受通知を規定しないのであるか。
 ジモンス氏
 若し私の提案が採用せらるるならば、右の第二文に更に「又何人カノ手形署名者」と云ふ文句を挿入すべきは當然である。

カルリン氏
 それなら私は満足であつて私はジモンス氏の提案に賛成したい。
 ジツク氏
 ジモンス氏の提案に付いて説明を伺ひたいことがある。爲替手形に抹消された引受の記載あるときは有効期間内に引受拒絶證書を作成せしめなくとも引受拒絶に因る請求を行使することが出来るのであるか。

ジモンス氏
 爲替手形に無費用償還の文句のない限り所持人は有効期間内に拒絶證書を作成せしめなければ抹消された引受記載ある爲替手形に基づいて請求を行使することが出来ないことは當然である。
 議長

ジモンス氏の提案に付いて票決を採ることにしてよいが。
 委員会は別に投票を用ひず右提案を可決した。
 第三十五條舊第四十二條

一覽後定期拂ノ爲替手形ノ満期ハ引受ノ日付又ハ引受拒絶證書ノ日付ニ依リテ之ヲ定ム
 若シ引受ニ日付ガ記載セラレザルトキハ所持人ハ此欠缺ヲ證明スル爲メ拒絶證書ヲ作成セシムヘ
 タ此日付ヨリ一覽後ノ期間進行スルヲ以テ引受ノ日付ニ依リテ之ヲ定ム
 又若シ右拒絶證書オキトキハ第二十二條ニ定ムル呈示期間ノ末日ニ引受ヲ爲サレタルモノト看做
 ス
 本條の新條文は實質に於ては舊第四十二條の真意と異なるない。即ち舊第四十二條には「一覽後ノ期間ハ引受ノ日付又ハ引受拒絶證書ノ日付ヨリ進行スルヲ以テ之ヲ定ム」とあり、引受ニ日付ノ記載ガ爲サレサルトキハ所持人ハ拒絶證書ヲ作成セシムルコトヲ得ヘク其日付ヨリ一覽後ノ期間ヲ進行セシム」とあり、一覽後定期拂ノ爲替手形ノ引受ニ日付ノ記載ガ爲サレズ且此欠缺ニ對スル拒絶證書ガ作成セラレ

サルトキハ第二十三條ニ規定スル呈示期間ノ末日ニ依リテ満期ヲ算定ス』
となつてゐたのである。

そして本條に付いて解釋上の問題が生じたのは新條文の第二文に關してである。日付拒絶證書が作成されなかつた場合に右の規定は支拂期算定の爲めの擬制的起算點を掲げてゐるがそれは引受人の債務に對する關係に於て丈であるかそれとも振出人及び裏書人の義務に對する關係に於ても適用があるかと云ふことである。

此點に關しては二個の意見が述べられた。

猶逸代表の意見に依ると日付の欠缺した引受の場合に拒絶證書の作成を爲さしむることを怠つた所持人は振出人及び裏書人に對する權利を喪失して唯引受人に對する權利のみを保存するに過ぎない。従つて本條の一覽後の期間算定の爲めの規定は引受人の義務のみに關するものであるとするのである。

之に反して佛蘭西代表の意見に依ると所持人が支拂人の引受記載ある爲替手形を其手裡に有する場合に振出人及び裏書人に對して支拂拒絶に因る遡求を行使する權能を剝奪するのは正當でない。一覽後定期拂の爲替手形の所持人は日付のない引受到に満足することが出来るのであつて若し此場合に本條の末文の規定に依つて定めらるる満期に支拂がなされなかつた場合には所持人は有効期間内に支拂拒絶證書を作成せしめたる上其前者に對して遡求權を行使することが出来る。唯彼は第二十二

條舊第二十三條に定むる期間内に爲替手形の呈示を爲した事實のみを證明すればよいと云ふのである。

そこで私の考ふるところに依ると此フランスの提案は色々な不都合を生ずると思ふのである。先づ第一、一個の爲替手形に付いて數個の異なつた呈示期間が存し得ることを念頭に置かねばならない。即ち六ヶ月の法定期間と裏書人等に依つて爲された他の一個又は數個の期間の指定があることがある。斯様な場合には手形の満期が支拂拒絶に因る遡求を受くる各人に付いて同一でないことになる。次に佛蘭西の提案に依ると詐術を容易ならしむる虞がある。即ち手形が所定の期間内に呈示されなかつた場合には振出人及び裏書人の擔保責任は消滅するのであるが此期間經過後に引受の記載を爲すことに依つて此消滅した擔保を復活せしむる様なことが出来る。

佛蘭西の提案に依ると日付記載ある引受も日付拒絶證書も必要としないのであるから、所定期間内に呈示のあつたことを證明すると云ふことは頗る困難である。従つて統一法に於ては遡求を爲さんとする所持人は日付ある引受か、日付拒絶證書に依るの外は有効期間内に呈示のあつた事實を證明することが出来ないことにするのが優つてゐると思ふ。

以上の如き理由で猶逸代表としては本條の末文にある規定に對しては所持人と引受人との間の關係に付いてのみの效力を與へ、そして第五十四條舊第六十四條に之に關聯する制裁規定即ち失權を挿入すべきものであると思ふ。

私はジモンス氏の見解に賛成であつてそれはオーストリアの法律と同様である。引受に日付の記載が爲されず且つ所持人が日付拒絶證書を作成せしめない場合には所持人は當然其遡求権を喪失すべきものであると信ずる。此場合には所持人の側には手續の懈怠が存するのである。だから所持人に對しては満期日を呈示期間の末日に依つて決定し其結果多少支拂が延ばされると云ふことになつてもそれは當然のことである。併し其所持人に對する振出人及裏書人の責任を同様に延長することは正當でない。

元來所持人は日付欠缺に因る拒絶證書を作成せしむることに依つて、一覽後の期間を進行せしむることが出来るのである。入そして又さうすれば振出人及裏書人に對す遡求権を保全出来るのである。

然るに自ら拒絶證書の作成を怠つた場合には、前者に對する遡求権を失つて唯引受人に對する権利のみを維持するに過ぎなくなつても當然である。昨日も當會議に於て手形法に於ける一大權威として引合に出されたグルンフト教授は、オーストリア政府に提出せられた統一法準備草案の批評に於て右の問題をジモンス氏の述べらるる様な意味に解決すべきことを強調したのであつた。

エルネスト・ビカール氏

ジモンス氏の提案するが如き解決は爲替手形の所持人に對して頗る酷である。殊にそうすると第

二十一條舊第二十二條に規定する場合にも影響して来るから尙更である。手形上の記載に依つて一定の期間内に呈示を爲すべき場合に引受人の引受に日付の記載がされず又所持人が拒絶證書をも作成せしめなかつたとすると彼は矢張り總ての遡求権を失ふのである。斯くては所持人の地位を甚だしく困難にならしむるであらう。

右の如き規定をジャステフアイする爲め人は次の如き場合を眼中に置いてゐる。即ち有効期間内に引受の爲め呈示せられなかつた爲替手形の支拂人が手形の支拂は爲す積りはないが併し爲替手形に引受の記載を爲し以て所持人をして……既に喪失した……遡求権を行使することを得る様にすることは應諾せんとしてゐる場合である。併しこんな場合は頗る稀であつて一般的な而も頗る嚴格な規定を必要とせしむる性質のものではない。

ジモンス氏

私はエルネスト・ビカール氏の意見に賛成し難い。此點に於ては私は右の提案を強調する様に本國政府からの訓令を受けてゐるのである。一覽後定期拂の爲替手形に於ては振出人と雖も所定の期間内に引受の爲めの呈示があつた事實を引受の日付か乃至は公正の拒絶證書かの孰れかに依つて證明される場合に於てのみに其責任を限定する権能を有すべきものである。

ナギー氏

引受に關する期間には法定期間とか振出人の定むる期間とか乃至は裏書人の定むる期間など各種

の期間があるのであるから其懈怠に依つて遡求権喪失の結果を惹起するのは唯法定期間と振出人の定むる期間に限る旨を明言する必要があると思ふ。

ジモンス氏

私の提案する規定は或裏書人が呈示期間を定めた場合にも同様に適用さるべきものである。裏書人は呈示期間を短縮することしか出来ない。(新规定第二十二條参照)をして其定めは所持人と其定めを爲した裏書人との間の關係に於てしか効力がない。併し此裏書人に對しては所持人は右短縮された期間内に引受の爲め手形を呈示する義務があるのであつて此呈示は日付のある引受か又は拒絶證書に依つて證明しなければならぬ。若しも支拂人が其引受に日付を記載せず所持人も日付の欠缺に付いて拒絶證書を作成せしむることを怠つた場合には右の裏書人は當然其責を免るべきものである。

ハンメルシュラーグ氏

ジモンス氏の提案する規定は振出人又は裏書人の記載した特別の約款に依つて一定の期間内に呈示を爲すべき爲替手形にも適用すべきものであると思ふ。

リオンカアン氏

ジモンス氏が規定せんとする場合は頗る稀にしか生じないことである。此點に關して佛蘭西商法第二百二十二條は次の如く規定してゐる。

『爲替手形ノ引受ニハ署名スルコトヲ要ス

引受ハ引受タリトノ文句ヲ以テ表示ス

若シ手形カ一覽後一若ハ數ケノ日若ハ月ノ後ノ滿期ナルトキハ引受ニ日付ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ引受ノ日付ヲ欠クトキハ該手形ハ其日付ヨリ手形表示ノ期間經過ノトキ支拂ヲ

爲スヘキモノトス

従つて右の條文はジモンス氏の見て居らるる場合を規定してゐるのであるが佛蘭西に於ては之が適用を爲したことは殆んどない。斯様な事情であるから我々は此問題を看過して差支ないけれども若し之を特別の規定を以て解決せんとするならば最も簡單なる解決法を採用しなければならぬ。何故ならば實際上極く稀にしか起らない問題について微細な區別をすると云ふことは世人の了解出來ぬところである。

議長

ジモンス氏の提案する解決法が其最も簡單なるものであると思ふ。

リオンカアン氏

已むを得ないから私も其提案に賛成しよう。そうすると本條の末文は其儘にして置くが引受人に對する所持人の權利についてしか意義がないのである。

委員會は投票を用ひずジモンズ氏の提案を可決した。

第四十四條(舊第六十二條)

- 所持人ハ左ノ場合ニハ振出人裏書人其他ノ債務者ニ對シテ遡求スルコトヲ得
- (一) 満期ニ支拂ガ爲サレザリシトキ
 - (二) 引受ノ拒絶アリタルトキ
 - (三) 支拂人ノ破産支拂停止(裁判ニ依リ確認セラレザルトキト雖モ又同ジ)及支拂人ノ財産ニ對スル執行ガ其效ヲ奏セザリシトキ
 - (四) 引受禁止手形ノ振出人ノ破産シタルトキ

ジモンズ氏

千九百十年の第二豫備草案に於ては遡求權を行使し得る場合に付いての一般的規定と云ふものはなかつた。唯引受人の無資力に因る遡求を規定した第六十二條があつたに過ぎなかつた。

併し主査委員は遡求の開始すべき場合を其章の劈頭に於て同一の條文に纏めるを適當であると考へたのである。又審査委員會に於ては千九百十年の豫備草案に規定する場合の外更に一個の遡求權發生事由即ち引受禁止手形の振出人の破産と云ふことを附加したのであつた。そして更に支拂人の無資力は假に其支拂人が手形の引受をしてゐない場合に於ても遡求を開始せしむることを決議したのであつた。

遡求權を行使し得る爲めに必要な方式に付いては之を決定するのは少なくとも支拂拒絶又は引受拒絶に因る遡求の場合には新條文の第四十五條である。即ち此等二個の場合には無費用償還の約款なき限り所持人が有効期間内に拒絶證書を作成せしめなければ遡求權は開始しない。之に反して支拂人の無資力の場合若しくは引受禁止手形の振出人の破産の場合に關しては遡求權は拒絶證書の作成を必要とするものであるかどうかに付いて當委員會の審議を必要とするのである。

先づ支拂人の無資力(第四十四條第三號)の場合に付いて云ふならば千九百十年の第一豫備草案は無資力の引受人は期限の利益を喪失すべく従つて所持人は手形を直ちに支拂の爲め呈示し若し支拂の拒絶を受けたるときは其拒絶證書を作成せしめて前者に對して遡求することが出来ること云ふ思想に出發してゐたのであつた。所が此思想は引受を爲して居ない支拂人に付いては其儘之を適用することを得ない。蓋し斯かる支拂人は所持人に對する手形上の債務者ではないからである。併し我々主査委員の考では引受を爲さざる支拂人の無資力の場合には引受を爲した支拂人の無資力の場合と同視することが出来ると思ふ。だから第四十四條第三號に規定する遡求を行使せんが爲めには矢張り所持人は手形を支拂の爲め呈示すべく且支拂拒絶に因る拒絶證書を作成せしめなければならぬ。そして此規定は支拂人に對しても裏書人に對しても同様に正當であると考へられる。裏書人は支拂人から支拂を受けることが出来ないことが確證されなければ遡求の請求を受くべきものでないのである。

オリオンカーアン氏

此問題に付いては私はジモンス氏と全然同意見である。即ち本問は支拂人が無資力になつた場合に關するのである。人として此場合には所持人は爲替手形の支拂期が未だ到來しないでも遡求權を行使することが出来るのである。そこで問題は所持人は遡求權を行使する爲め豫め何等かの行爲をしなければならぬかどうかと云ふことである。之に對してジモンス氏は積極に答へたのであつて此解答は明らかに理由があるのである。債務者が破産した場合には未だ履行期の到來しない債務も直ちに請求し得ることになると云ふことは恐らくは總ての國の法制に於て認容されてゐる原則であると思ふ。此原則を適用すれば支拂人に對して爲替手形より生ずる債權は支拂人の破産に因つて其履行期が到來するのである。だから所持人も遡求權を行使せんとするならば手形を支拂人に支拂の爲め呈示し且支拂拒絶證書を作成せしめなければならぬのである。

バイヒマン氏

支拂人の無資力が拒絶證書に依つて證明されなければならぬのであるか。

オリオンカーアン氏

拒絶證書の方式は國內法で決定すると云ふ條文はバイヒマン氏自身其立案者の一人ではなかつたか。

ハンメルシユラログ氏

本引受を爲さざる支拂人の無資力の場合には、手形は引受の爲め呈示するのでなく支拂の爲めにのみ呈示すべきものであるのは當然だと云ふ趣旨であるか。私は最も明瞭な方法で此原則を掲げること

を至當であると考へる。

オジモンス氏及びオリオンカーアン氏

審査委員會が我等の提案を其實質に於て是認せらるるならば其形式を然るべく決定することは編纂委員會にお願ひすることにしたい。

ドアラウアーレプツァン氏

支拂人の破産の場合に關しては私は主査委員の見解に賛成である。蓋し債務者の破産は破産者の期限付債務の履行期を到來せしむると云ふことは廣く認められた原理である。併し第四十四條第三號に規定する他の無資力の場合にも同様の效力を與ふことは行き過ぎではないかと考へる。

議長

千九百十年の會議の際破産と他の無資力とを同視すべきかどうかについて長い論争が行なはれたのであつた。そして其際協調の精神から結局從來破産以外の無資力の事由を認めて居なかつた國に於ても右の同一視と云ふことを是認するに至つたのである。斯様な次第であるから法律に規定された總ての支拂人の無資力の場合に對して統一的に其効果を規定しなければならぬと考へる。

委員会は主査委員の提案即ち第四十四條第三號の遡求權を行使せんが爲めには所持人は支拂人に支拂の爲め手形を呈示し且拒絶證書を作成することを要するとする案を投票に依らずして可決した。

引受禁止手形の振出人の破産の場合(第四十四條第四號)に關しても同様の問題が起る。一體本號で創設した法的状態は多少奇妙なものである。前者の一人が破産に陥つたと云ふ理由のみで満期前に裏書人をして手形の償還を爲さしむると云ふことは論理の要求に全く適合しない。併し此規定は次の如き理由からして之を是認出来るのである。即ち引受禁止手形に於ては之を經濟的に見るならば振出人が主債務者なのである。だから其振出人が破産した場合には所持人は其擔保者等より手形の償還の請求が出来なければならぬ。

然らば此遡求權を行使するに付いて所持人は拒絶證書を作成せしめなければならぬか。此場合には必要なしと決定すべきであらう。

蓋し遡求の條件は何かと云ふにそれは破産である。所が破産は常に裁判に依つて公正的に證明されるのである。それで所持人は破産の認證書を入手し、此證書を持つて其前者から手形の償還を請求出来るのである。だから主査委員は、引受禁止手形の振出人の破産に因る遡求權を行使するに付いては所持人は拒絶證書を作成せしむる必要のないことを提案したのである。

右は票決を経ずして可決された。右は票決を経ずして可決された。右は票決を経ずして可決された。

第四十九條(舊第五十七條)

- (一) 所持人ハ其遡求ノ相手方ニ對シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
 - (二) 引受若クハ支拂ナキ手形ノ金額及若シ利息ノ約定アルトキハ利息ヲ包含ス
 - (三) 拒絶證書ノ作成所持人ヨリ前ノ裏書人及ビ振出人ニ對シテ爲シタル通知ノ費用並ニ其他ノ費用
 - (四) 戻手形アルトキハ其費用
 - (五) 手数料此手数料ノ額ハ特別ノ約定ナキトキハ六百分ノ一トシ且如何ナル場合ニモ此率ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 滿期以降年五分ノ利息
- 若シ滿期前ニ遡求スル場合ニ於テハ手形金額ヲ割引ニ因リテ控除ス。此割引ハ所持人ノ選擇ニ從テ遡求ノ日ニ於テ所持人ノ住所地ニ存スル公定割引率銀行率若クハ市場率ニ依リテ算定ス
- 主査委員は議長の提案に依つて審査委員會より授與された權能の範圍を利用して、本條の第五號を

審査委員会の決議とは全然適合しない方法に於て編制したのであつた。本號は其邇求の相手方に對して請求し得べき利息に關するのである。審査委員会は其第八回會議に於て此問題に付いて深い討議を行なひ、そしてフイツシエル氏の提案を採用したのであつた。このフイツシエル氏の提案に依ると利息の率は統一法に於ては所持人が其擔保者に對して訴訟を提起した時迄の分に付いてしか規定せず、其後の分に付いては訴訟の提起せられた國の法律に依つて決定すると云ふに在つた。

併し主査委員は此主義は甚だしく錯雜してゐて、殆んど總ての國に於て行なはれてゐる現行の法律に接觸するものであると考へる。會つて議長も表明せられた如く當會議の仕事は新たなる解決法を見出すのではなく現在諸國の法制に於て認められてゐるものの中最も單純なものを選ぶにあるのである。所が現在大多數の國の法制は委員會で採用したフイツシエル案の如き錯雜した區別を認めて居らぬのである。それで主査委員は茲に滿期以降完済に至る迄の全期間を通じて適用せらるべき統一的の率を確定すべきことを提案したのであつて、其率は五分と爲すべきであると思ふ。

そこで次の二問題について尙委員會の審議を煩はしたいと思ふ。

- (一) 統一的の率を定むべきか。
- 若し之を定むべしとすれば
- (二) 如何なる率と爲すべきか。

ジモンス氏

私はリオンカン氏の意見に無條件で賛成することは出来ない。蓋し若し統一法又は條約中に於て訴訟中に發生すべき利息の率に付いての規定がなければ、各締約國は當然訴訟提起後に付いては統一法に定むるよりも高率の利率を定むる自由を有すべきものであると信ずる。そして斯様な規定は訴訟法の領域に屬するものであつて、其領域は原則として統一法の範圍外に屬するものである。

フイツシエル氏

唯今私が引合に出され且又如何にも私の案出に係るものであるかの如く言はるる事項に付いて話があつたから私は茲に説明の爲め一言しなければならぬ。唯今の事項は決して私が案出した積りはないのであつて唯次の如き事情であつたに過ぎない。即ちあの實際利率の點に付いては一致を得ることが困難であつた。或人は五分を主張し他の者は六分以下では困ると云ふし更に他の者は可動的の利率を主張したのであつた。斯くの如き状態に於て、各種の異論を纏める爲め私は問題は僅か數日間の利息に過ぎないので、手形債務者が支拂をしなければ所持人は訴訟を提起するのは自由であつて其後の裁判上の利息は今日と同じく當然國內法に委することが出来ると思ふことを述べたのである。

議長

では當委員會の第八回會議に於て採決した主義を維持すべきか、それとも票決をやり直すか、よいかと云ふ問題に付いて票決を採りたいと思ふ。若しもフイツシエル氏の提案に依つて當委員會が採決した主義を維持するを正當なりとせられれば「可」と云ふ投票をされたく又若しやり直しを望まらるるな

らば「否」と投票されたい。右議決の結果満場一致でやり直いに決定した。議長

それでは次の二個の問題が生ずることになる。(一) 満期と完済との間の期間に對して統一的の利率を定むべきか。(二) 此率の額を如何にすべきか。

クレルケル氏 六分の統一的率を定むべしとするスカンチナヴァの提案を繰り返したい。パイヒマン氏

先づクレルケル氏の提案に付いて票決を爲したい。若しも六分の統一的利率が採用されなければ、或は訴訟提起前の利率と訴訟提起後の利率の相異することを認容するなり或は自國內に住所を有する債務者に對しては高率の利率を定むることを認容するなりして妥協的の解決を見出す様に努力しなければならぬと考へる。リオンカアン氏

これから定めんとする規定は特約に依つて統一法と異つた利率を定むることを妨げないことは當

然だと云ふ趣旨であるか。私の考へでは統一法に例へば五分の利率を規定しても當事者は其所屬國內法が利率の自由を認むる限り五分より或は高き或は低き率を定むることは自由であると思ふ。

其特約は如何なる方法で定むるのであるか。手形自身に記載することが出来るのであるか。リオンカアン氏

其問題を審議する前に統一法に定むる利率は強行的性質のものであるかどうかを決定しなければならぬ。唯今も述べた所であるが私の考へでは統一法の利率は當事者に特約のない場合のみに固より所屬國內法が利率の自由を認めてゐることを要するが適用されるべきものであると考へる

ジモンス氏 同様の問題は手数料に付いても生ずる。そして當事者は統一法の定むる所と異つた手数料若しくは利率を約定する権能があると思ふ。併し此約定は明らかに之を認容した者の間に於てのみ效力を生ずるに過ぎない。若し裏書人が其被裏書人との合意の下に法定利率よりも低い利率を定めた場合には、自己が其擔保者に對して請求する利率は其特定に係る利率よりも高くてはならぬ。若し之に反して法定利率よりも高い利率を定めた場合には其擔保者の支拂ふべき利息の率は法定利率に依るべきである。

シヤンツエル氏

約定利率を定め得る事實を統一法に於て明瞭ならしむる必要がある。是が爲めには本條の第五號に若シ反對ノ約定ナキトキハ」と云ふ文句を附加したらよい。

ジモンス氏

統一法に斯かる記載を爲すことは頗る危険である。それは取引上爲替手形に付いて注意しなければならぬ約款の數を増すことになるであらう。この合意の下に此項利率を以て統一法に於て注意しなければならぬ。

ナギイ氏

當事者間に行なはれた約定を特に規定する必要ないと思ふ。私は統一的利率の決定に賛成する。併し利率額(五分か六分か)の決定については、ハンガリアに於ては遅延利息は一般に五分に引下げられなければ爲替手形に付いては此點に關する外國の法制と調和せしむる爲め六分に維持したのである。右の次第で私は大多數の意見に賛成する。

カルリン氏

私はシヤンツェル氏と同様に、當事者に對し統一法の規定するところと異つた率を定むる權能を認むべきものであると思ふ。だから第四十九條の第五號に若シ反對ノ約定ナキトキハ」と挿入することを主張するイタリヤの提案に賛成である。

内議長

統一法に規定すべき率を如何にすべきか六分にすべきか五分にすべきかの問題に付いて採決を爲

したい。六分を主張する場合には「可」、五分の場合には「否」と投票されたい。

可……獨逸、匈、伯、丁、日、墨、ノ、ル、ウ、エ、ー、露、ス、エ、ー、デ、ン、ト、ル、コ (以上十一票)

否……白佛英、伊、ル、ク、セ、ン、プ、ル、グ、ス、イ、ス (六票)

回避……和

第十回會議

シヤンツェル氏

伊太利としては右の決議を受諾し難い。だから私は此點に關しては留保を提出せざるを得ない。

リオンカアン氏

佛蘭西に於ても五分より高い利率を受諾するには大なる難色がある。

議長

こんな状態では當委員會の第八回會議に於て採用した主義に歸つた方がよくはないか。

リオンカアン氏

其主義は頗る複雑でフィツシエル氏の爲された説明にも拘はらず矢張り殆んど總ての國の現行法に對して一大變更を加へることになるであらう。

フィツシエル氏

私の主張した主義はフランスに取つても決して變更を加へることにならない。何故ならば現在佛

蘭西に於ては満期以降訴訟提起に至る迄は商法の規定に従つて五分の割合に依る利息を請求することが出来るし、訴訟提起後は民事訴訟法に依つて五分の割合に依る利息を請求することが出来るからである。

シモンズ氏は、議案が通過するに當り、利息の問題は、商法の規定に依る利息を請求するに當り、利率の問題などに依つての決議に依つて會議の事業を危殆に陥れしめてはならぬと考へる。此問題に更には審議することにして其解決は總會に留保したがよいと思ふ。

議長は依つて此點に關する提案を總會に對して爲す自由を主査委員に認むることになつた。會議は十二時半閉會

第十五回會議

千九百十二年七月五日午後

議長 アツセル氏

米國代表は欠席

三時十五分開會
議長 第五十四條の第二項に關して主査委員は二個の提案をすることになつてゐる。

第五十四條舊第六十四條

左ノ期間ヲ經過シタルトキハ所持人ハ裏書人振出人其他ノ手形債務者ニ對スル權利ヲ喪失ス但シ引受人ニ對シテハ此限ニアラズ
一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ノ呈示期間(第二十二條及第三十四條)
支拂拒絶證書ノ作成期間(第四十五條第三項)
無費用償還ノ文句アル場合ニハ支拂ノ爲メノ呈示期間(第三十九條及第四十條)振出人ガ引受ノ爲メニスル呈示ノ期間ヲ定メタル場合ニ於テ(第二十一條)此期間ヲ遵守セザルトキハ所持人ハ其即時ノ請求權ノミヲ喪失ス支拂拒絶ニ因ル請求權ニ付キテハ上記ノ期間指定ノ文言ニ依リ若シ此期間内ニ呈示ナキ時ハ支拂拒絶ニ因ル擔保ヲモ喪失セシムベキ趣旨明ラカナラザル限り通常ノ條件ノ下ニ之ガ權利ヲ保持ス

前項ノ指定ガ裏書人ニ於テ爲サレタル場合ニ於テハ其裏書人ノミ之ヲ採用スルコトヲ得

本條の第二項に付いて第一に生ずる問題は

「爲替手形ノ振出人ガ一定ノ期間内ニ引受ヲ爲メノ呈示ヲ爲スベキ旨ヲ定メタル場合ニ此指定不遵守ノ效果如何」

と云ふことである。

此問題に付いて主査委員の意見は一致することが出来なかつた。獨逸委員の根本とする思想は、一體振出人が一定の期間内に引受の爲めの呈示の爲さるべきことを要求するのは所持人が此要求に應じた場合に於てのみ擔保義務を負はんとする趣旨なのである。従つて若しも所持人が所定の期間内に手形を呈示することを怠つた場合には振出人及び裏書人は總ての擔保責任より免脱せしめらるべきものである。所持人は即ち引受拒絶に因る遡求権のみならず支拂拒絶に因る遡求権をも喪失するのである。そして斯かる解決は最も單純であるのみならず手形署名者の意思にもよく適應すると云ふ二重の利益があると思ふ。それで獨逸委員としては獨逸の商業界に於て熱烈に希望されてゐるところの右の如き規定を採用されんことを強調したのである。

リオンカーアン氏

此問題に付いては既に審査委員會の席上に於て深甚な討議が行なはれたのである。そして佛蘭西委員は唯今獨逸の提案されるのは丁度反對な説を主張したのである。即ち所定期間内に引受の爲めにする呈示を怠つた所持人は唯引受拒絶に因る遡求権のみを喪失せしむべしとするのである。

そして私の信ずるところに依ると審査委員會は右兩主義の折衷主義を採用したと考へる。即ち所持人は原則としては唯引受拒絶に因る遡求権のみを喪失するのであるが、呈示期間指定の文言よりして、若し此期間内に呈示がないときは振出人は總ての擔保義務より免れんことを欲する趣旨が明らかなるときは此限でなく、此場合には支拂拒絶に因る遡求権をも喪失せしむることにしたのである。だから委員會は原則として佛蘭西主義を採用し唯振出人に對し獨逸主義に據る權能を認めたと云へよう。

而して此折衷主義は現在の草案の第五十四條の第二項に採用されてゐるのであるが、獨逸代表は之に満足することが出来ないといふ譯である。獨逸代表の意見に依ると呈示期間の指定は此指定に對する不遵守の場合に支拂擔保義務より免れることなくしては斯かる權能を振出人に認むべきものではないと云ふのである。併し私の見るところでは所持人の負擔する所の二個の義務即ち

一 引受の爲めにする呈示

二 支拂の爲めにする呈示

とは之を精密に區別する必要があると思ふ。そして所持人が右の義務に付いて懈怠があつた場合には其懈怠に對應する失權しか蒙らしめらるべきものではない。従つて所持人が引受に關してのみ其義務を怠つた場合には引受に隨伴する權利しか喪失せしめらるべきでない。だから滿期に支拂がなかつた場合に於ては拒絶證書を作成せしむることに依つて其遡求権を保存することが出来るので

ある。唯併し、手形上の記載に依つて振出人が期間不遵守の場合に引受のみならず支拂に付いても擔保責任を免れんとする趣旨が窺はれる場合には所持人は兩種の遡求權を共に失ふのである。

右の如き折衷主義は獨佛の兩主義を參酌してゐると云ふことが出来る。振出人は代表の權限を擴張し、

フイツシエル氏

此問題に入る前に一般的の意見を一言述べさせて置きたい。一體獨逸代表が協調の精神に欠けるところがあるかの如き非難は當らざること甚だしきものであつて、却つて餘りに協調に傾き過ぎる嫌がないでもない位で、それは幾多の機會に明瞭にされたことである。我が國の商人や銀行業者には殆んど受諾せられることが出来ないのではないかと慮られる様な幾多の妥協さへ我々獨逸代表はして來てゐるのである。所が唯今問題になつてゐる事項に限つて獨逸代表が其見解を固執するのは、それが最も重要な點であると信するが故である。我々は此事項に付いては是非とも勝訴することを望んでゐるのであつて、それは蓋し現在の條文にあるが如き規定は手形の確實性を侵害する性質ありと思ふが故である。我々は餘りに錯雜してゐて幾多の誤解や豫期せざる失權を惹起する虞ある規定の存する法律の制定には加擔することが出来ないのである。

メルネストピカール氏は佛蘭西に於ては裏書人が引受の爲めの呈示期間を定めた手形は餘り多くは存しないと云つた。成程佛蘭西から佛蘭西に宛て、而かも國內的にしか流通しない手形に付いては右の如き制限を付することはかなり稀にしか存しないであらう。併し銀行界に於ては二種の業務が

存在する。即ち同一の國內のみに於て決裁せらるる業務と國際的性質を帯びる業務であつて、一國から他國に宛てた手形が可成り多く存在するのである。此種の手形は唯に商業取引に付いて頗る有益にして必要であるのみならず一國より他國への大なる資金の移動に付いても亦必要である。例へば或人が支拂地の貨幣で表示した外國宛ての手形を振出す場合に彼は取引所に於て之を賣却するであらう。そして買主は裏書に依つて更に之を他人に賣却するとして、此賣却は屢々……爲替相場上の危険を回避する爲め……引受の爲め爲替手形を送付する餘裕のない間に行なはれることがあらう。そして手形が引受を得ずして永い間流通すると云ふことを防止する爲め其裏書に引受呈示の爲めの最高期間を定むる條項を記載するであらう。而して斯かる條項は頗る重要性……即ち私は本手形の價值が支拂人の署名に依つて増加さるべきことを欲する」と云ふ趣旨の……を持つのである。此場合裏書人は、單に、自分の指示に従はなかつた場合には引受拒絶に因る遡求を排除すると云ふことを目的とするに止まらないで、若し買主が所定の期間内に引受に因る附加的擔保……それは支拂人が一流の商館である様な場合には特に頗る重要な擔保であるが……を得ることを怠つた場合には支拂の擔保を爲すことを欲せずと云ふことを意味するのである。だから之は決して單に形式の問題ではなくして、此問題は爲替手形の價值や満期に到る迄裏書人の蒙る危険に關聯するのである。右の如き條項は買主に對して、貴下の義務を盡されたい。然らざれば私も私の義務……總ての私の義務即ち支拂の擔保に付いても……より免るるであらう」と云ふことを告げんとするのである。

若しも右指定の不遵守の効果が單に引受拒絶に依る遡求権の喪失と云ふことに止まるとすれば次の如き結果が生ずるであらう。即ち或る一流のフランス商館がドイツの商館に對して、ドイツ一流の銀行に定めた手形を裏書し、且期間を指定して其義務の存続期間を制限したとする所が若しフランスの商館が一流であつて且支拂に付いては依然として其擔保の責に任ずるとしたならば右の指定に係る引受呈示期間を呈示しても一向差支がないことにならう。成るべく急いでやらさうとした引受は全く行はれないことになる。

先づ一覽後定期拂の爲替手形に付いて考へて見よう。法律は振出人及各裏書人に對し呈示の爲めの法定期間を短縮する権利を認めてゐる。それで若し是を短縮して而かも此期間が遵守されなかつた場合には此懈怠の効果は振出人若しくは裏書人をして總ての義務……即ち單に引受到關聯する義務でなく、支拂に關聯する義務に付いても……より免れしむるのでなくてはならぬ。蓋し法律は一覽後定期拂の爲替手形に付いての呈示の爲めの最高期間を定めてゐるのであつて固より此期間を遵守しなかつた場合には總ての遡求権を失ふことと言ふ迄もないことである。而して此法定期間は短縮することを許されてゐるのであるが、此短縮に係る期間は其意義と効果に於て全く法定期間と同一でなければならぬし、そうする必要があるのである。一覽後定期拂手形に於ては此種の條項を裏書中に記載することは殆んど原則と云つてよい。尤も振出人は此條項を記載せぬことが屢々ある。振出人に取つては若しも支拂人と交互計算關係にある様な場合には利息の關係上成るべく遅く呈示

の爲されることが有利でさへあることがある。併し裏書人は之とは全く立場を異にするので、成るべく早く引受の爲さるることに依つて其危険のなくなることを望むは當然である。右に述べた所は……引受到依つて強化せんとする……確定日拂の爲替手形の裏書人に付いても同様である。右の如き條項は特に、前の裏書人の署名には餘り信用を置かないが、支拂人の署名に信用する様な場合に記載されるのである。だから此期間が遵守されない場合に其裏書人は單に引受拒絶に因る遡求義務のみを免れ、依然として手形の支拂……其手形を引受の爲め呈示することは所持人の過失に依つて懈怠されたのに……に付いては責任があるのでは何の役に立つであらうか。

若しも引受呈示期間指定の條項が、一覽後定期拂手形に記載された場合に上述の如き效力を必然的に持たねばならぬとすれば、何故確定日拂の手形の裏書に記載された場合に之と異つた効果を持たねばならぬのであるか。リオンカアン氏の主張せらるる提案に依ると振出人に付いて意義を異にする二個の條項があり、裏書人についても同様二個あることになる。私は常にリオンカアン氏の陳述を非常に注意して拜聴してゐるのであるが、今朝リオンカアン氏自身が述べられた言葉を思出さざるを得ないのである。即ち氏は言つたのである。我等の統一法に於ては決して發明的なことをしたり、今迄何等経験したことのない規定を設けたり、殊に紛糾した事態を發生せしめてはならぬと。所が此問題に關する本章の規定に對しては非常なる錯雜を來たす虞ありと言ふ非難を正しく浴せ得るものであると考へる。

右の様では一覽後定期拂手形との間に差異ある外、尙頗る效果の異つた條項があることになる。同一の手形が振出人に依つて一方の意味に於て記載された條項と裏書人等に依つて爲された他の意味の條項が存し得ることにならう。斯くては所持人としては此等の規定を總て了承することが頗る困難であるのみでなく、裏書人としては正確なる表示を爲すことが可成り困難である。斯くの如き状態に於ては混亂が生じ幾多の思はざる失權事故が生ずるであらう。我等の此種の變改を欲せざるのは重大なる欠陥があるが爲めである。それは即ち爲替手形の確實の原則に牴觸するからである。

我々獨逸代表は斯かる重要な事項に付いて振出人と裏書人の記載せる條項との間に差異のあることを認容出来ない。國內取引に於てはフランスは一定の期間内に呈示を爲すべきことを命じながら尙且支拂擔保に付いては其責任を維持するが如き状態を望んでゐることは私にも了解出来るところである。併しそれは事の性質上法律以外に於て振出人と支拂人との契約に依つて定め得ることである。手形に其趣旨の表示をすればよいのである。

リオンカーアン氏は懈怠せる所持人に對しては其懈怠に對應せる效果のみを以て制裁すべきであると言はれた。そして其趣旨は私も受諾出来るけれども其對應せる效果たるや決して引受拒絶に因る遑求權の喪失のみを以て蔽ふことの出来る程限られた範圍のものではない。所持人の懈怠の結果、支拂人の引受に依つて支拂に關して手形に與ふべかりし擔保力を欠くこととなり、此事實は決して裏書人や裏書より生ずる責任に對して無影響であつてはならぬのである。

リオンカーアン氏

では第五十四條の終から二番目の項の規定を逆にするによつて妥協の餘地を見出すことは出来なからうか。即ち原則として獨逸主義を採用し、振出人に對してはフランス主義の採る意義に於て其條項を記載する權能を認めるのである。條文の體裁にすると次の如くならう。

「振出人が引受呈示ノ爲メ一定ノ期間ヲ定メタル場合ニ此期間ヲ遵守セザルトキハ所持人ハ其總テノ權利ヲ喪失ス但シ其約款ノ文言上振出人ガ支拂ニ付キテハ尙其責ニ任ゼントスル趣旨ナルコトヲ知リ得ルトキハ此限ニアラズ」

議長

私はリオンカーアン氏の折衷的解決に賛成したい。

フィツシエル氏

唯今提出に係る問題は頗るデリケートであつて、直ちに解答することは困難であるから一應熟慮相談したい。

リオンカーアン氏

本條の第六項に關しては更に第二の問題が生ずる。即ち爲替手形を引受の爲め呈示したるところ

支拂人が引受を拒絶したので所持人が拒絶證書を作成せしめたとする。そして其後満期が到来したので所持人が支拂の爲め手形を呈示したところ矢張其支拂が拒絶された。その場合に所持人が支拂拒絶に因る遡求権を行使する爲めには更に新たなる拒絶證書を作成せしむる必要があるか、それとも引受拒絶證書のみで足りるか云ふことである。是に付いて私は前の解決を可とするものである。引受と支拂とはハッキリ之を區別しなければならぬ。支拂人が未だ振出人より資金を受領してゐなかつた爲め引受を拒絶したが満期到来前に資金を受領したが爲め支拂に應ずると云ふ様な場合が時にはある。一旦満期が到来した後には支拂拒絶に因る遡求しか問題にならぬ。ところが此遡求は支拂が拒絶されたことを拒絶證書に依つて證明するにあらざれば開始することを得ないのである。フィツシエル氏は之を駁撃する爲め私自身が今朝述べた意見即ち新規なことは成るべく避けねばならぬと云ふことを援用されてゐる。けれども私の提唱する主義はフランスに取つては少なくとも、商法第六十三條が既に之を認めてゐるので新規と云ふことにならぬのである。

ジモンズ氏

私はリオンカーン氏の提唱する解決に賛成することの出来ない理由を述べたい。成程審査委員会はリオンカーン氏の言はるる様な主義を採つたのであるが、それは手形が満期に於ても尙最後の所持人の手裡に存する場合のみに限るのである。若し之に反して満期に於て手形が既に償還を爲した裏書人の手に移つてゐる場合には、審査委員会と雖も決して、此裏書人にも、はた又最後の裏書人にも改め

て手形を支拂の爲め支拂人に呈示する義務を課す趣旨ではないのである。

従つて引受拒絶證書に基づく遡求は満期後に於ては、手形が既に満期の時最後の所持人の手にない場合に於てのみ許容されると云ふことになるであらう。所が此時期以後、後の所持人に依つて請求を受けた前者は如何にして、所持人が右時期以前に手形を手離したかどうかを知ることが出来るか。結局遡求が理由ありや否やを確定的には知ることが得ないことになる。フランス商法の第六十三條に付いては、先づ請求し得るのは擔保供與であると云ふことを忘れてはならぬ。

ハンメルシュラトグ氏

私も以前の會議に於てジモンズ氏の提唱する主義を支持したのであつた。獨逸手形條例は引受拒絶の場合に於ては所持人に對し擔保請求の權利しか認めて居らぬ。従つて此主義に依ると所持人は満期日に更に手形を支拂の爲め呈示しなければならぬ。そして此呈示を懈つた場合には所持人は遡求権を持たぬのである。所が當會議に於ては引受拒絶に基づく擔保請求の代りに直ちに支拂請求の權利を認めて右の主義を棄てたのである。然らば此解決より生ずる必然的結果を導き出さなければならぬ。當會議は獨逸手形條例の主義を棄てることに依つて、引受拒絶の場合には手形の支拂期到来するものと定めたと言はなければならぬ。何故ならば引受拒絶の場合に支拂遡求権を認めたとはいふ理論に依るの外説明することが出来

ないからである。即ち我等は此方面に第一步を踏み出したのであるから第二步も之に續かなければならぬ。即ち一つの引受拒絶に因る償還請求権しかないのであつて、此同一の権利を獲得する爲め更に手形を支拂の爲め呈示し、且拒絶證書を作成せしむべしとするのは全く理由のないことである。英國法は次の如く規定することによつて(第四十二條)當會議の採用した理論を徹底してゐるのである。

「手形が引受ノ爲メ適當ニ呈示セラレタルニ拘ハラズ普通ノ期間内ニ引受ケラレザルトキハ呈示者ハ其手形ガ引受拒絶ニ遭ヒタルモノトシテ取扱フコトヲ要ス。若シ之ヲ爲サザルトキハ其者ハ振出人及裏書人ニ對スル遡求權ヲ喪失ス」
そして此規定の必然的結果を導き出して次の如く言つてゐる。

「本法ノ規定ニ從ヒ、手形ガ引受拒絶ヲ蒙リタルトキハ所持人ノ爲メ振出人及裏書人ニ對スル即時ノ遡求權發生ス而シテ此場合ニ於テハ支拂ノ爲メニスル呈示ヲ必要トセズ」
それで若し我々が英法の原則に従ふならば、此原則より生ずる結果に付いても當然之に従はなければならぬ。

或は右の如く規定することに依つて、所持人をして遡求權も行使せず又満期に手形を呈示もしないで……數ヶ月にも上るが如きことある……長い間手形を保持する權能を認むるのは正當でないといふ非難がある。

併し所持人が右の如き態度を採る虞ありと云ふのは正當でない。商人は引受なき手形を紀念として納めて置く様な慣行は固よりなく、成るべく早く其支拂を得んとして急いでゐるのである。だから右の非難は實際の場合を見てゐないのである。實際問題として本問題が多少の意義を持つのは蓋し、一覽後極く短期間内に……例へば一覽後三日と云ふが如き……支拂を爲すべき手形が引受拒絶にあつた様な場合である。斯様な場合には所持人が何等かの間違で、或は其前者に對する好意上、満期前に遡求權を行使しなかつたと云ふことがあり得る。斯くの如き場合に既に一旦獲得した償還請求權を喪はない様にする爲めには更にもう一度手形を呈示せよと要求するのは全く不必要なことである。商人は何が故に法律が斯くの如き不必要な義務と不必要な費用とを課すのであるか了解に苦しむであらう。何故ならば支拂人が支拂を爲さざること殆んど明瞭であるからである。

若しも當會議に於て採用した原則より生ずる右の如き結果を是認することを欲しないのならば寧ろ引受拒絶の場合には擔保請求しか認めない獨逸法の主義に歸る方が跛行的な主義を採るよりもましである。

ジツヘルマン氏

引受拒絶に因る拒絶證書を作成した手形を満期前に償還した裏書人は満期到來の際支拂の爲め之を支拂人に呈示することが出来ない場合が屢々あらう。

ナギ一氏

私はジモンス氏の提案に賛成であつて、特にそれはハンガリヤ政府の對案の趣旨と同一であるから。エルネスト・ピカール氏
審査委員會に於て以前に採用された折衷案は之を棄てることに異議ないものと認めらるる。それで最も單純な主義を採用すべきであらう。

議長

それでは、次の如き二個の解決法の孰れかを選ぶべきことになる。

(一) 引受拒絶に因る拒絶證書あるときは、支拂拒絶に因る拒絶證書なくして何時にても償還遡求を爲し得る。

(二) 引受拒絶證書に基づく遡求は満期前に於てしかなすことを得ない。一旦満期が到來すると遡求は支拂拒絶證書に基づかなければ之を爲すことを得ない。

私としては右の中(一)の解決法が簡明であると思ふ。

リオン・カーアン氏

第二の解決法でも矢張簡明であると思ふ。

議長

先づ當委員會の従前の決議を變更すべきか否かに付いて決定したい。

委員會は投票を須ひずして之に同意した。

議長

では更に先刻の二個の解決法の孰れを統一法に於て採用すべきかに付いて票決を採りたいと思ふ。それで若しジモンス氏の提案即ち引受拒絶證書に基づく遡求は満期後に於ても爲し得ると云ふ主義に賛成ならば「賛」と投票されたい。
又若しリオン・カーアン氏の提案即ち満期後に於て遡求せんとする場合には假令以前に引受拒絶に因る拒絶證書を作成せしめてある場合に於ても更に支拂拒絶證書を作成することを要すると云ふ主義に賛成である場合には「否」と投票されたい。

賛……獨逸・匈・ブラジル・デンマーク・英・伊・日本・ルクセンブルグ・ノールウェー・和露・スエーデン・スイス。

否……白佛・メキシコ(三票)

第五十五條(舊第六十七條)
暫定的提案

所定期間内ニ於ケル手形ノ呈示又ハ拒絕證書ノ作成ガ抗拒スベカラザル障碍ニ依リ妨ゲラレタルトキハ(不可抗力ノ事由)此期間ヲ伸長ス
所持人又ハ所持人ガ手形ノ呈示若ハ拒絕證書ノ作成ヲ委託シタル者ニ單純ニ個人的ナル事由ハ不可抗力ヲ構成スルモノト看做サズ

所持人ハ遲滞ヲテ不可抗力ノ事由ヲ其直接ノ前者ニ通知シ且此通知ヲ爲替手形若クハ補箋ニ記載シ之ニ日付及署名ヲ爲スコトヲ要ス。第四十六條ノ規定ハ此場合ニ準用ス
不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ直チニ手形ヲ引受又ハ支拂ノ爲メ呈示シ且必要アルトキハ拒絕證書ヲ作成セシムルコトヲ要ス

不可抗力ガ滿期ヨリ三十日以上繼續スルトキハ拒絕證書ヲ要セズシテ支拂ガ拒絕セラレタルト同ジク遡求權ヲ行使スルコトヲ得
一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ爲替手形ニ付イテハ三十日ノ期間ハ所持人ガ其直接ノ前者ニ不可抗力ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ進行ス
各手形債務者ハ第五十一條第二項ニ依ル權能ヲ行使スルコトヲ得
第五十一條第二項は次の如く規定されてゐた。

「遡求ヲ受クルコトアルベキ各債務者ハ其遡求ノ目的タル金額ヲ償還シ且所持人ヨリ手形拒絶證書及受領計算書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得」

リオンカアン氏

不可抗力の問題は千九百十年の會議の際長くして興味ある討論が行なはれたのであつた。そして其際採用された規定は餘りに錯雜してゐると云ふ者があつた。而かも其の甚だしく錯雜してゐるに拘はらず問題となし得べき總ての場合を斟酌してゐるとは云へなかつたのである。そこで之が欠陥を補填するが爲め獨逸代表は夫々七項乃至九項を有する二個の條文を提案したのであつたが、獨逸代表自身それは完全ではあるが餘りに錯雜に失する欠陥あることを認めたのであつた。それで主査委員は二三の國の代表と特別の會談を爲した結果茲に擧ぐる規定を以て總ての人を満足するに足る解決法に到達することが出来たと信するのである。第五十五條の規定は全統一法の中で最も明瞭で又最も單純なる規定の一である。併しながら主査委員としては直ちに確定的の編輯を提案し得るとは感じない。だから新提案は當會議の總會の開かるる日に之を提出させて置きたいと思ふ。

議長

新提案の實質的内容に付いては今直ちに委員會の討議を爲すことが出来るであらうか。

ジツヘルマン氏

新提案に付いては今少し熟慮する必要があると思ふ。

シヤンツェル氏

此規定の變更された立言は主査委員の見解を表はしてゐるものであるか。

右に掲げた立言は暫定的のものである。我々主査委員としても、もつと簡単な立言法があると思ふ。

シヤンツエル氏

審査委員会は第二回會議に於て獨逸の提案に係る第六十七條第二項の規定を採用したのであつた。その第二項には第六十七條の規定は個人的不可抗力を問題とせぬ趣旨が掲げられてあつた。伊太利代表も斯かる規定に依れば個人的不可抗力の事由を評價する自由を裁判所に與へ得ると思つたので之に賛成したのである。所が新しい第五十五條の條文を見ると此解釋を是認しない様に見える。そこで伊太利代表としては此點に付いて留保を要求せざるを得ないのである。

シヤンツエル氏の陳述は記録せられた。

第七十二條舊第八十二條第一項乃至第三項

引受人ニ對シ爲替手形ヨリ生ズル總テノ請求權ハ滿期日以降三年ニシテ時効ニ罹ル

裏書人及ビ振出人ニ對スル所持人ノ請求權ハ所定期間内ニ拒絶證書ノ作成アリタル場合ニハ其日ヨリ無費用償還ノ文句アル場合ニハ滿期日ヨリ一年ニシテ時効ニ罹ル

裏書人ヨリ他ノ裏書人及ビ振出人ニ對スル遡求權ハ該裏書人が手形ノ償還ヲ爲シタル日又ハ償還前訴ノ提起ヲ受ケタルトキハ其日ヨリ六ヶ月ニシテ時効ニ罹ル

リオンカーアン氏

時効期間に關して統一を爲す必要あることに付いては總ての人に異論のないところである。千九百十年の會議の際には引受人の援用し得る時効期間を三年に裏書人及び振出人の援用し得るそれは六ヶ月に定めたのであつた。所が此六ヶ月と云ふ期間は獨逸の現行法の規定に對しては倍となるのであるが反對にフランス商法の定むるところの五ヶ年の期間に比すると頗る短きに失することになるのである。フランスに於ては引受人に對する三年の時効期間は大した反對もなく受諾されたのであるが、右の六ヶ月の期間は當業者の總反對に遭つたのである。それでフランス政府は之を一年とすることを提案したのである。所がそれに對しては獨逸の方で、現行手形條例の定むる期間の四倍にも當る様な期間を採用するに付いては甚だしき難色があると云つて之に反對したのである。

そこで審査委員會の席上に於て行なはれた討議の際に、次の如き妥協案が提出せられたのである。即ち引受人の援用し得る時効期間を四ヶ年として、償還義務者の援用し得るそれを一年とする。其他行使することを得べき請求權に付いては總て滿期より起算して三年の最高期間に依つて時効に罹るとするのである。而して此解決法は委員會の大多數に依つて受諾されたけれども獨逸代表は之を受諾することを得ないと述べたのである。

そこで次の如き解決法なら賛成し得るだらうと考へた。即ち引受人に對しては三年の時効最後の所持人より裏書人及び振出人に對する請求權に付いては一年の時効裏書人より他の裏書人及び振出人に對する遡求權に付いては六ヶ月の時効とするのである。

此主義は國際私法委員會の承認をも得たもので現在の草案の第七十二條になつてゐる。所が獨逸代表は自國政府より受けてゐる訓令に依つて現在に於ては此主義に賛成することが出来ないとのである。

そこで私は次の如き基礎に於て妥協することが出来るかどうかを尋ねたい即ち引受人に對しては三年の時効

所持人より其前者に對する請求權の時効に付いては一年の時効裏書人より他の裏書人及び振出人に對する遡求權に付いては三ヶ月の時効とするのである。

シヤンツネル氏

伊太利は引受人の採用し得る時効期間として四年の期間……それは審査委員會の第十三回會議に於て可決されたものであるが……を維持することを切望するものであるが協調の精神に基づきりオ

ンカーン氏の提案に賛成する。

ナギー氏

主査委員が今度の新しい第七十二條を編制するに當つて何故遡求權は總て満期より三年を経過するに依りて時効に罹ると云ふ原則を棄てたのであるか。此原則はハンガリー代表の提案に依つて審査委員會に於て採用されたのであるが國際私法委員會の採用した解決にも又唯今リオンカーン氏の提案した解決にも完全に兩立し得る様に思はれる。若しも此原則を採らないと振出人や初めの裏書人が其擔保義務に付き引受人よりも長い間其責に任ずると云ふことが起り得るのであつて假令裏書人より他の裏書人及び振出人に對する遡求權の時効期間を三ヶ月に短縮しても同じことである。だから私はリオンカーン氏の右の提案に對しては救上の原則を維持すると云ふ留保付きでなくては賛成することが出来ない。

議長

裏書人がナギー氏の言はるる最高期間の経過せんとする直前に請求を受けた場合に自己の有する遡求權を保全する爲め適當な方法があればよいのであるが満足すべき方法を發見することが出来な

い。そんな事情であるから時効期間の最高限を採用することは正當でないと思はれる。私は議長がナギー氏の見解に對して述べられた説明を補足したいと思ふ。一體ナギー氏が其提案

に係るが如き規定に依つて如何なる事を企圖せんとするかと云ふに、それは振出人及裏書人の擔保義務をして引受人のそれよりも長期たることなからしめんが爲めである。所が實際上は矢張中斷行爲に因つてナギー氏の提唱せらるる最高期間の伸長と云ふ結果になり得る。だから右の如き觀念に基づいて一方には各種の擔保義務者他方に於ては主たる債務者が夫々責任を負擔する期間を定むることとは不可能である。

此問題に付いて獨逸の判例は一の解決法を見出してゐるのである。即ち獨逸手形條例に依ると統一法に於けると同じく遡求金額の支拂は手形の交付と引換でなくては請求することが出来ないことになつてゐる。而して其交付の際手形は固より完全でなくてはならぬ。所が獨逸の裁判所は、時効期間の経過に依つて引受の效力を喪つた爲替手形は完全ではないから裏書人及振出人は之を償還する義務がないと斷定してゐるのである。此解決法はハンガリー代表ナギー氏の提案するそれよりも一層簡單で又一層有效である。

リオンカアン氏の提案に對して私は三ヶ月の時効期間は海外取引に於ては短かきに失すると思ふ。併し協調の精神を重んずる爲め私は此提案を受諾するけれども、唯此問題を更に深く審議し且つ若し必要がある場合には總會に於て取扱ふと云ふ條件を付したのである。カルリン氏

私はリオンカアン氏の提案に賛成する。併し七十二條の末項に付いては、又ハ償還前訴ノ提起ヲ受

ケタルトキハ其日と云ふ文を削除することを提案する。

若しそうしないと、訴の提起を受けたる裏書人が時効の結果其遡求權を失ふことなからしめんが爲めには時効の中斷事由として訴訟告知と云ふことを當然規定せねばならぬことにならう。

バイヒマン氏

三ヶ月と云ふ時効期間はスカンヂナヴァ國に取つては餘りに短か過ぎる。心算も六十年度の遡求の相手方たる前者が頗る遠隔の國に住所を有すると云ふ場合をも考慮しなくてはならぬ。

リオンカアン氏

バイヒマン氏の提案は、既に千九百十年の會議に於て採用しないことに決定したところの距離に基づく可變期間を復活せんとするものである。

議長

可變期間なるものが採用すべからざるものであると云ふことは充分明白であらうか。

リオンカアン氏

或る少數の國例へば獨逸とか佛蘭西とか英國などと云ふ様な國に付いて距離に基づく期間を定めると云ふことは恐らく左程困難ではあるまいが相互に頗る離れてゐる國の間に於ては此主義を採用するに付いて重大な困難がある。

ジモンズ氏

カルリン氏は本條の末項にあるところの「又ハ償還前訴ノ提起ヲ受ケタルトキハ其日」と云ふ文句を削除せよと提案せらるるが之は是認し難い。何となれば若し此文句がないと訴の提起を受けた裏書人は訴訟を承がびかせて其前者の責任期間を伸長し得ると云ふ結果になるからである。

議長
カルリン氏が此問題の文句は訴訟告知を以て時効中斷事由として規定しない限り危険であると云はれるは理由がないではないと思ふ。併し時効の中斷事由を各國に對して統一的に規定すると云ふことは殆んど不可能だと思ふ。

リオンカアン氏
私は七十二條の終の文句を削除せよと云ふカルリン氏の提案には反對である。裏書人が請求を受けたときは彼自身其前者に對して訴求出来る。而して此訴求權は一定の期間經過後は時効に罹ることを必要とすべく従つて此期間の起算點を明確に定むることを要する。カルリン氏は恐らく裏書人が手形の償還を爲した日を起算點と定むればよいと考へらるるのであらうが裏書人が手形の償還をしないと云ふこともあるのであつて、此場合にも矢張其裏書人の其前者に對する請求權は時効に罹らなければならぬ。併し手形の償還をしない様な裏書人は請求權を持たないのである。

リオンカアン氏

請求の訴訟を受けた裏書人が其訴訟の繫屬中更に自己の前者たる裏書人又は振出人に對して請求權を行使すると云ふことは妨ぐべき理由がない。當會議に代表を出してゐる諸國の内で斯様な場合に其裏書人に自ら訴訟提起を爲すことを禁じてゐる様な主義を採つてゐる國があるだらうか。

ナギー氏

私も本條の終にある文句の削除には反對である。此の文句に依つて表現されてゐる思想は裁判なるものは訴訟提起の時より其效力を生じたものと看做すと云ふ原則の結果を示してゐるに過ぎない。併しながら他面に於て請求の請求を受けた裏書人をして其前者に對する自己の請求權を保全する確實なる手段を有せしむると云ふことは誠に必要欠くべからざることである。だから私は訴訟告知を以て時効の中斷原因として規定せんとする提案に賛成する。

バイヒマン氏

ノールウエーの法律に依ると裏書人は自ら手形の償還を爲す前に於ては其前者に對する請求權を行使することを得ないことになつてゐる。併しノールウエー法も亦訴訟告知の時効中斷力を認めてゐる。

リオンカアン氏

其説明は私の説を支持するに足るものであると思ふ。何となれば其説明から請求の訴訟を受けた

裏書人は償還前に於ても既に其前者に對し其者に對する遡求權を行使すべき意思を告知する權利を有することが分るからである。それはフランスに於ては「擔保請求」と云ふ名で呼ばれてゐる。ノールウエーに於ては言葉は違ふが其行爲の性質若くは目的は實質的に同一である。だから、カルリン氏の危惧は理由がないものと思はれる。

議長

それでは問題は次の如く之を要約することが出来ると思ふ。

(一) 時効期間に關するリオンカーン氏の提案を採用すべきか。

(二) 時効の中斷事由を原則として統一法中に規定しないことに付いては異議はないか。

(三) 裏書人の其前者に對する請求權の時効期間の起算點に關するカルリン氏の提案は之を採用すべきか。

シヤンツエル氏

時効の中斷事由を定むることは之を國內法に委すと云ふ點に付いては既に委員會の一致がある筈である。

又リオンカーン氏の提案を採用する場合には距離に基づく附加期間を定むるか或は之が決定を國內法に委ねる必要があると思ふ。

ジモンス氏

附加期間の決定を國內法に委ねると云ふことは期間の問題の全部的解決を國內法に委ねると同じことである。のみならず他面に於て、夫々一個若しくは數個の商業中心地を有する若干の國に對しては附加期間を定むることは決して可能でない。

議長

引受人に對する時効期間を三年とし、振出人及裏書人に對する時効期間を一年とすべしとする點に關してはリオンカーン氏提案は正式の票決を須ひないでも可決されたものと認められる。

それで更に裏書人より他の裏書人及び振出人に對する遡求權に付いての時効期間を六ヶ月とすべきか一年とすべきかの問題を票決に付したい。

票決の結果英國が回避した外滿場一致を以て六ヶ月を可決した。

カルリン氏

私が曩に第七十二條末項の「又ハ償還前訴ノ提起ヲ受ケタルトキハ其日」と云ふ文句の削除を提案したが反對が多いので之を撤回することにす。併し訴訟告知が時効中斷事由を爲すことに付いては何等かの方法で之を統一法中に表明されたいと思ふ。此原理はスイス代表に取つては頗る重要性を有するのである。

議長

カルリン氏の右提案即ち時効の中断事由を定むる権能は國內法に原則として委ねるが同時に總ての締約國をして、訴訟告知若くは之に類似する方法に依つて自ら訴訟の提起を受けた裏書人は自己の前者に對する遡求權の時効中断を爲し得る様にすることを宣言せしめんとする案を票決に付したい。

賛成……ハンガリー、ブラジル、デンマーク、イタリー、ノールウェー、スエーデン、スイス（七票）

反對……獨逸、ベルギー、佛、日本、ルエタ、センプル、グ、メキシコ、オランダ、ロシア、土（以上十票）

回避……英國

以上の結果に依つてカルリン氏の提案は否決された。

ルリン氏

私は此點に於て留保を爲すことを明言して置きたい。

ナギー氏

當會議に代表を出してゐる總ての國の法制に於て訴訟告知若しくは之に類似する方法を時効中断事由として認めてゐると云ふ點に付いては何人も異存がない旨を報告書中に記載して置けばカルリン氏も満足せらるるのではなからうか。

議長

ナギー氏の提案に賛成する。尙總ての締約國は和蘭政府に對して各自國の國內法に於て認めてゐる時効の中断事由を通告することを要することにした。

何人も右の提案に對しては反對せず。

議長

では約束手形に關する規定に付いてリオンカアン氏の報告を伺ふことにする。
リオンカアン氏

千九百十年の會議で立案された豫備草案には約束手形に付いては極く簡略な規定しかなかつたのである。第八十六條は約束手形の本質的要件を規定したが其方法は充分完全とは認むることが出来なかつた。そして第八十七條は原簿として爲替手形に關する規定は限定的に列擧した例外を除く外は總て約束手形に準用される旨を明らかにしてゐる。所が當會議に列席せる若干の代表殊にロシア代表は、本條の斯くの如き簡略さを以てしては約束手形が特にロシアに於て有する經濟的重要性に適應し難いと認めたのである。それで其人達は約束手形に關する規定をもつと完全にし、殊に爲替手形に關する規定の中如何なるものが約束手形にも準用されるかを出来る丈正確に表示されたいと云ふ希望を述べたのである。

而して主査委員は其要求を正當と認めて之に適應する義務ありと認めたる。そして新しい七十七條は爲替手形に關する記載要件の列擧を規定してゐる所の第一條に倣つて次の如く規定してゐる。

- (一) 證券ノ本文ニ證券作成ノ用語ヲ以テ記載シタル約束手形ノ表示
 - (二) 一定ノ金額ヲ支拂フベキ單純ナル約束
 - (三) 満期ノ記載
 - (四) 約束手形ヲ支拂フベキ場所ノ記載
 - (五) 其者ニ對シ若クハ其指圖ニ依ツテ支拂ヲ爲スベキ者ノ氏名
 - (六) 約束手形ヲ作成シタル所及ビ時ノ表示
- 約束手形ニハ振出人署名スベシ

而して千九百十年の豫備草案の第八十七條は次の如き新しい第七十八條及第七十九條の規定を以て代へたのである。

第七十八條

左ノ事項ニ關スル爲替手形ニ付イテノ規定ハ總テ約束手形ニ準用ス但シ次條ノ規定ノ適用ヲ妨グズ」

満期第三十二條乃至第三十八條

裏書第十條乃至第十九條

手形債務者ノ連帶責任(第四十八條第一項)

保證第二十九條乃至第三十一條

支拂第三十九條乃至第四十三條

參加支拂第五十六條第六十條乃至第六十四條

所持人ノ權利及義務第四十四條乃至第五十五條

贖本第六十八條及第六十九條

偽造及變造第七十條及第七十一條

時効第七十二條及第七十三條

法律ノ抵觸第七十四條乃至第七十六條

以上ノ外尙第三者方拂第四條利息ノ約定第五條手形金額ニ關スル表示ノ相違第六條無能力者ノ署名ノ效果第七條權限欠缺若クハ超過者ノ署名ノ效果第八條ニ關スル規定モ之ヲ約束手形ニ準用ス

第七十九條(舊第八十七條第二項及ビ第三項)

三五四

約束手形ノ振出人ハ爲替手形ノ引受人ト同様ノ責任ヲ負擔ス
一覽後定期拂ノ約束手形ニ付イテハ此一覽後ノ期間ハ振出人ガ約束手形ニ爲シタル査閲ノ日ヨリ
進行ス。振出人ガ日付アル査閲ヲ約束手形ニ記載スルコトヲ拒絶シタル時ハ拒絶證書ニ依リテ之
ヲ證明スベシ。而シテ此拒絶證書ノ日付ヲ以テ一覽後ノ期間ノ起算點トス

右の如く第七十八條の規定は、若干の國の手形法に倣つて爲替手形に關する規定が約束手形にも適
用せらるる總ての場合を列擧する方法に依つてゐるのである。だから此列擧が果して完全であるか、
何等かの間違に依つて約束手形には適用することの出來ない規定を包含してはゐないかを細心に吟
味する必要がある。

議長

主査委員の提案及び報告を感謝したい。

尙當會議の二三の委員より此會合を利用して若干の意見を述べたいと云ふ希望があつた。先づメ
キシコ代表に於て發言されたい。

ザマコナ・エインクラン氏

私は議長が統一法草案の第六條即ち一覽拂及び一覽後定期拂の爲替手形に於ては利息の記載を爲
すことを認めた規定に關してメキシコ政府より提出せる意見第三點を再び茲に持ち出すことを許可

されたことに付いて厚く感謝するものである。

本條の條文はメキシコ代表が委員會の事務に携はる前に討議せられたものであるから改めて本條
に關しメキシコの法律家及び商業機關の提出した各種の反對論を述べさせて載きたいと思ふ。即ち

(一) 利息の約定は暴利行爲を助長する處があるのであつて殊に同一の國に於て振出され且つ支拂
はるべき手形に付いて然りである。

(二) 利息の約定があると或時期に於ける手形金額の正確な數額は利息を清算した上でなければ明
瞭にならない。而して此利息の清算は理論的には頗る簡單であるが實際上は手形の容易な流通
を阻害するところの遲滯や障礙を生ずるのである。

(三) 利息の約定があると所持人はもつと有利な投資口が見付かる迄は手形を呈示しないで持つて
ゐる方が有利なことがあるがそれが爲め手形の呈示を後らすと云ふ危険がないでもない。而して
此事は成るべく早く其責任を免脱することを利益とする振出人や裏書人に對して大なる損害を
生ぜしむることがある。

(四) 振出人は一覽拂の手形の手形金額は何時にても支拂ひ得る様に金庫に用意して置かなくては
ならぬのであるから所持人が隨意に延長し得る呈示迄の期間の間利息の支拂を爲さしむるは正
當でないと思はれる。

以上の如き理由で私は統一法草案第六條にあるところの一覽拂及び一覽後定期拂の手形に付いて

三五五

は利息の約定を爲し得る旨の規定を削除すべきことを提案したのであるが、若し之を採用することが出来ないとなれば、少なくとも統一條約に於て、利息の約定を禁止する権能を締約國に認むる條項を入れられんことを望むものである。

フイツシエル氏

爲替手形に利息を認容することに對してメキシコ代表の述べられた危惧は獨逸に於ても草案審査の際考慮せられたところであつて殊に高利の問題に付いてそうである。其結果利息の約定は唯一覽拂又は一覽後定期拂の手形に付いてのみに其權能を制限したのである。此種の手形に付いては貿易業者達は右の如き改革を要求したのであつて彼等が其理由とするところは商品の對價として振出された手形は其商品が何時到着するか分らない爲め支拂を爲すべき總額を知ることが出来ないことが屢々あると云ふのである。

そして右の如く制限すれば別に弊害はないものと考へる。メキシコ代表の述べられた理由の第四點に付いては、私はそれが餘りに誇張されてゐると思ふ。右の如き種類の手形の取立を委託された銀行若しくは其他の人が唯利息を利得せんとする目的のみ爲めに手形を保持せんとするが如きは殆んどないことであらう。若し斯様な態度を採ると其銀行は得意を失ふことになるべく現在既に此種の當業者達の間には競争が行なはれてゐるのであるから斯様なやり方は遠からずなくなるであらう。のみならず法律が此種の利息付手形を認容したとしても

支拂人として此種の手形の振出を受けたところの者は之を認容しなければならぬ義務のないことは勿論であつて若し自分の意思や指圖に反して振出されたところで支拂人は之が引受乃至は支拂の義務がない。

ザマコナ・エ・インクラン氏

フイツシエル氏の興味ある説明を感謝する。併し此點に付いては私の本國政府からの訓令が正式的であるから私の提案を維持したいと思ふ。

議長

爲替手形に利息の約定を認容せざることとすべしとするメキシコ代表ザマコナ・エ・インクラン氏の提案を票決に付したい。

賛成……メキシコ

反對……獨逸、匈白、ブラジル、佛英、伊、日、ルクセンブルグ、和(以上十一票)

回避……丁ノール、ウエー、露、スエーデン、スイス、トルコ

以上の結果に依つて右提案は否決された。

ジャクソン氏

私は新草案第三十八條第二項に付いて意見を述べたい。本條は舊草案の第四十六條に該當するも

のであるが次の如く規定してゐる。

「爲替手形が振出地ト曆ヲ異ニセル地ニ於テ確定ノ日ニ支拂ヲ爲スベキトキハ満期日ハ支拂地ニ於ケル曆ノ日トス

曆ヲ異ニセル二個ノ地ノ間ニ於テ振出サレタル爲替手形ガ日付後定期ニ支拂ヲ爲スベキ時ハ此期間ノ起算點ハ支拂地ノ曆ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ規定ハ一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ爲替手形ノ呈示期間ノ算定ニ付之ヲ適用ス

前數項ノ規定ハ特別ノ約款又ハ爲替手形上ノ諸種ノ記載ニ依リテ振出人ノ意思ガ之ト異ナル規則ヲ採用セントスルニアルコトヲ知り得ベキトキハ之ヲ適用セズ」

而して本條の第二項の場合に付いて、千九百年の會議の際の豫備草案に依れば振出地の曆に依つて定むることになつてゐた。所が主査委員は「振出地」に代ふるに「支拂地」を以てするを適當と考へて變更された様であるが此變更は難問を惹起する處がある。

例へば一月の一日にセント・ペテルスブルグでパリに宛て日付後一ヶ月拂にて手形が振出されたとする。此場合に此度の規定に依るとパリの曆に於ける二月一日即ち手形の振出後十六日にして支拂ふべきこととなるであらうが、斯様な結果は決して振出人の意思には合致しない。だから私は獨逸政府の提案する規定即ち

「曆ヲ異ニセル二個ノ地ノ間ニ於テ振出サレタル爲替手形ガ日付後定期ニ支拂ヲ爲スベキトキハ振

出日ヲ支拂地ノ曆ニ於ケル應當日ニ換算シ然ル後満期ヲ算定ス」

と云ふを正當であると考へる。

ジモンス氏

主査委員の意見も實質上はジャクソン氏の意見と同一なのである。即ち第三十八條第二項の文句は之に依つてジャクソン氏の唯今述べられた様な思想を表明せんとするにあつたのである。併しジャクソン氏の陳述に依つて此文句が充分明白でないことが分る。だから唯今もジャクソン氏の引用された獨逸の提案の思想を明瞭に且正確なる佛蘭西語で表明する様に修正すべきである。

クンデルト氏

私が第四十六條の「通知」の形式に關して審査委員會に提出した提案の第一點(主提案は殆んど満場一致で排斥されたけれども第二點の從的提案は大多數殊に獨逸代表の支持を得たのであつた。而して此提案に依れば通知は爲替手形自身を單に返還する文でもよいと云ふにあつたのであるが、此權能が新條文の文言中に明瞭に認められてゐないことは甚だ遺憾である。

ジモンス氏

第四十六條第四項の文言に依ると通知は何等特別の方式を必要とせぬことになつてゐる。所が手形自體の返還は他のものと同様通知を爲す一方法たるものである。だから通知が此種の方法に依つて爲し得ることは明白である。

リオンカーアン氏

ジモンス氏の見解に賛成である。唯手形の返還と言ふことを例示的に記載してもよいと思ふ。

會議は五時半閉會

號數	年	月	司 法 資 料 表 題
第一號	大正一〇	一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇	二	第二回國際少年保護會議事錄
第三號	一一	一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議事錄
第四號	一一	二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一	三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一	四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	一一	五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一	六	英國及ラエーするすノ警察
第九號	一一	七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一	八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一	九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	一一	一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一	一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一	一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二	一	辯護士倫理
第一六號	一二	二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二	三	英國監獄制度

第一八號	大正二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一、二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一、二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一、二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論 (附) 統一的勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	一、二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	一、二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策的立法概觀
第二四號	一、二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一、二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法 (附) 調停制度概觀
第二六號	一、二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一、二、八	短期自由刑論
第二八號	一、二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	一、二、九	獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第三〇號	一、二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	一、二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一、二、一一	司法制度改良論
第三三號	一、二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	一、二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國之部)
第三五號	一、二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(奧國及瑞西之部)

第三六號	一、三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	一、三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一、三、二	佛國借家借地法
第三九號	一、三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)
第四〇號	一、三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一、三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)
第四二號	一、三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)
第四三號	一、三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第四四號	一、三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一、三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附) 司法行政機關)
第四六號	一、三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一、三、六	瑞西辯護士法
第四八號	一、三、七	露西亞事情
第四九號	一、三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一、三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一、三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一、三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一、三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)

第五四號	大正三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一二	獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛國勞働法正文
第五八號	一三、一二	米國少年裁判法
第五九號	一三、一二	英國裁判所構成法(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ所遇
第六二號	一四、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一四、四	假釋ノ放
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號	一四、六	英國司法警察論
第七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇

第七二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)
第七九號	一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則篇)
第八〇號	一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	一五、二	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八三號	一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其三)
第八四號	一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	一五、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)

第九〇號	大正一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	〃 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	〃 一五、九	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第三篇)
第九三號	〃 一五、九	刑罰に關する制度(其六) 完
第九四號	〃 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書第二卷(其一)
第九五號	〃 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
第九六號	〃 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	〃 一五、一一	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)
第九八號	〃 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	〃 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	〃 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)
第一〇二號	〃 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)
第一〇三號	〃 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書第二卷(其二)
第一〇四號	〃 二、三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	〃 二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	〃 二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇) 完
第一〇七號	〃 二、四	保安處分

第一〇八號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	〃 二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	〃 二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	〃 二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	〃 二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	〃 二、八	佛國刑事裁判所の組織及司法警察
第一一五號	〃 二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)
第一一六號	〃 二、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	〃 二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	〃 二、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、奧一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	〃 二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及理由書(各論篇)
第一二〇號	〃 二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	〃 二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	〃 二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	〃 二、一二	フレデリック・バイウオーターズ及エデイス・トムソン事件の陪審公判
第一二四號	〃 三、一	(英國著名裁判 其二)
第一二五號	〃 三、二	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
		大逆罪に關する比較法制資料

第一二六號	昭和	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一二七號	〃	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	〃	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一二九號	〃	三、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一三〇號	〃	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一三一號	〃	三、九	ソヴェエツト露西亞の法制(前篇)
第一三二號	〃	三、一〇	ソヴェエツト露西亞の法制(後篇)
第一三三號	〃	三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇
第一三四號	〃	三、一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	〃	三、一二	治安判事論
第一三六號	〃	四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	〃	四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	〃	四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	〃	四、四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	〃	四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	〃	四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	〃	四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	〃	四、八	獨逸司法制度(前篇)

第一四四號	〃	四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	〃	四、一〇	ソヴェエツト露西亞民法(前篇)
第一四六號	〃	四、一一	ソヴェエツト露西亞民法(後篇)
第一四七號	〃	四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	〃	五、一	ソヴェエツト露西亞刑法
第一四九號	〃	五、二	ソヴェエツト露西亞裁判所構成法 刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	〃	五、三	英米獨佛の手法法及小切手法
第一五一號	〃	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	〃	五、五	佛國民商事裁判管轄
第一五三號	〃	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	〃	五、七	獨逸刑法及び行刑法施行法草案
第一五五號	〃	五、八	獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書
第一五六號	〃	五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	〃	五、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	〃	五、一一	國際行刑會議報告書集 七
第一五九號	〃	五、一二	德川禁令考後聚(第三帙)
第一六〇號	〃	六、一	少年保護司指針
第一六一號	〃	六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査

第一六二號	昭和六、五	一九二九年未現行カリホルニヤ州刑法(前編)
第一六三號	六、七	一九二九年未現行カリホルニヤ州刑法(後編)
第一六四號	六、八	佛國司法制度(前編)
第一六五號	六、九	佛國司法制度(後編)
第一六六號	六、一〇	德川禁令考(第四帙)
第一六七號	七、一	支那歴代刑事法制的思想 上卷(「大學衍義補」慎刑憲篇)
第一六八號	七、二	支那歴代刑事法制的思想 下卷(「大學衍義補」慎刑憲篇)
第一六九號	七、三	司法事務の經費節減、簡易化及促進(獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、四	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、五	刑事事件集(附) 刑事事件起按小手引
第一七二號	七、六	ソグエート法の理論
第一七三號	七、七	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	七、八	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	七、九	民事事務修習の栞
第一七六號	八、一〇	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、一一	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝に説明書(一)
第一七八號	八、一二	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案竝に説明書(二)
第一七九號	八、一三	搜查事務に就て

第一八〇號	八、一四	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、三	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、四	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)
第一八五號	九、五	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂
第一八六號	九、六	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、七	德川 民事慣例集(人事ノ部)
第一八八號	九、八	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポーランド改正刑法及ポーランド違警罪法
第一八九號	九、九	取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と
第一九〇號	九、一〇	刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一九一號	九、一一	米國ユター州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九二號	九、一二	一九三〇年獨逸刑法草案竝に現行獨逸刑法典(附録重要附屬法令)
第一九三號	一〇、一	德川 民事慣例集(動産ノ部)
第一九四號	一〇、二	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九五號	一〇、三	一九二八年スペイン刑法
第一九六號	一〇、四	ポーランド新民事訴訟法(一九三三年)
第一九七號	一〇、五	獨逸刑法提要(上)

エトSR15

第一九七號	昭和一〇、七	ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服する
第一九八號	〃 一〇、八	伊太利刑典
第一九九號	〃 一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例
第二〇〇號	〃 一〇、一〇	一九一二年第二回 海牙萬國手形法統一會議事錄
第二〇一號	〃 一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議事錄





